第六条中「医療保健業」を「（収益事業の範囲）に改め、同条第四号ロ中「第十一条第二号（医師国家試験」を「第十一条第一項第二号（医師国家試験」に改め、同号ホ中「第二種社会福祉事業開始の届出」を「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等」に、「無料又は低額な料金による診療事業」を「定義」に改める。

第八条の二の三中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　令第八条第二項第三号イ(2)及びロ(2)に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号イ(2)又はロ(2)の他の調整対象通算法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）の同号に規定する修正帳簿価額（当該他の調整対象通算法人が同条第一項第十五号の分割型分割又は同項第十七号の分割型分割の直前の時において同条第二項第三号イ(2)又はロ(2)の当該調整対象通算法人の株式を有する場合には、当該株式に係る同号イ(2)及びロ(2)に定める金額をないものとして計算した同号に規定する修正帳簿価額）に相当する金額とする。

第八条の三第二項中「これらの書類に」を「並びに」に改め、「について記載がない場合には、その収益の分配の状況」及び「を含む。）」を削る。

第八条の三の三第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第八条の五の二の見出しを「（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法）に改め、同条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

２　令第二十三条第二項第三号イ(2)及びロ(2)に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号イ(2)又はロ(2)の他の調整対象通算法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）の同号に規定する修正帳簿価額（当該他の調整対象通算法人が同条第一項第二号の分割型分割又は同項第三号の株式分配の直前の時において同条第二項第三号イ(2)又はロ(2)の当該調整対象通算法人の株式を有する場合には、当該株式に係る同号イ(2)及びロ(2)に定める金額をないものとして計算した同号に規定する修正帳簿価額）に相当する金額とする。

第二十二条の五第一項第一号イ中「平成十八年法律第四十九号」の下に「。以下この項及び第四項において「公益認定法」という。」を加え、「いう。以下この条」を「いう。以下この項」に改め、「係る経常費用」の下に「（一般純資産に係るものに限る。）」を加え、「第二十六条第三号（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的保有財産」を「第十六条第二項第一号ロ（年度剰余額等の算定）」に、「次号ニにおいて同じ。）」を「ハにおいて同じ。）のうちハ(1)から(3)までに掲げるもの（次号ハにおいて「特定公益目的保有財産」という。）」に改め、同号ロからニまでを次のように改める。

ロ　当該事業年度において公益認定法第十四条（公益目的事業の収入及び費用）に規定する方法により公益充実資金（公益認定法規則第二十三条第一項（公益充実資金）に規定する公益充実資金をいう。以下この条において同じ。）として積み立てた金額（当該金額が公益充実資金当期積立基準額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

ハ　当該事業年度において取得し、又は表示した次に掲げる財産（一般純資産に係るものに限る。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

(1)　その取得した公益認定法第十八条第六号（公益目的事業財産）に掲げる財産　その取得価額

(2)　次に掲げる財産を支出することにより取得した公益目的保有財産　その取得価額

(i)　公益認定法第十八条第一号から第四号まで及び第七号に掲げる財産、(1)に掲げる財産並びに公益認定法規則第四十一条第一号から第三号まで（公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）に掲げる財産

(ii)　公益認定法第十八条第五号及び公益認定法規則第四十一条第四号に掲げる財産（当該財産を運用し、又は処分することにより取得した財産を含む。）

(3)　公益認定法規則第四十条（公益目的事業の用に供するものである旨の表示の方法）に規定する方法により財産目録（公益認定法第二十一条第二項第一号（財産目録の備置き及び閲覧等）に掲げる財産目録をいい、公益認定法規則第四十九条第六項（財産目録の区分）の規定により同号に掲げる財産目録とみなされたものを含む。）に公益目的事業の用に供するものである旨を表示した公益認定法第十八条第七号及び公益認定法規則第四十一条第三号に掲げる財産（公益目的保有財産に該当するものに限る。）　その財産のその財産目録に表示した額

ニ　当該事業年度の公益認定法規則第十九条第一項第二号ニ（特例算定方法）に規定する過年度特例残存欠損額の合計額

第二十二条の五第一項第二号中「に公益目的事業以外の事業（収益事業を除く。）から公益目的事業に繰り入れた金額を加算した金額」を削り、同号イ中「経常収益」の下に「（一般純資産に係るものに限る。）」を加え、同号ロからニまでを次のように改める。

ロ　当該事業年度において公益認定法規則第二十三条第二項の規定により取り崩した公益充実資金の額

ハ　当該事業年度において特定公益目的保有財産を処分した場合におけるその処分により得た財産（一般純資産に係るものに限る。）の額及び当該事業年度において特定公益目的保有財産を特定公益目的保有財産以外の財産とした場合におけるその財産の額とされる当該特定公益目的保有財産（一般純資産に係るものに限る。）の額の合計額

ニ　当該事業年度の次に掲げる金額の合計額

(1)　公益目的事業以外の事業（収益事業に限る。）から公益目的事業に繰り入れた金額のうち公益認定法第十八条第四号に規定する額

(2)　公益目的事業以外の事業（収益事業を除く。）から公益目的事業に繰り入れた金額

第二十二条の五第二項中「特定費用準備資金当期積立基準額とは」を「公益充実資金当期積立基準額とは、当該公益充実資金に係る公益充実活動等（公益認定法規則第二十三条第一項第一号に規定する公益充実活動等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）ごとに」に、「特定費用準備資金を積み立てることとされた期間の末日」を「公益充実活動等の同条第一項第二号イに掲げる実施時期の開始の日の前日」に、「当該末日」を「当該前日」に改め、「計算した金額」の下に「の合計額」を加え、同項各号を次のように改める。

一　当該事業年度終了の時における当該公益充実活動等の所要額

二　当該事業年度の前事業年度終了の時におけるイに掲げる金額にロに掲げる金額のハに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額

イ　当該公益充実資金の額

ロ　当該公益充実活動等の所要額

ハ　当該公益充実資金に係る公益充実活動等の所要額の合計額

第二十二条の五第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「公益認定法規則第十八条第一項の規定により」を削り、「公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額若しくは同条第二項の規定により」を「公益認定法第十四条に規定する方法により積み立てた公益充実資金の額（以下この項において「積立額」という。）若しくは」に、「公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除された金額又は当該他の公益法人」を「公益認定法規則第二十三条第二項の規定により取り崩した公益充実資金の額（以下この項において「取崩額」という。）又は当該他の公益法人」に、「公益資産取得資金の額」を「公益充実資金に係る公益充実活動等の所要額」に、「公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額若しくは当該」を「積立額若しくは当該」に、「公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除された金額又は当該適用法人」を「取崩額又は当該適用法人」に、「第一項から第三項までの規定を適用する」を「第二項第二号に掲げる金額を計算する」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十七条の三に次の一号を加える。

十八　その有していた法第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託の受益権に係る法第六十一条の二第二十項に規定する払戻しとして金銭の交付を受けたこと　当該払戻しの日

第二十七条の四第一項中「第六十一条の二第二十項」を「第六十一条の二第二十一項」に改め、同条第二項中「第六十一条の二第二十一項」を「第六十一条の二第二十二項」に改める。

第二十七条の十四第十二号中「及び第五項第六号」を削る。

第二十九条の四第二項第二号中「第九条の七第六項ただし書」を「第九条の七第四項ただし書」に、「第四十八条の十三第七項ただし書」を「第四十八条の十三第五項ただし書」に改める。

第二編第二章の章名を次のように改める。

第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等

第二編第二章第一節第一款及び第二款の款名並びに同章第二節の節名を削る。

第三十八条の二第一項中「調整後対象租税額」の下に「、「基準税率」、「過去対象会計年度」」を加え、「又は「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「、「グループ国際最低課税額等報告事項等」又は「グループ国内最低課税額報告事項等」に、「第三十二号」を「第三十五号」に改め、「、調整後対象租税額」の下に「、基準税率、過去対象会計年度」を加え、「又は特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「、グループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等」に改め、同条第二項中「「基準税率」、「過去対象会計年度」又は」を削り、「とは」を「又は「特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう」に改め、同条第三項第七号中「地域」の下に「の租税に関する法令」を加える。

第三十八条の三中「及び第八十二条の二第七項各号」を「、第八十二条の三第七項各号」に、「並びに令」を「及び第八十二条の十九第八項各号（国内最低課税額）（同条第十五項において準用する場合を含む。）並びに令」に、「並びに第百五十五条の四十四第一項第二号」を「、第百五十五条の四十四第一項第二号」に、「。）に」を「）、第百五十五条の五十九第八項第二号（国際最低課税残余額）、第百五十五条の六十一第二項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）（令第百五十五条の七十第二項（共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額）において準用する場合を含む。）並びに第百五十五条の六十四第一項第二号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）（令第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する場合を含む。）に」に改め、「七億五千万ユーロ」の下に「、五千万ユーロ」を加える。

第三十八条の十五第四項中「。次項」の下に「及び第八項」を加え、同条第六項中「）に」を「。第八項において同じ。）に」に改め、同条に次の一項を加える。

8　構成会社等又は共同支配会社等が各対象会計年度において令第百五十五条の二十三第一項（株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける場合において、同条第一項第一号に規定する法人税等に係る株式報酬費用額に相当する金額が最終親会社等財務会計基準における資産の帳簿価額に含まれるときは、当該資産の帳簿価額に当該相当する金額が含まれないものとみなして、当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額を計算する。

第三十八条の十六第十項第二号中「課税期間をいう。以下この条」を「課税期間をいう。第二十五項」に改め、同条第十三項第一号中「第八十二条の二第二項第一号イ」を「第八十二条の三第二項第一号イ」に改め、同項第二号中「並びに次項第二号及び第四号」を「及び第六号並びに次項」に改め、同項第三号中「第八十二条の二第二項第四号イ」を「第八十二条の三第二項第四号イ」に改め、同項に次の二号を加える。

五　構成会社等（法第八十二条の三第六項の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに相当する規定の適用を受けるものに限る。以下この項並びに次項第五号及び第六号において同じ。）のうち、その所在地国（当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合には、その設立国。次号並びに同項第五号及び第六号において同じ。）に係る当該対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額等（法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する当期グループ国内最低課税額又は当該法令におけるこれに相当するものをいう。次号並びに次項第五号及び第六号において同じ。）がないもの

六　構成会社等のうち、資金の供与に係る収益の額又は費用の額がなかつたとしたならばその所在地国に係る当該対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額等がないこととなるもの（前号に掲げるものを除く。）

第三十八条の十六第十四項に次の二号を加える。

五　構成会社等のうち、その所在地国に係る当該対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額等があるもの

六　構成会社等のうち、資金の供与に係る収益の額又は費用の額がなかつたとしたならばその所在地国に係る当該対象会計年度に係る当期グループ国内最低課税額等があることとなるもの（前号に掲げるものを除く。）

第三十八条の十六第十六項中「第八十二条の二第二項第一号イ」を「第八十二条の三第二項第一号イ」に、「第八十二条の二第四項第一号イ」を「第八十二条の三第四項第一号イ」に、「第八十二条の二第二項第四号イ」を「第八十二条の三第二項第四号イ」に、「第八十二条の二第四項第四号イ」を「第八十二条の三第四項第四号イ」に、「並びに」を「中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、同項第五号中「第八十二条の三第六項」とあるのは「第八十二条の三第十三項において準用する同条第六項」と、「無国籍共同支配会社等」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と、」に改め、同条第二十四項中「第三十八条の二十八第九項第一号」を「第三十八条の二十八第二十九項第一号」に改める。

第三十八条の十八中「若しくは」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税若しくは各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税又は」に、「これに」を「これらに」に改め、「、自国内最低課税額に係る税又は令第百五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税」を削る。

第三十八条の二十の二第二項第二号中「その所有持分を有する当該他の会社等」を「当該構成会社等」に、「その構成員の収入等として取り扱われ」を「当該対象導管会社等の構成員の収入等として取り扱われ」に、「その所有持分を有する当該構成会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改め、同項第三号中「その所有持分を有する介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその」を「当該構成会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令において当該対象導管会社等の」に、「その所有持分を有する他の介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその所有持分を有する当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する」及び「その所有持分を有する当該構成会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改める。

第三十八条の二十三の次に次の一条を加える。

（恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

第三十八条の二十三の二　令第百五十五条の三十第一項第一号（恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める金額は、同号の構成会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により同号の恒久的施設等に帰せられる損失の金額のうち当該構成会社等の同号の対象会計年度に係る所得（その源泉が当該所在地国にあるものに限る。）の金額から減算される金額に相当する金額として当該法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額とする。

第三十八条の二十六第三項中「第三十八条の二十九第二十項」を「第三十八条の二十九第十九項」に改める。

第三十八条の二十七第三項第一号中「いう。」の下に「次条第四項及び」を加える。

第三十八条の二十八第三項第一号中「いう。」の下に「に被配分繰延対象租税額を加算した金額」を加え、同号イ中「この項、第五項及び第六項」及び「この項、次項及び第六項」を「この条」に、「及び第五項」を「、次項第六号及び第十一項各号」に改め、同号ニ中「第十項」を「第三十項」に改め、同号リ中「地域」の下に「の租税に関する法令」を加え、「第五項」を「第十一項各号」に改め、同号ヲ⑴㈢中「第百五十五条の三十五第二項第一号」を「第百五十五条の三十五第三項」に、「となつた」を「又は被配分繰延対象租税額とされた」に改め、同号ヲ⑵㈢中「となつた」を「又は被配分繰延対象租税額とされた」に改め、同項第二号イ中「支払われた」を「取り崩された」に改め、同号ロ中「次項」を「第二十項又は第二十一項」に、「支払われた」を「取り崩された」に改め、同号ハ中「再計算国別調整後対象租税額」の下に「若しくは令第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）（令第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する場合を含む。）に規定する再計算国内グループ調整後対象租税額」を加え、「第三十八条の三十二第一項第二号」を「第三十八条の三十二第二項」に改め、「第三十八条の三十七第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）」の下に「又は第三十八条の五十七第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）若しくは第三十八条の六十二第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」を加え、「第三十八条の三十五第一項第二号」を「第三十八条の三十五第二項」に、「」に規定する取戻繰延税金負債のうち」を「第十二項において同じ。）において準用する第三十八条の三十二第二項に規定する取戻繰延税金負債のうち」に、「支払われた」を「取り崩された」に改め、同項第三号ハ⑴から⑼まで以外の部分を次のように改める。

特定取戻繰延税金負債に相当する金額（次に掲げる金額に係る部分の金額を除く。）

第三十八条の二十八第四項及び第五項を次のように改める。

4　前項第一号に規定する被配分繰延対象租税額とは、各対象会計年度における構成会社等又は共同支配会社等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該対象会計年度に係る当該各号に定める金額をいう。

一　構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等である場合　当該対象会計年度に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ　当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の配分可能繰延対象租税額（構成会社等又は共同支配会社等の前項第一号（ハに係る部分に限る。）の規定を適用しないで計算した場合における令第百五十五条の三十五第一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額（前項第一号に規定する調整後法人税等調整額に係る部分の金額に限る。）をいう。以下この項及び第二十三項において同じ。）（当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の配分可能繰延対象租税額）のうち当該恒久的施設等の所得の金額に係る部分の金額（当該金額に当該恒久的施設等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）として当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

⑴　当該対象会計年度後のいずれかの対象会計年度において、当該構成会社等又は共同支配会社等がその所在地国においてイに掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受けることが見込まれる場合　その適用を受けることが見込まれる金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

⑵　当該対象会計年度において、当該構成会社等又は共同支配会社等がその所在地国においてイに掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受ける場合　零から、その適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額を減算した金額

二　構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十六第十四項（第二号に係る部分に限る。）（当期純損益金額）の規定の適用を受ける場合　当該対象会計年度に係る同号の対象導管会社等の配分可能繰延対象租税額（当該対象導管会社等に係る第四号に定める金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象導管会社等に係る同項第一号の合計割合を乗じて計算した金額（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）

三　構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十七第一項（第二号に係る部分に限る。）（各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合　当該対象会計年度に係る同号（同条第七項において準用する場合を含む。）の対象各種投資会社等の配分可能繰延対象租税額（当該対象各種投資会社等に係る次号に定める金額がある場合には、当該金額を加算した金額）に当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象各種投資会社等に係る同条第一項第一号（同条第七項において準用する場合を含む。）の合計割合を乗じて計算した金額（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）

四　構成会社等又は共同支配会社等の持分を直接又は間接に有する他の構成会社等又は共同支配会社等（以下この号及び次項において「親会社等」という。）が適格外国子会社合算税制等（租税特別措置法第六十六条の六（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）若しくは第六十六条の九の二（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定（以下この条並びに次条第四項及び第七項第二号において「外国子会社合算税制等」という。）のうち、親会社等に係る複数の外国関係会社等（同法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社若しくは同法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関するこれらに相当するものをいう。以下この号及び第十一項第二号において同じ。）の所得又は損失を通算して外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額を算出することとされ、かつ、その課税額（外国子会社合算税制等の適用により親会社等に課される法人税に相当する税の額から外国関係会社等の所得に対して課される税の額が控除される場合におけるその控除後の残額をいう。）が生ずることとなる税率として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した割合が基準税率を下回るもの（第十九項並びに次条第七項及び第九項第二号ロにおいて「特定外国子会社合算税制等」という。）以外のものをいう。以下この号において同じ。）の適用を受ける場合　当該適格外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされる当該構成会社等又は共同支配会社等に係る所得の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を合計した金額

イ　受動的所得の金額以外の所得の金額　当該対象会計年度に係る(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を減算した金額

(1)　当該親会社等の配分可能繰延対象租税額（当該親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の配分可能繰延対象租税額）のうち適格外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額（当該受動的所得の金額に係る部分の金額に限る。）に係る部分の金額（当該受動的所得の金額以外の所得の金額に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(2)　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　当該対象会計年度後のいずれかの対象会計年度において、当該親会社等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受けることが見込まれる場合　その適用を受けることが見込まれる金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(ii)　当該対象会計年度において、当該親会社等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受ける場合　零から、その適用を受ける金額のうち(1)に掲げる金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　受動的所得の金額　当該対象会計年度に係る(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を減算した金額（当該減算した金額と受動的所得被配分当期対象租税額（次条第四項第二号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額をいい、同条第七項の規定の適用を受ける場合には同項第二号ロに規定する配分会社等の特定配分可能当期対象租税額に同号ロ(1)に掲げる金額が同号ロ(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。第六項第一号及び第七項において同じ。）とを合計した金額が(3)に掲げる金額を超える場合には、当該金額のうち当該減算した金額に係る部分の金額）

(1)　当該親会社等の配分可能繰延対象租税額（当該親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける場合にはその適用がないものとして計算した場合の配分可能繰延対象租税額とし、第六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち適格外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額（当該受動的所得の金額に係る部分の金額に限る。）に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(2)　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　当該対象会計年度後のいずれかの対象会計年度において、当該親会社等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受けることが見込まれる場合　その適用を受けることが見込まれる金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(ii)　当該対象会計年度において、当該親会社等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受ける場合　零から、その適用を受ける金額のうち(1)に掲げる金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(3)　当該構成会社等又は共同支配会社等の受動的所得の金額に、基準税率から当該適格外国子会社合算税制等における当該受動的所得の金額に係る対象租税の額がないものとして計算した場合の当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)（国際最低課税額）に規定する国別実効税率（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の同条第二項第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）を控除した割合を乗じて計算した金額

五　構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の三十五第三項第五号イ又はロに掲げる会社等のいずれかに該当する場合　当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する他の構成会社等又は共同支配会社等（同号に規定する対象会社等に該当するものに限る。以下この条において「構成員等」という。）の所在地国における租税に関する法令の規定により当該構成員等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされる当該構成会社等又は共同支配会社等に係る所得の金額（当該構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十六第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合における同項第二号の対象導管会社等の所得の金額のうち同号の規定により加算される金額に係る部分の金額及び当該構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十七第一項（第二号に係る部分に限る。）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における同条第一項第二号の対象各種投資会社等の所得の金額のうち同号の規定により加算される金額に係る部分の金額を含む。）の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を合計した金額

イ　受動的所得の金額以外の所得の金額　当該対象会計年度に係る(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を減算した金額

(1)　当該構成員等の配分可能繰延対象租税額（当該構成員等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の配分可能繰延対象租税額）のうち当該構成員等の益金の額に算入される金額（当該受動的所得の金額に係る部分の金額に限る。）に係る部分の金額（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(2)　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　当該対象会計年度後のいずれかの対象会計年度において、当該構成員等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受けることが見込まれる場合　その適用を受けることが見込まれる金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(ii)　当該対象会計年度において、当該構成員等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受ける場合　零から、その適用を受ける金額のうち(1)に掲げる金額に係る部分の金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額を減算した金額

ロ　受動的所得の金額　当該対象会計年度に係る(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を減算した金額（当該減算した金額と受動的所得被配分当期対象租税額（次条第五項第二号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額をいい、同条第七項の規定の適用を受ける場合には同項第三号ロに規定する配分会社等の特定配分可能当期対象租税額に同号ロ(1)に掲げる金額が同号ロ(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。第九項第一号及び第十項において同じ。）とを合計した金額が(3)に掲げる金額を超える場合には、当該金額のうち当該減算した金額に係る部分の金額）

(1)　当該構成員等の配分可能繰延対象租税額（当該構成員等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける場合にはその適用がないものとして計算した場合の配分可能繰延対象租税額とし、第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該構成員等の益金の額に算入される金額（当該受動的所得の金額に係る部分の金額に限る。）に係る部分の金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(2)　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　当該対象会計年度後のいずれかの対象会計年度において、当該構成員等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受けることが見込まれる場合　その適用を受けることが見込まれる金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(ii)　当該対象会計年度において、当該構成員等がその所在地国において(1)に掲げる金額に係る外国税額控除等の適用を受ける場合　零から、その適用を受ける金額のうち(1)に掲げる金額に係る部分の金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額を減算した金額

(3)　当該構成会社等又は共同支配会社等の受動的所得の金額に、基準税率から当該構成員等の所在地国の租税に関する法令における当該受動的所得の金額に係る対象租税の額がないものとして計算した場合の当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)に規定する国別実効税率（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の同条第二項第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）を控除した割合を乗じて計算した金額

六　構成会社等又は共同支配会社等がその有する恒久的施設等につき令第百五十五条の三十第二項（恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合　当該対象会計年度に係る当該恒久的施設等の配分可能繰延対象租税額（当該恒久的施設等に係る適用税率が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る適用税率よりも高い場合（これらの適用税率のいずれもが基準税率を上回る場合を除く。）には当該構成会社等又は共同支配会社等に係る適用税率によるものとした場合に算出される当該配分可能繰延対象租税額とし、欠損の金額に係る繰延税金資産に係る部分の金額を除く。）のうち同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該構成会社等又は共同支配会社等の特例適用前個別計算所得等の金額（構成会社等にあつては令第百五十五条の十八第一項第一号に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいい、共同支配会社等にあつては同項第二号に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいう。）（令第百五十五条の十九から第百五十五条の二十九まで（国際海運業所得等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に加算される金額に係る部分の金額

5　前項第四号に規定する受動的所得の金額とは、構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれる次に掲げる金額のうち、外国子会社合算税制等により当該構成会社等又は共同支配会社等に係る親会社等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされるものをいう。

一　支払を受ける利子（これに相当するものを含む。）の額

二　支払を受ける利益の配当（これに相当するものを含む。）の額

三　支払を受ける資産の貸付けによる対価の額

四　支払を受ける使用料の額

五　保険契約であつて年金を給付する定めのあるものに基づいて支払を受ける年金の額

六　前各号に掲げる金額に係る利益の額（これに類する利益の額を含む。）を生じさせる資産につき、その運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額（前各号に掲げる金額に係る利益の額を除く。）

第三十八条の二十八第十二項中「過去対象会計年度」を「、過去対象会計年度」に、「第百五十五条の三十五第一項第一号」を「第百五十五条の三十五第二項」に、「同条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十一項を同条第三十一項とし、同条第十項を同条第三十項とし、同条第九項第一号から第三号までの規定中「当該適用を」を「その適用を」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第八項を同条第二十八項とし、同条第七項中「場合に限る」を「場合に限るものとし、同項第二号に係る部分の金額を除く」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第六項中「に限る。）に」を「（特定外国子会社合算税制等に係る部分の金額を除く。）に限る。）に」に、「並びに第四項」を「、次項並びに第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の七項を加える。

20　各対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金負債（当該対象会計年度において計上されたものに限る。以下この項において同じ。）のうちに当該対象会計年度（以下この項において「適用対象会計年度」という。）の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されることが見込まれない部分に係る金額がある場合において、特定多国籍企業グループ等の当該適用対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（令第百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額の計算につき、その見込まれない部分に係る金額がある繰延税金負債に係る取戻繰延税金負債を後入先出法

又は先入先出法により総勘定元帳科目ごとに算出するものにあつては当該総勘定元帳科目ごとに、当該取戻繰延税金負債を後入先出法又は先入先出法により集計繰延税金負債区分ごとに算出するものにあつては当該集計繰延税金負債を個別法により算出するものにあつては当該繰延税金負債（以下この項において「特定繰延税金負債」という。）ごとにこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供があるとき、又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があるとき（法第百五十条の三第三項又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）は、その見込まれない部分に係る金額に係る当該総勘定元帳科目若しくは当該集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債又はその見込まれない部分に係る金額に係る当該特定繰延税金負債に相当する金額を同号に掲げる金額から減算する。

21　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において令第百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額の計算に係る繰延税金負債（前項の規定の適用があるものを除くものとし、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において計上されるものに限る。）につき、その取戻繰延税金負債を後入先出法又は先入先出法により算出する繰延税金負債のうち総勘定元帳科目ごとにその取戻繰延税金負債を算出するものにあつては当該総勘定元帳科目ごとに、集計繰延税金負債区分ごとにその取戻繰延税金負債を算出するものにあつては当該集計繰延税金負債区分ごとにこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合に限る。）は、当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る当該総勘定元帳科目又は当該集計繰延税金負債区分に係るその計上された繰延税金負債に相当する金額を当該各対象会計年度に係る同号に掲げる金額から減算する。

22　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、前項の規定は、適用しない。

23　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（構成会社等又は共同支配会社等及び当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等又は共同支配会社等（以下この項において「適用会社等」という。）につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合に限る。）は、当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る第四項に規定する被配分繰延対象租税額には、当該適用会社等が同項第一号の恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等である場合における同号に定める金額（当該適用会社等の配分可能繰延対象租税額に係る部分の金額に限る。）、当該適用会社等が同項第四号の親会社等である場合における同号に定める金額（当該適用会社等の配分可能繰延対象租税額に係る部分の金額に限る。）及び当該適用会社等が同項第五号の構成員等である場合における同号に定める金額（当該適用会社等の配分可能繰延対象租税額に係る部分の金額に限る。）を含まないものとする。

24　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、前項の規定は、適用しない。

25　第二十一項又は第二十三項の規定は、これらの規定の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第二十二項又は前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

26　第二十二項又は第二十四項の規定は、これらの規定の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第二十一項又は第二十三項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

第三十八条の二十八第五項の次に次の十三項を加える。

6　第四項第四号の親会社等の調整後対象租税額の計算については、次に定めるところによる。

一　各対象会計年度に係る受動的所得被配分繰延対象租税額（第四項第四号ロ⑴に掲げる金額から同号ロ⑵に掲げる金額を減算した金額をいう。次号及び次項において同じ。）と受動的所得被配分当期対象租税額とを合計した金額が第四項第四号ロ⑶に掲げる金額を超える場合における当該親会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額には、その超える部分の金額を含むものとする。

二　過去対象会計年度において前号の規定により発生繰延対象租税額（各対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債のうち受動的所得被配分繰延対象租税額に係る部分の金額をいう。以下この号及び次項において同じ。）が当該親会社等の調整後対象租税額に含むものとされた場合において、当該過去対象会計年度後の対象会計年度において当該発生繰延対象租税額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債が取り崩されたときは、当該親会社等のその取り崩された金額（当該過去対象会計年度において前号の規定により当該親会社等の調整後対象租税額に含むものとされた繰延税金資産又は繰延税金負債に係る部分の金額に限る。）を含むものとする。

7　各対象会計年度に係る前項第一号に規定する超える部分の金額（以下この項において「超過額」という。）は、当該対象会計年度に係る発生繰延対象租税額（零を超えるものに限る。）から成るものとし、発生繰延対象租税額が零以下である場合又は当該超過額に満たない場合には、当該超過額又はその満たない部分の金額の範囲内において、順次当該対象会計年度に係る受動的所得被配分当期対象租税額（零を超えるものに限る。）及び取崩繰延対象租税額（当該対象会計年度に係る受動的所得被配分繰延対象租税額のうち当該対象会計年度において取り崩された繰延税金資産又は繰延税金負債に係る部分の金額であつて、零を超えるものをいう。）から成るものとする。

第四項第五号に規定する受動的所得の金額とは、構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれる第五項各号に掲げる金額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等の構成員等が有する当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分に応じて益金の額に算入される金額の計算の基礎とされるものをいう。

第四項第五号の構成員等の調整後対象租税額の計算については、次に定めるところによる。

一　各対象会計年度に係る受動的所得被配分繰延対象租税額（第四項第五号ロ(1)に掲げる金額から同号ロ(2)に掲げる金額を減算した金額をいう。次号及び次項において同じ。）と受動的所得被配分当期対象租税額とを合計した金額が第四項第五号ロ(3)に掲げる金額を超える場合における当該構成員等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額には、その超える部分の金額を含むものとする。

二　過去対象会計年度において前号の規定により発生繰延対象租税額（各対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債のうち受動的所得被配分繰延対象租税額に係る部分の金額をいう。以下この号及び次項において同じ。）が当該構成員等の調整後対象租税額に含むものとされた場合において、当該過去対象会計年度後の対象会計年度に係る繰延税金資産又は繰延税金負債が取り崩されたときは、当該構成員等のその取り崩された対象会計年度に係る調整後対象租税額には、その取り崩された金額（当該過去対象会計年度において前号の規定により当該構成員等の調整後対象租税額に含むものとされた繰延税金資産又は繰延税金負債に係る部分の金額に限る。）を含むものとする。

各対象会計年度に係る前項第一号に規定する超える部分の金額（以下この項において「超過額」という。）は、当該超過額の範囲内において、まず当該対象会計年度に係る発生繰延対象租税額（零を超えるものに限る。）から成るものとし、発生繰延対象租税額が零以下である場合又は当該超過額に満たない場合には、当該超過額又はその満たない部分の金額の範囲内において、順次当該対象会計年度に係る受動的所得被配分当期対象租税額（零を超えるものに限る。）及び取崩繰延対象租税額（当該対象会計年度に係る受動的所得被配分繰延対象租税額のうち当該対象会計年度において取り崩された繰延税金資産又は繰延税金負債に係る部分の金額であつて、零を超えるものをいう。）から成るものとする。

第三項第一号リに規定する特定繰延税金資産とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一　構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度（当該構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等（当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令におけるこれに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）を有する対象会計年度に限る。）に係る特定欠損金額（過去対象会計年度に係る欠損の金額（当該法令において当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る益金の額から控除することができることとされる金額に限るものとし、当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）及び当該対象会計年度に係る外国子会社合算税制等の適用がないものとして計算した場合の欠損の金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）があり、かつ、当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等の益金の額に算入される課税対象金額等（租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額又は同法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらに相当するものをいう。）から当該特定欠損金額が控除された場合　国又は地域の租税に関する法令において当該構成会社等又は共同支配会社等に係る外国関係会社等の所得に対して課される税の額に係る繰越外国税額（当該法令において当該対象会計年度に係る法人税等の額（当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）から控除することができることとされる金額に限る。）に係る繰延税金資産（当該繰延税金資産が当該特定欠損金額に適用税率を乗じて計算した金額を上回る場合には、当該計算した金額）

二　構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度（外国子会社合算税制等の適用を受ける対象会計年度に限る。）に係る特定欠損金額（過去対象会計年度に係る欠損の金額（当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る益金の額から控除することができることとされる金額に限るものとし、当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）及び当該対象会計年度に係る外国子会社合算税制等の適用がないものとして計算した場合の欠損の金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）があり、かつ、当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等の益金の額に算入される課税対象金額等（租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額若しくは同法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらに相当するものをいう。）から当該特定欠損金額が控除された場合　国又は地域の租税に関する法令において当該構成会社等又は共同支配会社等に係る外国関係会社等の所得に対して課される税の額に係る繰越外国税額（当該法令において当該対象会計年度後の対象会計年度に係る法人税等の額（当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）から控除することができることとされる金額に限る。）に係る繰延税金資産（当該繰延税金資産が当該特定欠損金額に適用税率を乗じて計算した金額を上回る場合には、当該計算した金額）

三　構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の三十五第三項第五号イ又はロに掲げる会社等のいずれかに該当する他の会社等（当該他の会社等が令第百五十五条の十六第十四項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合（当該構成会社等又は共同支配会社等が同項の被分配会社等に該当する場合に限る。）又は令第百五十五条の十七第一項（第一号に係る部分に限る。）同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合（当該構成会社等又は共同支配会社等が同条第一項の適用株主等に該当する場合に限る。）における当該他の会社等を除く。以下この号において「対象会社等」という。）の持分を直接又は間接に有する各対象会計年度に係る特定欠損金額（過去対象会計年度に係る欠損の金額（当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る益金の額から控除することができることとされる金額に限るものとし、当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）及び当該対象会計年度に係る当該法令の規定により当該対象会社等の益金の額に算入される当該対象会社等の所得の金額がないものとして計算した場合の欠損の金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）があり、かつ、当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等の所得に対して課される税の額に係る繰越外国税額（当該法令において当該対象会社等の所得に対して課される税の額（当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）から控除することができることとされる金額に限る。）に係る繰延税金資産（当該繰延税金資産が当該特定欠損金額に適用税率を乗じて計算した金額を上回る場合には、当該計算した金額）

11

第三項第一号リに規定する特定繰延税金資産とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一　構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度（当該構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等（当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令におけるこれに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）を有する対象会計年度に限る。）に係る特定欠損金額（過去対象会計年度に係る欠損の金額（当該法令において当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る益金の額から控除することができることとされる金額に限るものとし、当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）及び当該対象会計年度に係る当該法令の規定により当該恒久的施設等の所得の金額がないものとして計算した場合の欠損の金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）があり、かつ、当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等の益金の額に算入される当該恒久的施設等の所得の金額から当該特定欠損金額が控除された場合　国又は地域の租税に関する法令において当該恒久的施設等に帰せられる所得に対して課される税の額に係る繰越外国税額（当該法令において当該対象会計年度後の対象会計年度に係る法人税等の額（当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）から控除することができることとされる金額に限る。）に係る繰延税金資産（当該繰延税金資産が当該特定欠損金額に適用税率を乗じて計算した金額を上回る場合には、当該計算した金額）

二　構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度（外国子会社合算税制等の適用を受ける対象会計年度に限る。）に係る特定欠損金額（過去対象会計年度に係る欠損の金額（当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る益金の額から控除することができることとされる金額に限るものとし、当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）及び当該対象会計年度に係る外国子会社合算税制等の適用がないものとして計算した場合の欠損の金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）があり、かつ、当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等の益金の額に算入される課税対象金額等（租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額若しくは同法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらに相当するものをいう。）から当該特定欠損金額が控除された場合　国又は地域の租税に関する法令において当該構成会社等又は共同支配会社等に係る外国関係会社等の所得に対して課される税の額に係る繰越外国税額（当該法令において当該対象会計年度後の対象会計年度に係る法人税等の額（当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）から控除することができることとされる金額に限る。）に係る繰延税金資産（当該繰延税金資産が当該特定欠損金額に適用税率を乗じて計算した金額を上回る場合には、当該計算した金額）

三　構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の三十五第三項第五号イ又はロに掲げる会社等のいずれかに該当する他の会社等（当該他の会社等が令第百五十五条の十六第十四項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合（当該構成会社等又は共同支配会社等が同項の被分配会社等に該当する場合に限る。）又は令第百五十五条の十七第一項（第一号に係る部分に限る。）同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合（当該構成会社等又は共同支配会社等が同条第一項の適用株主等に該当する場合に限る。）における当該他の会社等を除く。以下この号において「対象会社等」という。）の持分を直接又は間接に有する各対象会計年度に係る特定欠損金額（過去対象会計年度に係る欠損の金額（当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令において当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る益金の額から控除することができることとされる金額に限るものとし、当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）及び当該対象会計年度に係る当該法令の規定により当該対象会社等の益金の額に算入される当該対象会社等の所得の金額がないものとして計算した場合の欠損の金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）があり、かつ、当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等の所得に対して課される税の額に係る繰越外国税額（当該法令において当該対象会社等の所得に対して課される税の額（当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額を除く。）から控除することができることとされる金額に限る。）に係る繰延税金資産（当該繰延税金資産が当該特定欠損金額に適用税率を乗じて計算した金額を上回る場合には、当該計算した金額）

12

各対象会計年度において取戻繰延税金負債（第三十八条の三十二第二項（第三十八条の三十五第二項、第三十八条の三十七第一項、第三十八条の五十七第一項又は第三十八条の六十二第一項において準用する場合を含む。）に規定する取戻繰延税金負債をいう。以下この条において同じ。）を後入先出法（第三十八条の三十二第二項第一号に掲げる後入先出法をいう。以下この条において同じ。）又は先入先出法（同項第二号に掲げる先入先出法をいう。以下この条において同じ。）により算出する場合における第三項第二号イ及びハに掲げる金額（これらの方法により算出する取戻繰延税金負債に係る部分の金額に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　当該取戻繰延税金負債を後入先出法により算出する場合　当該対象会計年度に係る第三十八条の三十二第二項第一号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を減算した金額が零を下回る場合におけるその下回る部分の金額

二　当該取戻繰延税金負債を先入先出法により算出する場合　当該対象会計年度に係る第三十八条の三十二第二項第二号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を減算した金額が零を下回る場合におけるその下回る部分の金額

13　第三項第三号ハに規定する特定取戻繰延税金負債とは、所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属することとなつた構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当することとなつた会社等（当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等に係る共同支配会社等に該当していた会社等が当該特定多国籍企業グループ等に係る他の共同支配親会社等に係る共同支配会社等に該当することとなつた場合における当該共同支配会社等を含む。）のその属することとなり、又はその該当することとなる前の過去対象会計年度に計上された繰延税金負債に係る令第百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額のうち、当該移転の日を含む対象会計年度の五対象会計年度後の対象会計年度（第一号イ及びロ並びに第二号ロにおいて「判定対象会計年度」という。）終了の日までに取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額を、その繰延税金負債（当該過去対象会計年度の同号に掲げる金額に係るものに限るものとし、特定短期繰延税金負債（第三十八条の三十二第三項第一号に規定する特定短期繰延税金負債をいう。第一号イ及び第十八項において同じ。）を除く。以下この項において「加入前繰延税金負債」という。）の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により算出した金額をいう。

一　当該加入前繰延税金負債に係る総勘定元帳科目（第三十八条の三十二第三項第二号に規定する総勘定元帳科目をいう。以下この条において同じ。）又は集計繰延税金負債区分（同項第三号に規定する集計繰延税金負債区分をいう。以下この条において同じ。）に係る取戻繰延税金負債を後入先出法により算出する場合　当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額（当該残額が当該加入前繰延税金負債）をその取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額とする方法

イ　当該加入前繰延税金負債と当該判定対象会計年度及び当該判定対象会計年度の直前の五対象会計年度に係る繰延税金負債増加額（各対象会計年度において当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債（令第百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額に係るものに限るものとし、特定短期繰延税金負債を除く。イにおいて同じ。）が増加した場合におけるその増加した金額をいい、当該対象会計年度が当該移転の日を含む対象会計年度である場合には同日以後に増加した金額に限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）の合計額とを合計した金額から当該判定対象会計年度及び当該判定対象会計年度の直前の五対象会計年度に係る繰延税金負債減少額（各対象会計年度において当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債が減少した場合におけるその減少した金額をいい、当該対象会計年度が同日を含む対象会計年度である場合には同日以後に減少した金額に限る。ロにおいて同じ。）の合計額を控除した残額（次号イにおいて「繰延税金負債残高」という。）

ロ　後入先出法に係る計上限度額（当該判定対象会計年度及び当該判定対象会計年度の直前の四対象会計年度に係る繰延税金負債増加額の合計額から繰延税金負債減少額の合計額を控除した残額をいう。）

二　当該加入前繰延税金負債に係る総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る取戻繰延税金負債を先入先出法により算出する場合　当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額（当該残額が当該加入前繰延税金負債）をその取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額とする方法

イ　繰延税金負債残高

ロ　先入先出法に係る計上限度額（当該判定対象会計年度及び当該判定対象会計年度の直前の四対象会計年度に係る繰延税金負債増加額の合計額をいう。）

三　前二号に掲げる場合以外の場合　その取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額を個別法（第三十八条の三十二第二項第三号に掲げる個別法をいう。第二十項において同じ。）により算出した金額とする方法

14　前項に規定する特定取戻繰延税金負債を同項第一号又は第二号に定める方法により算出する場合において、同項第一号又は第二号の総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に第三項第三号ハ(1)から(9)までに掲げる金額に係る部分の金額が含まれるときにおける同号ハに掲げる金額（当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る部分の金額に限る。以下この項において同じ。）は、同号ハ中「金額（次に掲げる金額に係る部分の金額を除く。）」とあるのを「金額」と読み替えた場合における同号ハに掲げる金額とする。

15　各対象会計年度において取戻繰延税金負債を後入先出法又は先入先出法により算出する場合において、第三十八条の三十二第二項第一号又は第二号の総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に移行対象会計年度前繰延税金負債（当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債のうち、移行対象会計年度前に計上されたものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が含まれるときにおける第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額とする。

一　当該取戻繰延税金負債を後入先出法により算出する場合　移行対象会計年度以後繰延税金負債（当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債のうち、移行対象会計年度以後の各対象会計年度に計上されたものをいう。次号において同じ。）及び移行対象会計年度前繰延税金負債の順に取り崩されたものとみなした場合における第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額

二　当該取戻繰延税金負債を先入先出法により算出する場合　移行対象会計年度前繰延税金負債及び移行対象会計年度以後繰延税金負債の順に取り崩されたものとみなした場合における第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額

16　各対象会計年度において取戻繰延税金負債を後入先出法又は先入先出法により算出する場合において、当該取戻繰延税金負債に係る第三十八条の三十二第二項第一号又は第二号の総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債につき第二十一項の規定の適用を受けた対象会計年度（以下この項において「適用対象会計年度」という。）以後の各対象会計年度に係る第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額（当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る部分の金額に限る。）は、前項の規定にかかわらず、当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債のうち、移行対象会計年度前繰延税金負債、移行対象会計年度から当該適用対象会計年度の前対象会計年度までに計上されたもの及び当該適用対象会計年度以後に計上されたものの順に取り崩されたものとみなした場合における第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額とする。

17　各対象会計年度において取戻繰延税金負債を後入先出法又は先入先出法により算出する場合において、当該取戻繰延税金負債に係る第三十八条の三十二第二項第一号又は第二号の総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債につき第二十二項の規定の適用を受けた対象会計年度（以下この項において「適用対象会計年度」という。）以後の各対象会計年度に係る第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額（当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る部分の金額に限る。）は、第十五項の規定にかかわらず、当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債のうち、当該適用対象会計年度の前対象会計年度までに計上されたもの及び当該適用対象会計年度以後に計上されたものの順に取り崩されたものとみなした場合における第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額とする。

18　特定短期繰延税金負債が特定短期繰延税金負債に該当しないこととなつた対象会計年度以後の各対象会計年度における前三項の規定の適用については、第十五項に規定する移行対象会計年度前繰延税金負債には、その該当しないこととなつた繰延税金負債（当該対象会計年度開始の時までに取り崩されなかつたものに限る。）を含むものとする。

第三十八条の二十九第一項第一号中「当期純損益金額に係る対象租税の額（法人税等調整額を除く。以下第十項まで」を「配分可能当期対象租税額（同号に規定する配分可能当期対象租税額をいう。以下この条（次項及び第三項を除く。）」に、「の対象租税の額」を「の配分可能当期対象租税額」に改め、「の金額」の下に「（当該金額に当該恒久的施設等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）」を加え、同条第二項及び第三項中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「同号に規定する配分可能当期対象租税額」に、「金額と」を「金額（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）と」に改め、同条第四項中「及び次項」を削り、同項第一号中「以外の所得の金額　イ」を「（前条第五項に規定する受動的所得の金額をいう。以下この項及び第七項第二号において同じ。）以外の所得の金額　イ」に改め、「にハに掲げる割合を乗じて計算した金額」を削り、同号イ中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額。次号イにおいて同じ。」に改め、「算入される金額」の下に「（当該受動的所得の金額以外の所得の金額に係る部分の金額に限る。）」を、「の金額」の下に「（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）」を加え、同号ハを削り、同項第二号を次のように改める。

二　受動的所得の金額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額（当該残額と前条第六項第一号に規定する受動的所得被配分繰延対象租税額とを合計した金額が同条第四項第四号ロ(3)に掲げる金額を超える場合には、当該金額のうち当該残額に係る部分の金額）

イ　当該親会社等の配分可能当期対象租税額のうち外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額（当該受動的所得の金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　当該親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

第三十八条の二十九第五項及び第六項を削り、同条第七項中「及びロに掲げる要件の全てを満たす」を「又はロに掲げる会社等のいずれかに該当する」に、「以下この項及び次項において「構成員」を「同号に規定する対象会社等に該当するものに限る。以下この項において「構成員等」に、「により当該構成員等」に改め、「係る所得の金額」の下に「（当該構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十六第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合における同項第二号の対象導管会社等の所得の金額のうち同号の規定により加算される金額に係る部分の金額及び当該構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十七第一項（第二号に係る部分に限る。）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第七項第三号において同じ。）の規定の適用を受ける場合における同条第一項第二号の対象各種投資会社等の所得の金額のうち同号の規定により加算される金額に係る部分の金額を含む。）」を加え、同項第一号中「以外の所得の金額　イ」を「（前条第八項に規定する受動的所得の金額をいう。以下この項及び第七項第三号において同じ。）以外の所得の金額　イ」に改め、「にハに掲げる割合を乗じて計算した金額」を削り、同号イ中「構成員」を「構成員等」に、「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額」に改め、「規定の」を削り、「の対象租税の額」を「の配分可能当期対象租税額。次号イにおいて同じ。」に、「金額（当該受動的所得の金額以外の所得の金額に係る部分の金額に限る。）に係る部分の金額（当該金額に」を「個別計算所得等の金額に含まれない収入等」に、「に限る。」を「がある場合には、当該金額を減算した金額」に改め、同号ロ中「構成員」を「構成員等」に改め、同号ハを削り、同項第二号を次のように改める。

二　受動的所得の金額　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額（当該残額と前条第九項第一号に規定する受動的所得被配分繰延対象租税額とを合計した金額が同条第四項第五号ロ(3)に掲げる金額を超える場合には、当該金額のうち当該残額に係る部分の金額）

イ　当該構成員等の配分可能当期対象租税額のうち当該構成員等の益金の額に算入される金額（当該受動的所得の金額に係る部分の金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　当該構成員等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額として当該構成員等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

第三十八条の二十九第七項を同条第五項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「当期純損益金額に係る対象租税の額」を「配分可能当期対象租税額」に改め、「の金額」の下に「（当該金額に同号の構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7　配分会社等（令第百五十五条の三十五第三項第一号に規定する恒久的施設等を有する構成会社等若しくは共同支配会社等、同項第四号に規定する親会社等、同項第五号に規定する対象会社等又は同項第六号に規定する親会社等をいう。以下この項及び第九項において同じ。）が特定法人税法の規定の適用を受ける場合における同条第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額（特定外国子会社合算税制等に係るものを除く。第二号において同じ。）、同項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額、同項第四号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額又は同項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、第一項又は前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　令第百五十五条の三十五第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額　当該配分会社等の特定配分可能当期対象租税額にイに掲げる金額がロに掲げる金額を減算した金額）を乗じて計算した金額（当該金額に同号に規定する恒久的施設等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額

イ　当該恒久的施設等に係る配分基準額

ロ　当該配分会社等及び当該配分会社等に係る被配分会社等（次に掲げるものをいう。第九項第三号及び第四号において同じ。）に係る配分基準額の合計額（以下この項において「合計配分基準額」という。）

(1)　令第百五十五条の三十五第三項第一号に規定する恒久的施設等又は同項第四号から第六号までに規定する構成会社等若しくは共同支配会社等

(2)　当該配分会社等が当該特定法人税法における外国税額控除等の適用を受ける場合において、当該外国税額控除等に係る国外所得金額等（法第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する国外所得金額又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに相当するものをいう。第九項第四号において同じ。）が生ずることとなるときにおける(1)に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に準ずるもの

二　令第百五十五条の三十五第三項第四号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額　外国子会社合算税制等により当該配分会社等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされる同号に規定する構成会社等又は共同支配会社等に係る所得の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を合計した金額

イ　受動的所得の金額以外の所得の金額　当該配分会社等の特定配分可能当期対象租税額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）

(1)　当該構成会社等又は共同支配会社等に係る配分基準額（当該受動的所得の金額以外の所得の金額に係る部分に限る。）

(2)　合計配分基準額

ロ　受動的所得の金額　当該配分会社等の特定配分可能当期対象租税額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）

(1)　当該構成会社等又は共同支配会社等に係る配分基準額（当該受動的所得の金額に係る部分に限る。）

(2)　合計配分基準額

三　令第百五十五条の三十五第三項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額　当該配分会社等の所在地国における租税に関する法令により当該配分会社等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされる同号に規定する構成会社等又は共同支配会社等に係る所得の金額（当該構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十六第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける同項第二号の対象導管会社等の所得の金額のうち同号の規定により加算される金額に係る部分の金額及び当該構成会社等又は共同支配会社等が令第百五十五条の十七第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合における同項第二号の対象各種投資会社等の所得の金額のうち同号の規定により加算される金額に係る部分の金額を含む。）の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を合計した金額

イ　受動的所得の金額以外の所得の金額　当該配分会社等の特定配分可能当期対象租税額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（当該金額に当該構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）

(1)　当該構成会社等又は共同支配会社等に係る配分基準額（当該受動的所得の金額以外の所得の金額に係る部分に限る。）

(2)　合計配分基準額

ロ　受動的所得の金額　当該配分会社等の特定配分可能当期対象租税額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（当該計算した金額と前条第九項第一号に規定する受動的所得被配分繰延対象租税額とを合計した金額が同条第四項第五号ロ(3)に掲げる金額を超える場合には、当該金額のうち当該計算した金額に係る部分の金額）

(1)　当該構成会社等又は共同支配会社等に係る配分基準額（当該受動的所得の金額に係る部分に限る。）

(2)　合計配分基準額

四　令第百五十五条の三十五第三項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額　次に掲げる金額の合計額（当該合計額に同号に規定する構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、当該金額を減算した金額）

イ　当該配分会社等の特定配分可能当期対象租税額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(1)　当該構成会社等又は共同支配会社等に係る配分基準額

(2)　合計配分基準額

ロ　配分可能当期対象租税額（当該配分会社等が受ける令第百五十五条の三十五第三項第六号の利益の配当を課税標準として課されるものに限るものとし、特定配分可能当期対象租税額を除く。）のうち当該利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額

8　特定法人税法における外国税額控除等が所得の種類その他の区分ごとに適用される場合における前項各号に定める金額は、その区分ごとに当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算するものとする。

9　前二項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定法人税法　法人税又はこれに相当する税（以下この号において「法人税等」という。）に関する法令のうち、配分会社等が有する恒久的施設等の所得、当該配分会社等の益金の額に算入される会社等の所得若しくは会社等から受けた利益の配当につき課される法人税等の額から、当該配分会社等が有する他の恒久的施設等の所得、当該配分会社等の益金の額に算入される他の会社等の所得若しくは他の会社等から受けた利益の配当につき課される当該法人税等以外の税の額を控除することができることとされているもの又はこれに類するものをいう。

二　特定配分可能当期対象租税額　配分可能当期対象租税額のうち配分会社等に適用される特定法人税法に係る部分の金額（所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収の方法又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに類するものにより課される部分の金額を除く。）から当該金額に係る次に掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　当該配分会社等に係る特定調整後国外所得金額等以外の所得の金額（適格給付付き税額控除額又は令第百五十五条の十八第二項第十二号（個別計算所得等の金額の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格適用者変更税額控除額を当該所得の金額に係る益金の額としていない場合にはこれらの金額を当該所得の金額に加算した金額とし、同条第三項第十一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除の額を当該所得の金額に係る益金の額としている場合には当該税額控除の額を当該所得の金額から減算した金額とする。）のみについて当該特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　特定外国子会社合算税制等に係る税の額

三　配分基準額　配分会社等又は被配分会社等のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ　当該配分会社等又は被配分会社等の調整後国外所得金額等のみについて当該配分会社等に適用される特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額（当該配分会社等が当該特定法人税法における外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の当該税の額）として当該特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ　当該配分会社等又は被配分会社等がイの特定法人税法における外国税額控除等の適用を受けることができるイの調整後国外所得金額等につき課される税に係る部分の金額（前条第三項第一号リに規定する繰越外国税額に係る部分の金額を除く。）

四　調整後国外所得金額等　特定法人税法における外国税額控除等に係る国外所得金額等を配分会社等又は被配分会社等ごとに、当該特定法人税法の規定を勘案して、次に定めるところにより算出した場合における当該国外所得金額等をいう。

イ　特定法人税法における課税所得の計算において被配分会社等（令第百五十五条の三十五第三項第六号に規定する構成会社等又は共同支配会社等を除く。以下この号において同じ。）の所得の金額と他の被配分会社等及び配分会社等の所得の金額とを区分しない場合には、当該被配分会社等の国外所得金額等に係る費用の額は当該被配分会社等の個別計算所得等の金額に係る費用の額を限度とする。

ロ　被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれる収益の額が当該配分会社等の国外所得金額等以外の所得の金額に含まれる場合には、当該収益の額は当該被配分会社等の国外所得金額等に係る収益の額に含まれるものとする。

ハ　特定法人税法における外国税額控除等に係る国外所得金額等の計算において配分会社等が被配分会社等に対して支払う当該配分会社等に係る費用の額がないものとみなされる場合において、当該費用の額に対応する収益の額が当該被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれるときは、当該収益の額は当該被配分会社等の国外所得金額等に係る収益の額に含まれるものとする。

ニ　特定法人税法における外国税額控除等に係る国外所得金額等の計算において被配分会社等が配分会社等に対して支払う当該被配分会社等に係る費用の額がないものとみなされる場合において、当該費用の額が当該被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれるときは、当該費用の額は当該被配分会社等の国外所得金額等に係る費用の額に含まれるものとする。

ホ　特定法人税法における外国税額控除等に係る国外所得金額等の計算において被配分会社等が他の被配分会社等に対して支払う当該被配分会社等に係る費用の額がないものとみなされる場合において、当該費用の額が当該被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれ、かつ、当該収益の額は当該他の被配分会社等の個別計算所得等の金額に含まれるときは、当該費用の額は当該被配分会社等の国外所得金額等に係る収益の額に含まれるものとする。

五　特定調整後国外所得金額等　前号中「を配分会社等又は被配分会社等ごとに、」とあるのを「を、」と、「次に」とあるのを「ロからホまでに」と読み替えた場合における調整後国外所得金額等をいう。

第三十八条の二十九第十一項第二号ロ中「その持分を有する当該他の会社等」を「当該保有会社等」に、「その構成員の収入等として取り扱われ、」を「当該対象導管会社等の構成員の収入等として取り扱われ、」に、「その持分を有する当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改め、同号ハ中「その持分を有する介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその」を「当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその持分を有する当該他の会社等の所在する国又は地域の租税に関する」及び「その持分を有する当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する」を「当該」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十三項各号」を「第十二項各号」に、「第十三項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項第一号イ及びロ中「第十三項第一号」を「第十二項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項第一号イ及びロ中「第十三項第一号」を「第十二項第一号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項第二号中「（個別計算所得等の金額の計算）」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一款　国際最低課税額

第三十八条の三十二第一項第一号中「当期純損益金額」を「調整後対象租税額」に改め、同項第二号イからリまで以外の部分を次のように改める。

取戻繰延税金負債に相当する金額（次に掲げる金額に係る部分の金額及び所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属しないこととなつた構成会社等に係る金額を除く。）

第三十八条の三十二第三項中「同項第三号」を「法第八十二条の三第二項第一号イ⑶（国際最低課税額）」に、「同号の過去対象会計年度前」を「同日前」に、「再計算国別調整後対象租税額（同号イ」を「同号イ⑶(i)」に、「再計算国別調整後対象租税額」に改め、「控除されたもの」の下に「（令第百五十五条の四十第二項第三号の規定によりその開始した対象会計年度において同号イに規定する再計算国別調整後対象租税額から控除された金額がある場合には、当該金額）」を加え、同項第一号中「が零」を「（同項第三号イに規定する再計算国別調整後対象租税額をいう。次項において同じ。）が零」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第二項第三号（国際最低課税額）に定める」を「第八十二条の三第二項第三号ハに掲げる」に、「もの」を「場合における当該対象会計年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

2　前項第二号に規定する取戻繰延税金負債とは、過去対象会計年度に計上された繰延税金負債に係る令第百五十五条の三十五第一項第二号（調整後対象租税額の計算）に掲げる金額のうち当該過去対象会計年度の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額を、次に掲げる方法のうちから構成会社等がその繰延税金負債（同号に掲げる金額に係るものに限るものとし、特定短期繰延税金負債を除く。以下この項において同じ。）について選定した方法により算出した金額（その方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により算出しなかつた場合には、第一号に掲げる方法により算出した金額）をいう。

一　後入先出法（繰延税金負債を総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分ごとに区別し、当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をその取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額とする方法をいう。）

イ　各対象会計年度に係る(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額（当該対象会計年度（以下この号において「判定対象会計年度」という。）が移行対象会計年度以後の五対象会計年度のいずれかである場合には、零）

(1)　繰延税金負債残高（移行対象会計年度から当該判定対象会計年度までの各対象会計年度に係る繰延税金負債増加額（各対象会計年度において当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債が増加した場合におけるその増加した金額をいう。(2)及び次号イ(2)において同じ。）の合計額から繰延税金負債減少額（各対象会計年度において当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債が減少した場合におけるその減少した金額をいう。(2)において同じ。）の合計額を控除した残額をいう。同号イ(1)において同じ。）

(2)　当該判定対象会計年度及び当該判定対象会計年度の直前の四対象会計年度に係る繰延税金負債増加額の合計額から繰延税金負債減少額の合計額を控除した残額

ロ　判定対象会計年度の前対象会計年度に係るイに掲げる金額

二　先入先出法（繰延税金負債を総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分ごとに区別し、当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をその取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額とする方法をいう。）

イ　各対象会計年度に係る(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額（当該対象会計年度（以下この号において「判定対象会計年度」という。）が移行対象会計年度以後の五対象会計年度のいずれかである場合には、零）

(1)　繰延税金負債残高

(2)　当該判定対象会計年度及び当該判定対象会計年度の直前の四対象会計年度に係る繰延税金負債増加額の合計額

ロ　判定対象会計年度の前対象会計年度に係るイに掲げる金額

三　個別法（繰延税金負債について、その繰延税金負債が計上されることとなつた個々の資産又は負債ごとに、その取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額を算出する方法をいう。）

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定短期繰延税金負債　短期繰延税金負債（その計上された対象会計年度の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までにその全額が取り崩されることが客観的な事実に基づき見込まれる繰延税金負債をいう。以下この号において同じ。）とそれ以外の繰延税金負債とを区分して経理している場合における当該短期繰延税金負債をいう。

二　総勘定元帳科目　繰延税金負債が計上されることとなつた資産又は負債に係る総勘定元帳（最終親会社等財務会計基準（令第百五十五条の十六第二項（当期純損益金額）の規定の適用がある場合には、代用財務会計基準。次号イ及びロにおいて同じ。）における総勘定元帳をいう。）の科目をいう。

三　集計繰延税金負債区分　繰延税金負債が計上されることとなつた資産又は負債に係る総勘定元帳科目が二以上ある場合において、複数の総勘定元帳科目（次に掲げるものを除く。）を合わせて一の区分として当該繰延税金負債が算出されるときにおける当該区分をいう。

イ　最終親会社等財務会計基準において償却することができない無形資産に係る総勘定元帳科目

ロ　最終親会社等財務会計基準において償却することができる無形資産のうち当該最終親会社等財務会計基準における耐用年数が五対象会計年度を超えるものに係る総勘定元帳科目

ハ　令第百五十五条の十三第一項第一号イ（各種投資会社等の範囲）に規定する財務省令で定める特殊の関係にある者に対する債権又は債務に係る総勘定元帳科目

ニ　繰延税金資産及び繰延税金負債のいずれもが計上されることが見込まれる総勘定元帳科目

4　第二項第二号に掲げる先入先出法（同号の集計繰延税金負債区分に係るものに限る。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合には、同項の規定にかかわらず、選定することができない。

一　各対象会計年度において計上された当該集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債に係る資産又は負債について、当該資産又は負債に係る総勘定元帳科目ごとに繰延税金負債を算出したならば算出されることとなる繰延税金負債に係る取崩期間（繰延税金負債が計上されることとなつた時からその全額が取り崩されるまでの期間として客観的な事実に基づき見込まれる期間をいう。次号において同じ。）の差異が二対象会計年度以内であること。

二　各対象会計年度において計上された当該集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債に係る取崩期間が五対象会計年度を超える場合において、当該繰延税金負債のうち当該繰延税金負債が計上された対象会計年度の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されない部分の金額を当該先入先出法に基づき合理的に算出することができること。

5　取戻繰延税金負債（第二項に規定する取戻繰延税金負債をいう。以下この条において同じ。）を同項第一号に掲げる後入先出法又は同項第二号に掲げる先入先出法により算出する場合において、同項第一号又は第二号の総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に第一項第二号イからリまでに掲げる金額に係る部分の金額とそれ以外の金額とが含まれるときにおける同号に掲げる金額（当該総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る部分の金額に限る。以下この項において同じ。）は、同号中「金額（次に掲げる金額に係る部分の金額及び」とあるのを「金額（」と読み替えた場合における同号に掲げる金額とする。

6　第三十八条の二十八第十五項から第十八項までの規定は、取戻繰延税金負債を第二項第一号に掲げる後入先出法又は同項第二号に掲げる先入先出法により算出する場合について準用する。この場合において、同条第十五項から第十七項までの規定中「第三項第二号イからハまで及び第三号ハに掲げる金額」とあるのは、「当該取戻繰延税金負債」と読み替えるものとする。

7　構成会社等が第三十八条の二十八第十三項に規定する構成会社等に該当する場合において、同項に規定する特定取戻繰延税金負債を同項第一号又は第二号に定める方法により算出するときにおける同項に規定する移転の日を含む対象会計年度以後の各対象会計年度に係る取戻繰延税金負債は、第二項第一号イ及び第二号イ中「移行対象会計年度以後の五対象会計年度のいずれかである場合には、零」とあるのを「第三十八条の二十八第十三項に規定する移転の日を含む対象会計年度以後の五対象会計年度のいずれかである場合には零とし、当該判定対象会計年度が同日を含む対象会計年度の五対象会計年度後の対象会計年度である場合には当該残額から同項に規定する加入前繰延税金負債を控除した残額とする。」と読み替えた場合における当該取戻繰延税金負債とする。

第三十八条の三十二に次の一項を加える。

10　令第百五十五条の三十九（繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の四十第二項第三号の規定により再計算国別調整後対象租税額から控除された金額がある場合における令第百五十五条の三十九の規定の適用については、同条の規定により同条各号に定める金額の合計額から除かれる金額は、同条の規定にかかわらず、当該再計算国別調整後対象租税額から控除された金額とする。

第三十八条の三十三第三項第一号中「同項」を「同条第二項第二号」に改め、同項第二号イ中「第百五十五条の四十一第一項」を「第百五十五条の四十一第二項第三号」に改める。

第三十八条の三十五第一項第一号中「当期純損益金額」を「調整後対象租税額」に改め、同項第二号イからリまで以外の部分を次のように改める。

取戻繰延税金負債に相当する金額（次に掲げる金額に係る部分の金額及び所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属しないこととなつた無国籍構成会社等に係る金額を除く。）

第三十八条の三十五第四項中「第百五十五条の四十四第四項に」を「第百五十五条の四十四第五項第二号に」に改め、「（調整後対象租税額の計算）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「（同項の」を「（法第八十二条の三第二項第四号（国際最低課税額）の」に、「より同項の対象会計年度」を「より令第百五十五条の四十四第二項の過去対象会計年度」に、「再計算調整後対象租税額（同項に規定する再計算調整後対象租税額をいう。第一号において同じ。）」を「調整後対象租税額」に改め、「もの」の下に「（同項の規定によりその開始した対象会計年度において同項に規定する再計算調整後対象租税額から控除された金額がある場合には、当該金額）」を加え、同項第一号中「第百五十五条の四十四第二項」を「第百五十五条の四十四第三項」に、「が零」を「（同条第二項に規定する再計算調整後対象租税額をいう。次項において同じ。）が零」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第二項第六号（国際最低課税額）に定める」を「第八十二条の三第二項第六号ハに掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　令第百五十五条の四十三（繰越控除の対象となる無国籍構成会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の四十四第二項の規定により再計算調整後対象租税額から控除された金額がある場合における令第百五十五条の四十三の規定の適用については、同条の規定により同条各号に定める金額の合計額から除かれる金額は、同条の規定にかかわらず、当該再計算調整後対象租税額から控除された金額とする。

第三十八条の三十五第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十八条の三十二第二項から第七項まで（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は、前項第二号に規定する取戻繰延税金負債について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第三十八条の三十五第一項第二号（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）」と、同条第五項中「第一項第二号イ」とあるのは「第三十八条の三十五第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

第三十八条の三十七第一項中「第三十八条の三十二第一項（二）を「第三十八条の三十二第一項から第七項まで（二）に、「第三十八条の三十二第二項」を「第三十八条の三十二第八項」に、「第三十八条の三十二第三項」を「第三十八条の三十二第九項」に、「同条第三項第二号」を「同条第九項中「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)」と、同項第二号」に、「第八十二条の二第二項第三号」を「第八十二条の三第二項第三号ハ」に、「第八十二条の二第四項第三号」を「第八十二条の三第四項第三号ハ」に改め、同条第二項中「の規定の」を「において準用する令第百五十五条の四十一第一項の規定の」に、「同条第一項」を「令第百五十五条の四十八第一項」に、「及び令第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十一第一項の規定の」に、「同条第一項」を「令第百五十五条の四十八第一項」に、「及び令第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十一第一項の規定の」に、「同条第一項」を「令第百五十五条の四十八第一項」に、「及び同項第三号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十八条の三十二第十項の規定は、令第百五十五条の四十七（繰越控除の対象となる共同支配会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の四十七の規定の適用について準用する。

第三十八条の三十九第一項中「第三十八条の三十五第一項（二）を「第三十八条の三十五第二項」を「第三十八条の三十五第三項」に、「第三十八条の三十五第四項」を「同条第三項第二号」を「同条第二項中「第三十八条の三十五第一項第二号（二）とあるのは「第三十八条の三十九第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する第三十八条の三十五第一項第二号イ」とあるのは「第三十八条の三十九第一項において準用する第三十八条の三十五第一項第二号イ」と、同条第四項中「第八十二条の三第四項第四号」とあるのは「第八十二条の三第四項第四号」と、同項第二号」に、「第八十二条の二第二項第六号」を「第八十二条の三第二項第六号八」に、「第八十二条の二第四項第六号」を「第八十二条の三第四項第六号ハ」に改め、同条第二項中「第三十八条の三十五第四項」を「第三十八条の三十五第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十八条の三十五第五項の規定は、令第百五十五条の五十（繰越控除の対象となる無国籍共同支配会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の五十一第一項において準用する令第百五十五条の四十四第二項の規定により同項に規定する再計算調整後対象租税額から控除された金額がある場合における令第百五十五条の五十の規定の適用について準用する。

第三十八条の四十第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等（二）を「グループ国際最低課税額等報告事項等（二）に、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に、「及び第三項において同じ。）の」を「において同じ。）の」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等に」を「グループ国際最低課税額等報告事項等に」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に改め、同項第一号中「の当該対象会計年度以後」を削り、「以後の各対象会計年度に係る令」を「に係る令」に改め、同項第二号中「当該対象会計年度以後の各対象会計年度（二）を「各対象会計年度（二）に、「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に改め、「及び次項」を削り、「以後の各対象会計年度の当該」を「の当該」に、「に当該構成会社等及び当該」を「に当該特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等及び当該構成会社等の所在地国を所在地国とする」に、「合計額（二）を「合計額から」に、「があ

る場合」を「（当該過去対象会計年度において次項第一号の規定により含むものとされた金額がある場合」に、「合計額からその含むものとされた金額」を「金額）」に、「）をいう」を「をいう」に、「第三項まで」を「この号、同項第一号及び第三項」に、「が当該」を「が当該対象会計年度の当該所在地国に係る」に改め、同項第三号中「の当該対象会計年度以後の各対象会計年度に」を「の各対象会計年度に」に、「以後の各対象会計年度に係る令」を「に係る令」に、「以後の各対象会計年度（当該」を「（当該」に、「合計額（」を「合計額から、」に、「がある場合」を「（当該過去対象会計年度において次項第二号の規定により含むものとされた金額がある場合」に、「合計額からその含むものとされた金額」を「金額）」に、「）をいう」を「をいう」に、「この項」を「この号、次項第二号」に、「が当該」を「が当該無国籍構成会社等の当該対象会計年度に係る」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　前項の構成会社等の令第百五十五条の四十第一項（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の過去対象会計年度において前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合又は同項の無国籍構成会社等の令第百五十五条の四十四第一項（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）の過去対象会計年度において前項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合における令第百五十五条の四十又は第百五十五条の四十四第一項から第三項までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　令第百五十五条の四十第一項の過去対象会計年度（前項の所在地国に係る再計算国別グループ純所得の金額（同条第二項第一号に規定する再計算国別グループ純所得の金額をいう。以下この号において同じ。）がある過去対象会計年度に限る。以下この号において同じ。）の当該所在地国に係る同条第二項第三号イに規定する再計算国別調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度の当該所在地国に係るみなし繰延税金資産相当額（当該みなし繰延税金資産相当額が当該過去対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別グループ純所得の金額に基準税率を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した残額）を含むものとする。

二　当該無国籍構成会社等の令第百五十五条の四十四第一項の過去対象会計年度（当該無国籍構成会社等の再計算個別計算所得金額（同条第三項に規定する再計算個別計算所得金額をいう。以下この号において同じ。）がある過去対象会計年度に限る。以下この号において同じ。）に係る同条第二項に規定する再計算調整後対象租税額の計算上前項第三号の規定により含むものとされた金額はないものとし、当該再計算調整後対象租税額には当該無国籍構成会社等の当該過去対象会計年度に係る無国籍みなし繰延税金資産相当額（当該無国籍みなし繰延税金資産相当額が当該無国籍構成会社等の当該過去対象会計年度に係る再計算個別計算所得金額に基準税率を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した残額）を含むものとする。

第三十八条の四十第三項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「構成会社等及び当該構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等又は無国籍構成会社等の調整後対象租税額並びに当該所在地国に係る国別調整後対象租税額の計算につき」を「当該対象会計年度以後の各対象会計年度において」に、「の当該」を「の構成会社等の」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条第五項中「は、」の下に「特定多国籍企業グループ等に係る」を加え、「又は無国籍共同支配会社等」を削り、「、当該」を「並びに当該」に、「第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)に」を「第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)に」に、「並びに当該所在地国に係る」を「及び」に改め、「再計算国別調整後対象租税額」の下に「並びに無国籍共同支配会社等の調整後対象租税額及び令第百五十五条の五十一第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する令第百五十五条の四十四第二項に規定する再計算調整後対象租税額」を加え、「第一項中「属する」とあるのは「係る」と、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」とあるのは「第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)」と、同項第二号」を「第一項第二号」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に、「第八十二条の二第四項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(1)」に、「第二項中「の令」とあるのは「の令」を「「属していた構成会社等及び当該構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等」と、「する他の構成会社等」とあるのは「する当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「構成会社等及び当該他の構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等」と、第二項中「第百五十五条の四十第一項（」とあるのは「令第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十の」と、「同項」とあるのは「前項」を「第百五十五条の四十第一項（」と、「第百五十五条の四十四第一項（」とあるのは「第百五十五条の五十一第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する令第百五十五条の四十四第一項（」と、「第百五十五条の四十又は」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十第一項」と、「第百五十五条の四十四第一項」とあるのは「第百五十五条の五十一第一項において準用する令第百五十五条の四十四第一項」に改める。

第三十八条の四十一第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等（」を「グループ国際最低課税額等報告事項等（」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等に」を「グループ国際最低課税額等報告事項等に」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）」を「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」に改め、同条第七項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第三項」に改め、同条第八項中「第八十二条の二第五項」を「第八十二条の三第五項」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に、「第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)」に改める。

第三十八条の四十二第一項及び第二項を次のように改める。

令第百五十五条の五十三第一項（各種投資会社等に係る国際最低課税額の計算の特例）（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める金額は、第三十八条の二十八第四項（調整後対象租税額の計算）に規定する被配分繰延対象租税額とする。

２　令第百五十五条の五十三第一項に規定する財務省令で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合

イ　次に定めるところにより作成される令第百五十五条の五十三第一項の構成会社等に係る最終親会社等の各対象会計年度に係る連結財務諸表において非支配株主帰属額（令第百五十五条の三十七第二項第一号イ(2)（帰属割合の計算等）に規定する非支配株主帰属額をいう。次号イ並びに次項第一号イ及び第二号イにおいて同じ。）として記載される金額

(1)　当該最終親会社等及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

(2)　ロに掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

(3)　当該最終親会社等と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

(4)　当該構成会社等が当該対象会計年度において令第百五十五条の十七第一項（第一号に係る部分に限る。）（各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例）の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

(5)　当該構成会社等が当該対象会計年度において令第百五十五条の三十一第一項（第二号に係る部分に限る。）（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同条第二項第四号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

ロ　イの構成会社等及び当該構成会社等の所在地国とする他の構成会社等（各種投資会社等に限る。）のイ(2)の対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額（当該構成会社等が無国籍構成会社等に該当する場合には、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額）

二　令第百五十五条の五十三第一項の構成会社等が恒久的施設等に該当する場合　イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合

イ　次に定めるところにより作成される当該恒久的施設等を有する構成会社等に係る最終親会社等の各対象会計年度に係る連結財務諸表において非支配株主帰属額として記載される金額

(1)　当該最終親会社等及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

(2)　ロに掲げる金額を当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

(3)　当該最終親会社等と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ロ　当該恒久的施設等及び当該恒久的施設等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等（各種投資会社等に限る。）のイの対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額（当該恒久的施設等が無国籍構成会社等に該当する場合には、当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額）

第三十八条の四十二第四項を削り、同条第三項中「第一項の」を「第二項の」に、「第一項第一号」を「第二項第一号イ」に、「同号ニ」を「同号イ(4)」に、「同号ホ」を「同号イ(5)」に、「同項第二号」を「同号ロ」に、「前項第一号」を「同項第二号イ中「構成会社等に」とあるのは「共同支配会社等に」と、「最終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ(1)から(3)までの規定中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と、同号ロ中「他の構成会社等」とあるのは「イの共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、前項第一号イ」に、「無国籍構成会社等に該当する」を「が無国籍構成会社等」に、「無国籍共同支配会社等に該当する」を「が無国籍共同支配会社等」に、「第百五十五条の四十四第二項」を「第百五十五条の四十四第三項」に、「読み替える」を「、同項第二号イ中「構成会社等に」とあるのは「共同支配会社等に」と、「最終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ(1)から(3)までの規定中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と、同号ロ中「他の構成会社等」とあるのは「イの共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の四十第二項第一号イ」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十第二項第一号イ」と、「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「第百五十五条の四十四第三項」とあるのは「第百五十五条の五十一第一項において準用する令第百五十五条の四十四第三項」と読み替える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令第百五十五条の五十三第二項に規定する財務省令で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合

イ　次に定めるところにより作成される令第百五十五条の五十三第二項の構成会社等に係る最終親会社等の過去対象会計年度に係る連結財務諸表において非支配株主帰属額として記載される金額

(1)　当該最終親会社等及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

(2)　ロに掲げる金額を当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

(3)　当該最終親会社等と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ロ　当該恒久的施設等及び当該恒久的施設等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等（各種投資会社等に限る。）のイの過去対象会計年度に係る令第百五十五条の四十第二項第一号イ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算個別計算所得金額の合計額（当該構成会社等が無国籍構成会社等に該当する場合には、当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る令第百五十五条の四十四第三項（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）に規定する再計算個別計算所得金額）

二　令第百五十五条の五十三第二項の構成会社等が恒久的施設等に該当する場合　イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合

イ　次に定めるところにより作成される当該恒久的施設等を有する構成会社等に係る最終親会社等の過去対象会計年度に係る連結財務諸表において非支配株主帰属額として記載される金額

(1)　当該最終親会社等及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

(2)　ロに掲げる金額を当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

(3)　当該最終親会社等と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ロ　当該恒久的施設等及び当該恒久的施設等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等（各種投資会社等に限る。）のイの過去対象会計年度に係る令第百五十五条の四十第二項第一号イに規定する再計算個別計算所得金額の合計額（当該恒久的施設等が無国籍構成会社等に該当する場合には、当該恒久的施設等の当該過去対象会計年度に係る令第百五十五条の四十四第三項に規定する再計算個別計算所得金額）

第三十八条の四十二第五項を削る。

第三十八条の四十三第二項中「及び第四項第二号」を削り、同条第三項中「我が国以外の国又は地域」を「国等（法第八十二条の三第六項（国際最低課税額）に規定する国等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、第八十二条の二第二項各号」を「第八十二条の三第二項各号」に改め、「（国際最低課税額）」を削り、「当該国又は地域」を「当該国等」に改め、同条第四項中「我が国以外の国又は地域」を「国等」に、「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に改め、同項第一号中「場合」の下に「（当該所在地国を所在地国とする他の構成会社等がある場合には、当該導管会社等に代えて、当該他の構成会社等に対して当該導管会社等に係る自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合を除く。）」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が、法第八十二条の十一第三項各号（国際最低課税残余額）に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める対象会計年度開始の日以後五年以内に開始し、かつ、同項に規定する政令で定める対象会計年度に該当する場合に、当該自国内最低課税額に係る税の額を零とする規定（法第八十二条の十九第十四項（国内最低課税額）の規定又は我が国以外の国若しくは地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令におけるこれに相当する規定を除く。）の適用により当該構成会社等に係る当該自国内最低課税額に係る税の額が零となる場合

三　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該構成会社等（各種投資会社等に限る。以下この号において同じ。）に対して当該自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている場合（当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする他の構成会社等がある場合には、当該構成会社等に代えて、当該他の構成会社等に対して当該構成会社等に係る当該自国内最低課税額に係る税を課することとされ、かつ、当該他の構成会社等がない場合には、当該構成会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合を除く。）

第三十八条の四十三第四項に次の一号を加える。

四　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等のうち当該所在地国の法令における資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項（定義）に規定する資産の流動化又はこれに類する行為を行うもの（以下この号において「特定目的会社等」という。）に対して当該自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている場合（他の会社等（当該所在地国を所在地国とする他の構成会社等又は当該特定目的会社等に係る他の共同支配会社等をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該特定目的会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課することとされ、かつ、当該他の会社等がない場合には、当該特定目的会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合を除く。）

第三十八条の四十四第一項中「以下この条」を「第三項第一号」に改め、同条第二項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第八十二条の二第八項」を「第八十二条の三第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第八十二条の二第八項第一号イ」を「第八十二条の三第八項第一号イ」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十八条の四十五第一項中「第八十二条の二第四項（に」を「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に、「第八十二条の二第四項第一号」を「第八十二条の三第四項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号中「第八十二条の十九第十四項」とあるのは「第八十二条の十九第十五項」と、「の規定」とあるのは「において準用する同条第十四項の規定」と、同項第三号」に、「他の構成会社等（各種投資会社等を除く」を「構成会社等（各種投資会社等に限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「共同支配会社等」と、「他の構成会社等がある」に改め、「（各種投資会社等を除く。）」を削り、「含む」の下に「。以下この号において同じ。）がある」を加え、「構成会社等（各種投資会社等に限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「共同支配会社等」と、「他の」を「当該」に、「構成会社等に」と、「構成会社等の」とあるのは「共同支配会社等の」を「当該共同支配会社等に」と、「当該他の」とあるのは「当該」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第二款　申告

第三十八条の四十七中「この条」を「この項」に改め、同条第三号中「の連結等財務諸表」を「に掲げるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第八十二条の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書に前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる書類の添付があつた場合には、当該内国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第八十二条の六第一項の規定による申告書に当該書類（その添付があつたものに限る。）の添付があつたものとみなす。

第二編第二章に次の二節を加える。

第三節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税

第一款　国際最低課税残余額

第三十八条の五十　令第百五十五条の五十九第一項第一号（国際最低課税残余額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した数は、法第八十二条第十三号イ又はハ（定義）に掲げる構成会社等の各対象会計年度に係る従業員等（法第八十二条の十一第一項（国際最低課税残余額）に規定する従業員等をいう。以下この項において同じ。）の数として勤務時間その他の事情を勘案して合理的な方法により計算した数（恒久的施設等を有する当該構成会社等及び当該恒久的施設等の従業員等の数を計算する場合にあつては、当該計算した数を当該構成会社等の第一号に掲げる金額及び当該恒久的施設等（当該構成会社等の恒久的施設等が二以上ある場合には、当該二以上の恒久的施設等ごと）の第二号に掲げる金額に応じて按分して得た数）とする。

一　当該恒久的施設等を有する構成会社等の当該対象会計年度に係る特定計算書類（当該対象会計年度に係る連結等財務諸表又はその作成の基礎となる最終親会社等財務会計基準（令第百五十五条の十六第二項（当期純損益金額）の規定の適用がある場合には、代用財務会計基準）に従つて作成された当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別財務諸表をいう。第三項において同じ。）に記載された当該構成会社等の特定費用（令第百五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定費用をいう。次号において同じ。）の額から同号に掲げる金額（当該構成会社等の恒久的施設等が二以上ある場合には、当該二以上の恒久的施設等の同号に掲げる金額の合計額）を控除した残額

二　当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る恒久的施設等計算書類（令第百五十五条の十六第一項第二号に掲げる恒久的施設等にあつては同号イ又はロの個別財務諸表（当該恒久的施設等につき同条第十一項の規定の適用がある場合には同項各号に定める個別財務諸表）をいい、同条第一項第三号に掲げる恒久的施設等にあつては同号の規定により同号に定める金額を計算することとした場合に作成されることとなる個別財務諸表をいう。第三項において同じ。）に記載された特定費用の額

2　令第百五十五条の五十九第二項第一号に規定する財務省令で定める資産は、現金及び現金同等物とする。

3　令第百五十五条の五十九第二項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、構成会社等の各対象会計年度に係る特定計算書類（恒久的施設等の有形資産（同号に規定する有形資産をいう。以下この項において同じ。）の額を計算する場合にあつては、当該恒久的施設等の恒久的施設等計算書類）の作成の基礎となる当該構成会社等が有する有形資産の当該対象会計年度開始の時の帳簿価額（当該開始の時において当該有形資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の帳簿価額（当該終了の時において当該有形資産を有しない場合には、零）の平均額とする。

4　令第百五十五条の五十九第五項第三号に規定する財務省令で定める構成会社等は、次の各号に掲げる構成会社等の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　次号に掲げる構成会社等以外の構成会社等　当該構成会社等のうち各種投資会社等又は導管会社等に該当するもの

二　恒久的施設等である構成会社等　当該構成会社等のうち各種投資会社等の恒久的施設等に該当するもの

5　法第八十二条の十一第三項第一号に規定する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税に関する法令の規定が最も早く施行されたと国際的に認められる日として財務省令で定める日は、令和五年十二月三十一日とする。

第二款　申告

（国際最低課税残余額確定申告書の記載事項）

第三十八条の五十一　法第八十二条の十四第一項第三号（国際最低課税残余額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名

三　当該対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（国際最低課税残余額確定申告書の添付書類）

第三十八条の五十二　法第八十二条の十四第三項（国際最低課税残余額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（第三十八条の四十七第一項（国際最低課税額確定申告書の添付書類）に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一　当該対象会計年度の内国法人の属する特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に係る連結等財務諸表

二　当該対象会計年度の前号の内国法人の第三十八条の五十第一項第一号（国際最低課税残余額）に規定する個別財務諸表

三　前号に掲げるものに係る勘定科目内訳明細書

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

2　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第八十二条の六第一項（国際最低課税額に係る確定申告）又は第八十二条の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書に前項各号に掲げる書類の添付があつた場合には、当該内国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第八十二条の十四第一項の規定による申告書に当該書類（その添付があつたものに限る。）の添付があつたものとみなす。

（電子情報処理組織による申告）

第三十八条の五十三　第三十八条の四十八第一項（電子情報処理組織による申告）の規定は法第八十二条の十五第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続について、第三十八条の四十八第二項の規定は法第八十二条の十五第一項に規定する財務省令で定める方法について、第三十八条の四十八第三項及び第六項の規定は当該内国法人が法第八十二条の十五第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供について、第三十八条の四十八第四項の規定は法第八十二条の十五第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体について、第三十八条の四十八第五項の規定は申告書記載事項又は添付書類記載事項の送信又は提出に関するファイル形式について、同条第七項の規定は電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目について、それぞれ準用する。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三十八条の五十四　第三十八条の四十九第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）において準用する法第八十二条の八第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）において準用する法第八十二条の八第二項に規定する財務省令で定める書類について、第三十八条の四十九第三項の規定は法第八十二条の八第八項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十九第一項第三号中「第八十二条の八第一項」とあるのは「第八十二条の十六第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）」と、同条第二項中「同条第一項」とあり、並びに同条第三項第三号及び第四号中「法第八十二条の八第一項」とあるのは「法第八十二条の十六第一項」と読み替えるものとする。

第四節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

第一款　国内最低課税額

（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）

第三十八条の五十五　令第百五十五条の六十一第一項第五号（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）に規定する財務省令で定める金額は、同項に規定する構成会社等に係る次に掲げる金額とする。

一　当該構成会社等の恒久的施設等である場合における第三十八条の二十八第四項第一号（調整後対象租税額の計算）に定める金額

二　当該構成会社等の第三十八条の二十八第四項第四号に規定する親会社等が同号に規定する適格外国子会社合算税制等の適用を受ける場合における同号に定める金額

三　当該構成会社等が令第百五十五条の三十五第三項第五号イ（調整後対象租税額の計算）に掲げる会社等に該当する場合における第三十八条の二十八第四項第五号に定める金額

2　構成会社等の令第百五十五条の六十一第二項の規定の適用を受けた対象会計年度において、第三十八条の二十八第三項第三号ロ又は令第百五十五条の六十四第一項第四号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に掲げる金額がある場合には、これらの金額は零とし、当該対象会計年度において、過去対象会計年度に係る令第百五十五条の三十五第二項に規定する当期対象租税額が過大であつたことが判明した場合において、その過大であつた部分の金額が同項第一号に規定する当期法人税等の額又は費用の額の計算上減算されていないときは、当該過大であつた部分の金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する国内調整後対象租税額から減算する。

（構成会社等に係る繰越対象帰属額の割合に準ずる割合）

第三十八条の五十六　令第百五十五条の六十二第二項第二号（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）に規定する財務省令で定める割合は、同号に規定する構成会社等の同号の対象会計年度に係る同項第三号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として合理的な方法により計算した金額が同項第二号ロに規定する全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る同項第三号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として当該合理的な方法により計算した金額の合計額のうちに占める割合とする。

（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）

第三十八条の五十七　第三十八条の三十二第一項から第七項まで（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は令第百五十五条の六十四第一項第三号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する財務省令で定める金額について、第三十八条の三十二第八項の規定は令第百五十五条の六十四第一項第四号に規定する財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の三十二第一項第一号中「調整後対象租税額に」とあるのは「法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する国内調整後対象租税額に」と、「同項第一号イ」とあるのは「第三十八条の二十八第三項第一号イ」と読み替えるものとする。

2　令第百五十五条の六十四第二項第三号に規定する財務省令で定める金額は、同号の過去対象会計年度開始の日前に開始した各対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額（法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)（国内最低課税額）の規定により同日前に開始した対象会計年度において同号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額から控除されたもの（令第百五十五条の六十四第二項第三号の規定によりその開始した対象会計年度において同号イに規定する再計算国内グループ調整後対象租税額から控除された金額がある場合には、当該金額）を除く。）とする。

一　再計算国内グループ純所得の金額（令第百五十五条の六十四第二項第一号に規定する再計算国内グループ純所得の金額をいう。次号において同じ。）がある対象会計年度　当該対象会計年度に係る再計算国内グループ調整後対象租税額（同項第三号イに規定する再計算国内グループ調整後対象租税額をいう。次項において同じ。）が零を下回る部分の金額

二　再計算国内グループ純所得の金額がない対象会計年度（当該対象会計年度に係る法第八十二条の十九第二項第三号ハに規定する控除した残額の計算につき同条第十三項の規定の適用を受けた場合における当該対象会計年度に限る。）　同項の規定を適用しないで計算した場合の当該対象会計年度に係る同号ハに規定する控除した残額

3　令第百五十五条の六十三（繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の六十四第二項第三号の規定により再計算国内グループ調整後対象租税額から控除された金額がある場合における令第百五十五条の六十三の規定の適用については、同条の規定により同条各号に定める金額の合計額から除かれる金額は、同条の規定にかかわらず、当該再計算国内グループ調整後対象租税額から控除された金額とする。

（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）

第三十八条の五十八　第三十八条の三十三第一項（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）の規定は令第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）の規定により読み替えられた令第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の三十三第二項及び第三項の規定は令第百五十五条の六十五第一項の規定の適用を受ける構成会社等の令第百五十五条の四十第二項第一号イ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算個別計算所得等の金額及び令第百五十五条の六十四第二項第三号イに規定する再計算国内調整後対象租税額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の三十三第一項中「令第百五十五条の四十一第一項の所在地国」とあるのは「我が国」と、「再計算調整後対象租税額」とあるのは「再計算国内調整後対象租税額」と、「第百五十五条の四十一第二項第三号イに」とあるのは「第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に」と、同条第二項中「第百五十五条の四十第二項」とあるのは「第百五十五条の六十四第二項」と、「同項第一号イ」とあるのは「令第百五十五条の四十第二項第一号イ」と、「再計算調整後対象租税額の」とあるのは「再計算国内調整後対象租税額の」と、同項第二号中「第百五十五条の四十一第一項」とあるのは「第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）」と、「再計算調整後対象租税額」とあるのは「再計算国内調整後対象租税額」

と、同条第三項第一号中「第百五十五条の四十一第二項第二号」とあるのは「第百五十五条の六十五第二項第二号」と、「同条第一項の所在地国」とあるのは「我が国」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同項第二号中「第百五十五条の四十一第一項」とあるのは「第百五十五条の六十五第一項」と、「同項の所在地国」とあるのは「我が国」と、「が当該所在地国」とあるのは「が我が国」と、同号イ中「第百五十五条の四十一第二項第三号」とあるのは「第百五十五条の六十五第二項第三号」と、同号イ(2)及びロ中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と読み替えるものとする。

（構成会社等に係る再計算繰越控除帰属額）

第三十八条の五十九　令第百五十五条の六十六第二項第二号（構成会社等に係る過去帰属割合）に規定する財務省令で定める金額は、同号の特定多国籍企業グループ等に属していた同号に規定する構成会社等の同号の過去対象会計年度に係る再計算グループ繰越控除額（同項第一号に規定する再計算グループ繰越控除額をいう。次項及び第四項において同じ。）に当該過去対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該過去対象会計年度に係る第二号に掲げる金額のうちに占める割合又はこれに準ずる割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該構成会社等の再計算繰越対象帰属額

二　当該過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた全ての構成会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）の再計算繰越対象帰属額の合計額

2　前項各号に規定する再計算繰越対象帰属額とは、令第百五十五条の六十四第二項第三号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）の過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）の当該過去対象会計年度開始の日前に開始した各対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額（同日前に開始した対象会計年度においてグループ繰越控除額（令第百五十五条の六十二第二項第一号（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）に規定するグループ繰越控除額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）がある場合には、当該グループ繰越控除額に係る当該構成会社等の令第百五十五条の六十二第二項第二号に規定する繰越控除帰属額（その開始した対象会計年度において再計算グループ繰越控除額がある場合には、当該再計算グループ繰越控除額に係る当該構成会社等の令第百五十五条の六十六第二項第二号に規定する再計算繰越控除帰属額）の合計額を控除した残額）をいう。

一　第三十八条の五十七第二項第一号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に掲げる対象会計年度　同号に定める金額に当該対象会計年度に係るイに掲げる金額が当該対象会計年度に係るロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該構成会社等（当該対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）に当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等（当該対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）の再計算国内調整後対象租税額（令第百五十五条の六十四第二項第三号イに規定する再計算国内調整後対象租税額をいう。ロにおいて同じ。）が再計算個別基準税額（令第百五十五条の六十六第一項第一号に規定する再計算個別基準税額をいう。ロにおいて同じ。）を下回る場合のその下回る部分の金額

ロ　当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等（当該対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）の再計算国内調整後対象租税額が再計算個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額

二　第三十八条の五十七第二項第二号に掲げる対象会計年度　法第八十二条の十九第十三項（国内最低課税額）の規定を適用しないで計算した場合の当該構成会社等の当該対象会計年度に係る同条第二項第三号ハに掲げる金額

3　第三十八条の五十六（構成会社等に係る繰越対象帰属額の割合に準ずる割合）の規定は、第一項の準ずる割合を計算する場合について準用する。この場合において、同条中「同号に規定する」とあるのは「第三十八条の五十九第一項（構成会社等に係る再計算繰越控除帰属額）の」と、「の同号」とあるのは「の同項」と、「対象会計年度」とあるのは「過去対象会計年度」と、「同項第三号」とあるのは「同条第二項」と、「繰越対象帰属額」とあるのは「再計算繰越対象帰属額」と、「同項第二号ロ」とあるのは「同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

4　グループ繰越控除額がある令第百五十五条の六十二第二項第三号の過去対象会計年度において再計算グループ繰越控除額がある場合における同号の規定の適用については、同号の規定により同号イ及びロに定める金額の合計額から控除される当該過去対象会計年度に係る同号の繰越控除帰属額は、同号の規定にかかわらず、当該過去対象会計年度に係る再計算グループ繰越控除額に係る同号に規定する構成会社等の令第百五十五条の六十六第二項第二号に規定する再計算繰越控除帰属額とする。

（共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額）

第三十八条の六十　第三十八条の五十五第一項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）の規定は、令第百五十五条の七十第一項（共同支配会社等に係る国内調整後対象租税額）において準用する令第百五十五条の六十一第一項第五号（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）に規定する財務省令で定める金額について準用する。

2　第三十八条の五十五第二項の規定は、共同支配会社等の令第百五十五条の七十第二項において準用する令第百五十五条の六十一第二項の規定の適用を受けた対象会計年度について準用する。この場合において、第三十八条の五十五第二項中「第百五十五条の六十四第一項第四号」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する令第百五十五条の六十四第一項第四号」と、「第八十二条の十九第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ」と読み替えるものとする。

（共同支配会社等に係る繰越対象帰属額の割合に準ずる割合）

第三十八条の六十一　令第百五十五条の七十一第二項第二号（当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合）に規定する財務省令で定める割合は、同号に規定する共同支配会社等の同号の対象会計年度に係る同項第三号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として合理的な方法により計算した金額が当該共同支配会社等及び同項第二号ロに規定する他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る同項第三号に規定する繰越対象帰属額に準ずる金額として当該合理的な方法により計算した金額の合計額のうちに占める割合とする。

（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）

第三十八条の六十二　第三十八条の三十二第一項から第七項まで（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は令第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する令第百五十五条の六十四第一項第三号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する財務省令で定める金額について、第三十八条の三十二第八項の規定は令第百五十五条の七十三第一項において準用する令第百五十五条の六十四第一項第四号に規定する財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の三十二第一項第一号中「調整後対象租税額に」とあるのは「法第八十二条の十九第五項第一号イ（国内最低課税額）に規定する国内調整後対象租税額に」と、「同項第一号イ」とあるのは「第三十八条の二十八第三項第一号イ」と、同項第二号中「属しないこととなつた構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等であつたものが当該共同支配会社等に該当しないこととなつた場合における当該共同支配会社等であつたもの」と読み替えるものとする。

2　第三十八条の五十七第二項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）の規定は、令第百五十五条の七十三第一項において準用する令第百五十五条の六十四第二項第三号に規定する財務省令で定める金額について準用する。この場合において、第三十八条の五十七第二項中「第八十二条の十九第二項第一号イ⑶」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ⑶」と、同項第二号中「第八十二条の十九第二項第三号ハ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第三号ハ」と、「つき」とあるのは「つき同条第十五項において準用する」と読み替えるものとする。

3　第三十八条の五十七第三項の規定は、令第百五十五条の七十二（繰越控除の対象となる共同支配会社等の過去対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額）の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において、令第百五十五条の七十三第一項において準用する令第百五十五条の六十四第二項第三号の規定により同号イに規定する再計算国内グループ調整後対象租税額から控除された金額がある場合における令第百五十五条の七十二の規定の適用について準用する。

4　第三十八条の三十三第一項（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）の規定は令第百五十五条の七十三第二項において準用する令第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）の規定により読み替えられた令第百五十五条の七十三第一項において準用する令第百五十五条の六十四第二項第三号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の三十三第二項及び第三項の規定は令第百五十五条の七十三第二項において準用する令第百五十五条の六十五第一項の規定の適用を受ける共同支配会社等の令第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する令第百五十五条の四十第二項第一号イ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算個別計算所得等の金額及び令第百五十五条の七十三第一項において準用する令第百五十五条の六十四第二項第三号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の三十三第一項中「令第百五十五条の四十一第一項の所在地国」とあるのは「我が国」と、「再計算調整後対象租税額」とあるのは「再計算国内調整後対象租税額」と、「第百五十五条の四十第二項第三号イに」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）において準用する令第百五十五条の六十五第二項第二号」と、「同条第一項の所在地国」とあるのは「同条第一項の所在地国」と、及び「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同号イ及びロ中「第百五十五条の四十一第二項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十八第二項において準用する令第百五十五条の四十一第二項第一号」と、同項第二号中「第百五十五条の四十一第一項」とあるのは「第百五十五条の七十三第二項において準用する令第百五十五条の六十五第一項」と、「同項の所在地国」とあるのは「我が国」と、「が当該所在地国」とあるのは「が我が国」と、同号イ中「第百五十五条の四十一第二項第三号」とあるのは「第百五十五条の七十三第二項において準用する令第百五十五条の六十五第二項第三号」と、同号イ⑴中「第百五十五条の四十一第二項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十八第二項において準用する令第百五十五条の四十一第二項第一号」と、同号イ⑵及びロ中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と読み替えるものとする。

（共同支配会社等に係る再計算繰越控除帰属額）

第三十八条の六十三　第三十八条の五十九第一項及び第二項（構成会社等に係る再計算繰越控除帰属額）の規定は、令第百五十五条の七十四第二項第二号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）に規定する財務省令で定める金額について準用する。この場合において、第三十八条の五十九第一項第二号中「過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同条第二項中「第百五十五条の六十四第二項第三号（一）」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する令第百五十五条の六十四第二項第三号（一）」と、「第百五十五条の六十二第二項第一号（当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合）」とあるのは「第百五十五条の七十一第二項第一号（当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合）」と、「第百五十五条の六十二第二項第二号」とあるのは「第百五十五条の七十一第二項第二号」と、「第百五十五条の六十六第二項第二号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）」とあるのは「第百五十五条の七十四第二項第二号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）」と、同項第一号中「第三十八条の五十七第二項第一号」とあるのは「第三十八条の六十二第二項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第三十八条の五十七第二項第一号」と、同号イ中「属していた構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「に」とあるのは「であつたものに」と、「第百五十五条の六十四第二項第三号イ」とあるのは「第百五十五条の七十四第一項第一号」とあるのは「第百五十五条の六十六第一項第一号」と、同号ロ中「当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等」とあるのは「イに規定する共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「第三十八条の五十七第二項第二号」とあるのは「第三十八条の五十九第一項第二号」と、「第八十二条の十九第十三項」とあるのは「第八十二条の十九第十五項」と、「）の」とあるのは「）において準用する同条第十三項の」と、「同条第二項第三号八」とあるのは「同条第五項第三号八」と読み替えるものとする。

2　第三十八条の六十一（共同支配会社等に係る繰越対象帰属額の割合に準ずる割合）の規定は、前項において準用する第三十八条の五十九第一項の準ずる割合を計算する場合について準用する。この場合において、第三十八条の六十一中「同号に規定する」とあるのは「第三十八条の六十三第一項（共同支配会社等に係る再計算繰越控除帰属額）において準用する第三十八条の五十九第一項（構成会社等に係る再計算繰越控除帰属額）の」と、「の同号」とあるのは「の同項」と、「対象会計年度」とあるのは「過去対象会計年度」と、「同項第三号」とあるのは「同条第二項」と、「繰越対象帰属額」とあるのは「再計算繰越対象帰属額」と、「同項第二号ロ」とあるのは「同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

3　第三十八条の五十九第四項の規定は、令第百五十五条の七十一第二項第一号（当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合）に規定するグループ繰越控除額がある同項第三号の過去対象会計年度において、令第百五十五条の七十四第二項第一号に規定する再計算グループ繰越控除額がある場合における令第百五十五条の七十一第二項第三号の規定の適用について準用する。この場合において、第三十八条の五十九第四項中「第百五十五条の六十六第二項第二号」とあるのは、「第百五十五条の七十四第二項第二号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）」と読み替えるものとする。

（国内みなし繰延税金資産相当額がある場合における国内グループ調整後対象租税額等の計算の特例）

第三十八条の六十四　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度（当該特定多国籍企業グループ等に属する我が国を所在地国とする構成会社等に係る移行対象会計年度に限る。）に係るグループ国内最低課税額報告事項等（当該構成会社等及び我が国を所在地国とする他の構成会社等に係る国内調整後対象租税額（法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する国内調整後対象租税額をいう。以下この項において同じ。）及び国内グループ調整後対象租税額（同号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額をいう。以下この項及び第五項第一号イにおいて同じ。）の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る当該構成会社等及び当該他の構成会社等の国内調整後対象租税額及び国内グループ調整後対象租税額の計算については、次に定めるところによる。

一　当該構成会社等及び当該他の構成会社等の各対象会計年度に係る国内調整後対象租税額には、当該対象会計年度に係る令第百五十五条の三十五第一項第二号（調整後対象租税額の計算）に掲げる金額を含まないものとする。

二　当該構成会社等及び当該他の構成会社等の各対象会計年度（国内グループ純所得の金額（法第八十二条の十九第二項第一号に規定する国内グループ純所得の金額をいう。以下この号において同じ。）がある対象会計年度に限る。以下この号において同じ。）に係る国内グループ調整後対象租税額には、当該対象会計年度に係る国内みなし繰延税金資産相当額（過去対象会計年度ごとに当該特定多国籍企業グループ等に属していた全ての構成会社等（その所在地国が我が国であつたものに限る。）の個別計算損失金額の合計額から当該全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額（第五項第二号イにおいて「年度別みなし繰延税金資産相当額」という。）の合計額から、過去対象会計年度においてこの号の規定により含むものとされた金額（当該過去対象会計年度において第三項の規定により含むものとされた金額がある場合には、当該金額）の合計額を控除した残額をいう。以下この条において同じ。）（当該国内みなし繰延税金資産相当額が当該対象会計年度に係る国内グループ純所得の金額に基準税率を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した残額）を含むものとする。

2　前項の規定の適用がある場合における令第百五十五条の六十二（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）の規定の適用については、同項の構成会社等及び他の構成会社等の同条第一項の対象会計年度に係る同項第一号に規定する国内調整後対象租税額は、当該国内調整後対象租税額に当該構成会社等及び他の構成会社等の当該対象会計年度に係る繰越加算帰属額をそれぞれ加算した金額とする。

3　第一項の構成会社等の令第百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）の過去対象会計年度（再計算国内グループ純所得の金額（同条第二項第一号に規定する再計算国内グループ純所得の金額をいう。以下この項において同じ。）がある過去対象会計年度に限る。以下この項において同じ。）において第一項の規定の適用を受けた場合における同条の規定の適用については、当該過去対象会計年度に係る再計算国内グループ調整後対象租税額（同条第二項第三号イに規定する再計算国内グループ調整後対象租税額をいう。第五項第三号イにおいて同じ。）には、当該過去対象会計年度に係る国内みなし繰延税金資産相当額（当該国内みなし繰延税金資産相当額が当該過去対象会計年度に係る再計算国内グループ純所得の金額に基準税率を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した残額）を含むものとする。

4　前項の規定の適用がある場合における令第百五十五条の六十六（構成会社等に係る過去帰属割合）の規定の適用については、同項の構成会社等及び同条第一項の過去対象会計年度において第一項の特定多国籍企業グループ等に属していた他の構成会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）の当該過去対象会計年度に係る同条第一項第一号に規定する再計算国内調整後対象租税額は、当該再計算国内調整後対象租税額に当該構成会社等及び当該他の構成会社等の当該過去対象会計年度に係る再計算繰越加算帰属額をそれぞれ加算した金額とする。

5　第二項、前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　繰越加算帰属額　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）の第二項の対象会計年度に係るイに掲げる金額に当該対象会計年度に係るロに掲げる金額が当該対象会計年度に係るハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により計算した金額をいう。

イ　国内みなし繰延税金資産相当額であつて第一項第二号の規定により国内グループ調整後対象租税額に含むものとされた金額

ロ　当該構成会社等の国内みなし繰延税金資産帰属額

ハ　当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）の国内みなし繰延税金資産帰属額の合計額

二　国内みなし繰延税金資産帰属額　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）に係るイに掲げる金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を過去対象会計年度ごとに乗じて計算した金額の合計額（過去対象会計年度において前号イに掲げる金額がある場合には、当該金額に係る当該構成会社等の繰越加算帰属額（当該過去対象会計年度において次号イに掲げる金額がある場合には、当該金額に係る当該構成会社等の再計算繰越加算帰属額）の合計額を控除した残額）をいう。

イ　過去対象会計年度に係る年度別みなし繰延税金資産相当額

ロ　当該構成会社等（イの過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）に限る。）の当該過去対象会計年度に係る個別計算損失金額

ハ　イの過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた全ての構成会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）の当該過去対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額

三　再計算繰越加算帰属額　前項の過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属していた構成会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）の当該過去対象会計年度に係るイに掲げる金額に当該過去対象会計年度に係るロに掲げる金額が当該過去対象会計年度に係るハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により計算した金額をいう。

イ　国内みなし繰延税金資産相当額であつて第三項の規定により再計算国内グループ調整後対象租税額に含むものとされた金額

ロ　当該構成会社等の国内みなし繰延税金資産帰属額

ハ　当該過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた全ての構成会社等（当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であつたものに限る。）の国内みなし繰延税金資産帰属額の合計額

6　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において第一項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第六項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る国内みなし繰延税金資産相当額は零とする。

7　法第八十二条の三第三項（国際最低課税額）の規定は、第一項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちにその所在地国を我が国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行規則第三十八条の六十四第一項から第六項まで（国内みなし繰延税金資産相当額がある場合における国内グループ調整後対象租税額等の計算の特例）」と読み替えるものとする。

8　前各項の規定は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の法第八十二条の十九第五項第一号イに規定する国内調整後対象租税額、同号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額、令第百五十五条の七十一第一項第一号（当期グループ国内最低課税額）において準用する令第百五十五条の六十四第二項第三号イに規定する再計算国内グループ調整後対象租税額及び令第百五十五条の七十四第一項第一号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）に規定する再計算国内調整後対象租税額の計算について準用する。この場合において、第一項第二号中「第八十二条の十九第二項第一号」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号」と、「属していた全ての構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であつたものに限る。）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「全ての構成会社等の」とあるのは「共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等の」と、第二項中「第百五十五条の六十二（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）」とあるのは「第百五十五条の七十一（当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合）」と、第三項中「第百五十五条の六十四第一項」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する令第百五十五条の六十四第一項」と、第四項中「第百五十五条の六十六（構成会社等に係る過去帰属割合）」とあるのは「第百五十五条の七十四（共同支配会社等に係る過去帰属割合）」と、第五項第一号ハ中「特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号ロ中「属していた構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「）に」とあるのは、「）であつたものに」と、同号ハ中「イの過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた全ての構成会社等」とあるのは「ロに規定する共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第三号ハ中「過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属していた全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、前項中「第八十二条の三第三項」とあるのは「第八十二条の三第五項」と、「同条第三項」とあるのは「特定共同支配会社等」と、「第三十八条の六十四第一項から第六項まで」とあるのは「第三十八条の六十四第八項」と、「特例」とあるのは「特例）において準用する同条第一項から第六項まで」と読み替えるものとする。

（各種投資会社等に係る国内最低課税額の計算の特例）

第三十八条の六十五　第三十八条の四十二第二項（各種投資会社等に係る国際最低課税額の計算の特例）の規定は令第百五十五条の七十八第一項（各種投資会社等に係る国内最低課税額の計算の特例）に規定する財務省令で定める割合について、第三十八条の四十二第三項の規定は令第百五十五条の七十八第二項に規定する財務省令で定める割合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十二第二項第一号イ中「第百五十五条の五十三第一項の」とあるのは「第百五十五条の七十八第一項（各種投資会社等に係る国内最低課税額の計算の特例）に規定する」と、同号ロ中「当該構成会社等の所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第三項第一号イ中「第百五十五条の五十三第二項」とあるのは「第百五十五条の七十八第二項」と、同号ロ中「当該構成会社等の所在地国」とあるのは「我が国」と、同項第二号中「第百五十五条の五十三第二項」とあるのは「第百五十五条の七十八第二項」と、同号ロ中「当該恒久的施設等の所在地国」とあるのは「我が国」と読み替えるものとする。

2　第三十八条の四十二第二項の規定は令第百五十五条の七十八第三項において準用する同条第一項に規定する財務省令で定める割合について、第三十八条の四十二第三項の規定は令第百五十五条の七十八第三項において準用する同条第二項に規定する財務省令で定める割合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十二第二項第一号イ中「第百五十五条の五十三第一項の」とあるのは「第百五十五条の七十八第三項（各種投資会社等に係る国内最低課税額の計算の特例）において準用する同条第一項に規定する」と、「最終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ(4)中「第百五十五条の十七第一項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第百五十五条の十七第七項」と、「特例）」とあるのは「特例）において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）」と、同号イ(5)中「第百五十五条の三十一第一項（第二号に係る部分に限る。）」とあるのは「第百五十五条の三十一第六項」と、「特例）」とあるのは「特例）において準用する同条第一項（第二号に係る部分に限る。）」と、「又は」とあるのは「又は同条第六項において準用する」と、「同号ロ(2)」とあるのは「同条第六項において準用する同号ロ(2)」と、同号ロ中「当該構成会社等の所在地国」とあるのは「我が国」と、「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「第百五十五条の五十三第一項の」とあるのは「第百五十五条の七十八第三項において準用する同条第一項に規定する」と、同号イ中「構成会社等に」とあるのは「共同支配会社等に」と、「最終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ(1)から(3)までの規定中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と、同号ロ中「当該恒久的施設等の所在地国」とあるのは「我が国」と、「他の構成会社等」とあるのは「他の共同支配会社等」と、同条第三項第一号イ中「第百五十五条の五十三第二項」とあるのは「第百五十五条の七十八第三項において準用する同条第二項」と、「最

終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ⑷中「第百五十五条の十七第一項」とあるのは「第百五十五条の十七第七項において準用する同条第一項」と、同号イ⑸中「第百五十五条の三十一第一項」とあるのは「第百五十五条の三十一第六項において準用する同条第一項」と、「又は」とあるのは「又は同条第六項において準用する」と、「同号ロ⑵」とあるのは「同条第六項において準用する同号ロ⑵」と、同号ロ中「当該構成会社等の所在地国」とあるのは「我が国」と、「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の四十第二項第一号イ」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する令第百五十五条の四十第二項第一号イ」と、同項第二号中「第百五十五条の五十三第二項」とあるのは「第百五十五条の七十八第三項において準用する同条第二項」と、同号イ中「構成会社等に」とあるのは「共同支配会社等に」と、「最終親会社等の」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の」と、同号イ⑴から⑶までの規定中「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と、同号ロ中「当該恒久的施設等の所在地国」とあるのは「我が国」と、「他の構成会社等」とあるのは「イの共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の四十第二項第一号イ」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十第二項第一号イ」と読み替えるものとする。

（収入金額等に関する適用免除基準）

第三十八条の六十六　第三十八条の四十四第一項（収入金額等に関する適用免除基準）の規定は令第百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する令第百五十五条の五十五第一項第一号（収入金額等に関する適用免除基準）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の四十四第二項の規定は令第百五十五条の七十九第一項において準用する令第百五十五条の五十五第一項に規定する直前二対象会計年度のうちに令第百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）又は第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）の規定の適用がある対象会計年度がある場合について、第三十八条の四十四第三項の規定は令第百五十五条の七十九第一項において準用する令第百五十五条の五十五第一項及び第二項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十四第二項中「の第百五十五条の五十五第一項」とあるのは「の第百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する第百五十五条の五十五第一項」と、同条第三項第一号中「」の所在地国を所在地国とする当該構成会社等の」とあるのは「」の」と、「属する」とあるのは「属する我が国を所在地国とする」と、同項第二号中「構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国」とあるのは「我が国」と読み替えるものとする。

2　第三十八条の四十四第四項の規定は法第八十二条の十九第九項（国内最低課税額）に規定する財務省令で定める構成会社等について、第三十八条の四十四第五項の規定は法第八十二条の十九第九項第一号イに規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十四第四項第二号中「第百五十五条の五十五第三項第一号」とあるのは「第百五十五条の七十九第一項（収入金額等に関する適用免除基準）において準用する令第百五十五条の五十五第三項第一号」と、「の所在地国」とあるのは「の我が国」と読み替えるものとする。

（共同支配会社等に係る適用免除基準）

第三十八条の六十七　第三十八条の四十五第二項（共同支配会社等に係る適用免除基準）の規定は令第百五十五条の八十（共同支配会社等に係る適用免除基準）において準用する令第百五十五条の五十五第一項第一号（収入金額等に関する適用免除基準）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の四十五第三項の規定は令第百五十五条の八十において準用する令第百五十五条の五十五第一項に規定する直前二対象会計年度のうちに令第百五十五条の七十三（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する令第百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）又は第百五十五条の六十五第一項（不動産の譲渡に係る再計算グループ国内最低課税額の特例）の規定の適用がある対象会計年度がある場合について、第三十八条の四十五第四項の規定は令第百五十五条の五十五第一項及び第二項の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十五第三項中「第百五十五条の五十五第一項」とあるのは「第百五十五条の八十（共同支配会社等に係る適用免除基準）において準用する第百五十五条の五十五第一項」と、同条第四項第一号中「当該共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国」とあるのは「我が国」と、「及び」とあるのは「（各種投資会社等を除く。）及び」と、同項第二号中「当該共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）及び当該共同支配会社等の所在地国」とあるのは「我が国」と、「とする」とあるのは「とする当該共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）及び」と読み替えるものとする。

第二款　申告

（国内最低課税額確定申告書の記載事項）

第三十八条の六十八　法第八十二条の二十二第一項第三号（国内最低課税額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申告対象法人（法第八十二条の二十二第一項に規定する申告対象法人をいう。次条において同じ。）の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名

三　当該対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（国内最低課税額確定申告書の添付書類）

第三十八条の六十九　法第八十二条の二十二第三項（国内最低課税額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（第三十八条の四十七第一項（国際最低課税額確定申告書の添付書類）に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一　当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に係る連結等財務諸表の作成の基礎となる申告対象法人（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人に限る。第五号において同じ。）の財産及び損益の状況を記載した計算書類

二　当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等の連結等財務諸表の作成の基礎となる申告対象法人（当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）である内国法人に限る。第六号において同じ。）の財産及び損益の状況を記載した計算書類

三　当該対象会計年度前の対象会計年度に係る前二号に掲げるものに表示すべき事項の修正の内容

四　第一号又は第二号に掲げるものに係る勘定科目内訳明細書
五　申告対象法人が最終親会社等である場合には、次に掲げる書類
イ　当該対象会計年度の当該申告対象法人に係る連結等財務諸表
ロ　当該対象会計年度前の対象会計年度に係るイに掲げる書類に表示すべき事項の修正の内容
ハ　イに掲げる書類に係る勘定科目内訳明細書
六　申告対象法人が共同支配親会社等である場合には、次に掲げる書類
イ　当該対象会計年度の当該申告対象法人に係る連結等財務諸表
ロ　当該対象会計年度前の対象会計年度に係るイに掲げる書類に表示すべき事項の修正の内容
ハ　イに掲げる書類に係る勘定科目内訳明細書
七　その他参考となるべき事項を記載した書類

（電子情報処理組織による申告）

第三十八条の七十　第三十八条の四十八第一項（電子情報処理組織による申告）の規定は法第八十二条の二十三第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続について、第三十八条の四十八第二項の規定は法第八十二条の二十三第一項に規定する財務省令で定める方法について、第三十八条の四十八第三項及び第六項の規定は当該内国法人が法第八十二条の二十三第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供について、第三十八条の四十八第四項の規定は法第八十二条の二十三第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体について、第三十八条の四十八第五項の規定は申告書記載事項又は添付書類記載事項の送信又は提出に関するファイル形式について、同条第七項の規定は電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目について、それぞれ準用する。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三十八条の七十一　第三十八条の四十九第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定は法第八十二条の二十四第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）において準用する法第八十二条の八第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）に規定する財務省令で定める事項について、第三十八条の四十九第二項の規定は法第八十二条の二十四第二項において準用する法第八十二条の八第二項に規定する財務省令で定める書類について、第三十八条の四十九第三項の規定は法第八十二条の二十四第二項において準用する法第八十二条の八第八項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条の四十九第一項第三号中「第八十二条の八第一項」とあるのは「第八十二条の二十四第一項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）」と、同条第二項中「同条第一項」とあり、並びに同条第三項第三号及び第四号中「法第八十二条の八第一項」とあるのは「法第八十二条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

第三編第五章を同編第六章とし、同編第四章を同編第五章とする。

第六十一条の九の見出しを削り、同条中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、第三編第三章中同条を第六十一条の十三とし、同章を同編第四章とする。

第三編第二章の次に次の一章を加える。

第三章　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税等

第一節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税

（国際最低課税残余額確定申告書の記載事項）

第六十一条の九　法第百四十五条の五（申告及び納付等）において準用する法第八十二条の十四第一項第三号（国際最低課税残余額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定多国籍企業グループ等（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。次条第一項第一号及び第二項において同じ。）に属する法第八十二条第十三号に規定する構成会社等である外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号において「事務所等」という。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地

二　代表者の氏名及び恒久的施設等（法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。次条第一項第三号において同じ。）を通じて行う事業の経営の責任者の氏名

三　当該対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（国際最低課税残余額確定申告書の添付書類）

第六十一条の十　法第百四十五条の五（申告及び納付等）において準用する法第八十二条の十四第三項（国際最低課税残余額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録に記載された情報の内容を記載した書類）とする。

一　当該対象会計年度の外国法人の属する特定多国籍企業グループ等の法第八十二条第十号（定義）に規定する最終親会社等に係る同条第一号に規定する連結等財務諸表

二　当該対象会計年度の前号の外国法人の第三十八条の五十第一項第一号（国際最低課税残余額）に規定する個別財務諸表

三　当該対象会計年度の第一号の外国法人の恒久的施設等の第三十八条の五十第一項第二号に規定する恒久的施設等計算書類
四　前二号に掲げるものに係る勘定科目内訳明細書
五　その他参考となるべき事項を記載した書類

2　特定多国籍企業グループ等に属する外国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第百四十五条の九（申告及び納付等）において準用する法第八十二条の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書に前項第二号から第五号までに掲げる書類の添付があつた場合には、当該外国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第百四十五条の五において準用する法第八十二条の十四第一項の規定による申告書に当該書類（その添付があつたものに限る。）の添付があつたものとみなす。

第二節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

（国内最低課税額確定申告書の記載事項）

第六十一条の十一　法第百四十五条の九（申告及び納付等）において準用する法第八十二条の二十二第一項第三号（国内最低課税額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申告対象法人（法第百四十五条の六第一項各号（国内最低課税額）に掲げる外国法人をいう。次条第一号及び第二号において同じ。）の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号において「事務所等」という。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地
二　代表者の氏名及び恒久的施設等（法第八十二条第六号（定義）に規定する恒久的施設等をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。次条第一号から第三号までにおいて同じ。）を通じて行う事業の経営の責任者の氏名
三　当該対象会計年度の開始及び終了の日
四　その他参考となるべき事項

（国内最低課税額確定申告書の添付書類）

第六十一条の十二　法第百四十五条の九（申告及び納付等）において準用する法第八十二条の二十二第三項（国内最低課税額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（第六十一条の十第一項（国際最低課税残余額確定申告書の添付書類）に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一　当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の同条第十号に規定する最終親会社等に係る連結等財務諸表（同条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。次号において同じ。）の作成の基礎となる申告対象法人（当該特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する同条第十三号に規定する構成会社等である外国法人に限る。）の財産及び損益の状況を記載した計算書類
二　当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等に係る令第百五十五条の三第二項第六号（定義）に規定する共同支配親会社等の連結等財務諸表の作成の基礎となる申告対象法人（当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等である外国法人に限る。）の財産及び損益の状況を記載した計算書類
三　当該対象会計年度の前二号に規定する申告対象法人の恒久的施設等の令第百五十五条の十六第一項第二号イ又はロ（当期純損益金額）の個別財務諸表（同条第十一項の規定の適用がある場合には、同項各号に定める個別財務諸表）
四　当該対象会計年度に係る前三号に掲げるものに表示すべき事項の修正の内容
五　第一号から第三号までに掲げるものに係る勘定科目内訳明細書
六　その他参考となるべき事項を記載した書類

第六十八条の見出しを「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）」に改め、同条第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等の」を「特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の」に、「内国法人が同項の規定により同項」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人（同項に規定するグループ国際最低課税額等報告対象法人をいう。）が同条第一項又は第四項の規定により同条第一項」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等（グループ国際最低課税額等報告事項等（一に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等を」を「グループ国際最低課税額等報告事項等を」に、「を同項」を「又はグループ国内最低課税額報告事項等（法第百五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をいう。以下この条において同じ。）を法第百五十条の三第一項又は第四項」に改め、同条第二項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項に規定する方法は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところによりグループ国際最低課税額等報告事項等又はグループ国内最低課税額報告事項等を送信する方法とする。

第六十八条第四項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に改め、同条第五項第一号中「第十一項」を「第十八項」に改め、同号ハ(1)中「及び次項」を「、次項及び第七項第三号」に改め、同項第二号中「及び次項第一号」を「、次項第一号及び第七項第三号」に改め、「第百五十条の三第一項」の下に「若しくは第四項」を、「同条第三項」の下に「又は第六項」を加え、同号ニ中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　法第八十二条の十一第三項（国際最低課税残余額）の規定の適用の有無その他の同条第二項に規定するグループ国際最低課税残余額に関する事項

第六十八条第五項第三号中「第百五十条の三第一項」の下に「若しくは第四項」を、「同条第三項」の下に「又は第六項」を加え、同項第四号中「第七項第一号」を「第七項」に改め、同号イ中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」に改め、「ある」の下に「場合及び当該水準に係る構成会社等又は共同支配会社等（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等に係る次に掲げる税を課することとされるものがない」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税

(2)　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税

第六十八条第五項第四号ロ中「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に改め、「水準」の下に「（当該水準に係る構成会社等又は共同支配会社等（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等）に係るイ(1)及び(2)に掲げる税を課することとされるものがない場合を除く。）」を加え、同条第六項第一号中「最終親会社等　次」を「最終親会社等（内国法人に限る。）　次」に改め、同号イ(1)中「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に改め、同号イ(2)中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号」に改め、同号ハ(1)中「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に改め、同号ハ(2)中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に改め、同号ハ(3)中「第八十二条の二第二項第一号ロ」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に、「第八十二条の二第二項第四号」を「の法第八十二条の三第二項第四号」に改め、同号ハ(4)中「第八十二条の二第二項第一号ニ」を「第八十二条の三第二項第一号ニ」に改め、同号ニ中「の法第八十二条の二第二項第四号」を「の法第八十二条の三第二項第四号」に改め、同号ニ(1)中「第八十二条の二第二項第四号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第四号イ(1)」に改め、同号ニ(2)中「第八十二条の二第二項第四号イ(2)」を「第八十二条の三第二項第四号イ(2)」に改め、同号ニ(3)中「第八十二条の二第二項第四号ロ」を「第八十二条の三第二項第四号ロ」に、「第八十二条の二第二項第六号ハ」を「第八十二条の三第二項第六号ハ」に改め、同号ニ(4)中「第八十二条の二第二項第四号ニ」を「第八十二条の三第二項第四号ニ」に改め、同号ホ中「（法第八十二条の二第一項」を「（法第八十二条の三第一項」に改め、同号ホ(1)中「第八十二条の二第一項第一号イ」を「第八十二条の三第一項第一号イ」に改め、同号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　特定多国籍企業グループ等の法第八十二条の十一第二項に規定する国内グループ国際最低課税残余額及びその計算の基礎となるべき事項

第六十八条第六項第二号中「（令」を「（内国法人に限るものとし、令」に、「次号」を「第四号」に改め、「被部分保有親会社等（」の下に「内国法人に限るものとし、」を加え、「国際最低課税額の」を「国際最低課税額及び国際最低課税残余額（法第八十二条の十一第一項又は第百四十五条の二第一項（国際最低課税残余額）に規定する国際最低課税残余額をいう。次号において同じ。）の」に改め、同項第三号中「指定提供内国法人（」を「指定提供法人（」に、「構成会社等である内国法人」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人」に、「内国法人の」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人の」に改め、同号イ中「第二百十二条第三項第二号（特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「第二百十四条第三項第二号（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に、「第百五十条の三第三項」を「同条第三項」に、「第百五十条の三第一項」を「同条第一項」に改め、同号ロ中「指定提供内国法人」を「指定提供法人」に、「前号」及び「同号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる構成会社等以外の構成会社等（法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等及び次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）　第一号に定める事項（当該構成会社等の国際最低課税残余額の計算に必要な部分に限る。）

第六十八条第七項第一号中「第八十二条の二第六項」を「第八十二条第三十一号」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第七項（」を「第八十二条の三第七項（」に改め、同号イ中「第八十二条の二第七項」を「第八十二条の三第七項」に改め、同号ロ中「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第八十二条の十一第三項の規定　前項第一号イに規定する国別実効税率に係る構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされるものがない場合における当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされるものがない場合における当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等）に係る同号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条の十一第三項の規定の適用に関する事項

ロ　その他参考となるべき事項

第六十八条第八項中「第二百十二条第一項」を「第二百十四条第一項」に、「第三十八条の二十八第四項」を「第三十八条の二十八第二十項、第二十一項若しくは第二十三項」に改め、同条第九項中「第二百十二条第二項」を「第二百十四条第二項」に、「は」を「は、第三十八条の二十八第二十一項若しくは第二十三項又は」に改め、同条第十項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び納税地並びに代表者の氏名）を」に「に関する次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　これらの法人のうち内国法人については、当該内国法人届出事項（内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名（法人番号を有しない内国法人にあつては、名称及び納税地並びに代表者の氏名）をいう。第十七項第一号及び第十九項第一号において同じ。）

二　これらの法人のうち外国法人については、当該外国法人届出事項（外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びに恒久的施設等（法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国が我が国であるものに限る。以下この号において同じ。）を通じて行う事業の経営の責任者の氏名（法人番号を有しない外国法人にあつては、名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地並びに恒久的施設等を通じて行う事業の経営の責任者の氏名）をいう。第十七項第二号及び第十九項第二号において同じ。）

第六十八条第十二項中「第百五十条の三第六項」を「第百五十条の三第八項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名（法人番号を有しない法人にあつては、名称及び納税地並びに代表者の氏名）」を「に関する次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　これらの法人のうち内国法人については、当該内国法人届出事項

二　これらの法人のうち外国法人については、当該外国法人届出事項

第六十八条第十二項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第百五十条の三第四項」を「第百五十条の三第七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項の次に次の七項を加える。

11　法第百五十条の三第四項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等の提供は、英語により行うものとする。

12　法第百五十条の三第四項第一号に規定するその他の財務省令で定める事項は、第五項第一号から第三号までに掲げる事項その他参考となるべき事項とする。

13　法第百五十条の三第四項第一号に規定する国内最低課税額に関する事項として財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)（国内最低課税額）（法第百四十五条の六第二項（国内最低課税額）の規定により準じて計算する場合を含む。ロ及び次号ロにおいて同じ。）又は第五項第一号イ(3)（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。ロ及び次号ロにおいて同じ。）に規定する国内実効税率及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

イ　法第八十二条の十九第二項第一号（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次号イにおいて同じ。）に規定する国内グループ純所得の金額（我が国に係る法第八十二条の三第二項第一号イ(1)(i)に掲げる金額が我が国に係る同号イ(1)(i)に掲げる金額から我が国に係る同号イ(1)(ii)に掲げる金額を減算した金額）又は法第八十二条の十九第五項第一号（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。次号イにおいて同じ。）に規定する国内グループ純所得の金額（我が国に係る法第八十二条の三第四項第一号イ(1)(i)に掲げる金額が我が国に係る同号イ(1)(ii)に掲げる金額を下回る場合には、我が国に係る同号イ(1)(i)に掲げる金額から我が国に係る同号イ(1)(ii)に掲げる金額を減算した金額）

ロ　法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)又は第五項第一号イ(3)に規定する(i)に掲げる金額

ハ　イ及びロに掲げる金額の計算の基礎となるべき事項

二　法第八十二条の十九第二項に規定する構成会社等に係る国内最低課税額若しくは同条第五項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額又は法第百四十五条の六第二項に規定する構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額若しくは同条第三項に規定する共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額の計算の基礎となる次に掲げる事項

イ　法第八十二条の十九第二項第一号に規定する国内グループ純所得の金額から同号イ(2)に掲げる金額を控除した残額

ロ　法第八十二条の十九第二項第一号イ(3)又は第五項第一号イ(3)に掲げる割合

ハ　イ及びロに掲げる事項の計算の基礎となるべき事項

三　その他参考となるべき事項

14　次の各号に掲げる規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　法第八十二条の十九第八項若しくは第九項（これらの規定を法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。イにおいて同じ。）の規定　前項各号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条の十九第八項若しくは第九項又は同条第十五項において準用する同条第八項の規定の適用に関する事項

ロ　その他参考となるべき事項

二　法第八十二条の十九第十四項（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。イにおいて同じ。）又は法第八十二条の十九第十五項において準用する同条第十四項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。イにおいて同じ。）の規定　前項各号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条の十九第十四項又は同条第十五項において準用する同条第十四項の規定の適用に関する事項

ロ　その他参考となるべき事項

15　令第二百十四条第四項に規定する財務省令で定める規定は、第三十八条の二十八第二十項、第二十一項若しくは第二十三項、第三十八条の六十四第一項（国内みなし繰延税金資産相当額がある場合における国内グループ調整後対象租税額等の計算の特例）（法第百四十五条の六第二項の規定により準じて計算する場合を含む。次項において同じ。）又は第三十八条の六十四第八項において準用する同条第一項（法第百四十五条の六第三項の規定により準じて計算する場合を含む。次項において同じ。）の規定とする。

16　令第二百十四条第五項に規定する財務省令で定める規定は、第三十八条の二十八第二十一項若しくは第二十三項、第三十八条の六十四第一項又は同条第八項において準用する同条第一項の規定とする。

17　法第百五十条の三第五項に規定する財務省令で定める事項は、同項のグループ国内最低課税額報告事項等を代表して提供する法人及び同項の規定の適用があるとしたならばグループ国内最低課税額報告事項等の提供を要しないこととされる法人に関する次に掲げる事項とする。

一　これらの法人のうち内国法人については、当該内国法人の内国法人届出事項

二　これらの法人のうち外国法人については、当該外国法人の外国法人届出事項

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「同号に規定する外国子会社合算税制等のうち、親会社等に係る複数の外国関係会社等（改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十八条の二十八第五項に規定する外国関係会社等をいう。以下この条において同じ。）の所得又は損失を通算して外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額を算出することとされるもの」を「法人税法施行規則第三十八条の二十八第四項第四号に規定する特定外国子会社合算税制等」に、「同号に定める」を「法人税法施行令第百五十五条の三十五第三項第四号に定める」に改め、同項第一号中「新規則」を「改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）」に改め、同項第二号中「外国関係会社等」の下に「（法人税法施行規則第三十八条の二十八第四項第四号に規定する外国関係会社等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項中「新令第百五十五条の三十五第二項第一号」を「法人税法施行令第百五十五条の三十五第三項」に、「同条第三項第四号」を「同項第四号」に、「及び法人税法施行規則第三十八条の二十八第四項に規定する被配分繰延対象租税額（同項第四号に係る部分に限る。）がない」を「がない」に改める。

附則第三条第十四項第一号ロ(1)中「新法第八十二条の二第二項第一号ロ」を「法人税法第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に改め、同条第二十二項中「新法第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)」を「法人税法第八十二条の三第二項第十一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中法人税法施行規則第三条の二を同令第三条の二の二とし、同令第三条の次に一条を加える改正規定、同令第六条の改正規定、同令第八条の二の三の改正規定、同令第八条の三の三第一号の改正規定、同令第八条の五の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第二十二条の五の改正規定、同令第二十七条の十四第十二号の改正規定、同令第二十九条の四第二項第二号の改正規定、同令第三十八条の十五の改正規定、同令第三十八条の十六第二十四項の改正規定、同令第三十八条の二十の二第二項の改正規定、同令第三十八条の二十三の次に一条を加える改正規定、同令第三十八条の二十六第三項の改正規定、同令第三十八条の二十七第三項第一号の改正規定、同令第三十八条の二十八の改正規定（同条第二項第二号ハ中「再計算国別調整後対象租税額」の下に「若しくは令第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」を「令第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する場合を含む。）に規定する再計算国内グループ調整後対象租税額」を加える部分及び「第三十八条の三十七第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）」の下に「又は第三十八条の五十七第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）若しくは第三十八条の六十二第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」を加える部分を除く。）、同令第三十八条の二十九の改正規定、同令第三十八条の三十二の改正規定、同令第三十八条の三十五の改正規定、同令第三十八条の三十七の改正規定（同条第一項中「第八十二条の二第二項第三号」を「第八十二条の二第二項第三号ハ」に、「第八十二条の二第四項第三号」を「第八十二条の三第四項第三号ハ」に改める部分を除く。）、同令第三十八条の三十九の改正規定（同条第一項中「第八十二条の二第二項第六号」を「第八十二条の三第二項第六号ハ」に、「第八十二条の二第四項第六号」を「第八十二条の三第四項第六号ハ」に改める部分を除く。）、同令第三十八条の四十第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定（第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(1)」に改める部分及び「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(1)」に改める部分を除く。）、同項第三号の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)に」を「第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)に」に改める部分及び「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に、「第八十二条の三第四項第一号イ(1)」を「第八十二条の四十二の改正規定、同令第三十八条の四十三の改正規定（同条第四項第一号に係る部分、同項第三号に係る部分及び同項に一号を加える部分に限る。）、同令第三十八条の四十五第一項の改正規定（「第八十二条の二第四項（に」を「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に、「第八十二条の二第四項第一号」を「第八十二条の三第四項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号中「第八十二条の十九第十四項」とあるのは「第八十二条の十九第十五項」と、「の規定」とあるのは「において準用する同条第十四項の規定」と、同項第三号」に改める部分を除く。）、同令第六十八条第五項第四号イの改正規定（「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」に改める部分を除く。）、同号ロの改正規定（「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定（「第二百十二条第一項」を「第二百十四条第一項」に改める部分を除く。）及び同条第九項の改正規定（「第二百十二条第二項」を「第二百十四条第一項」に改める部分を除く。）（附則第六条並びに第九条第一項及び第二項において「特定改正規定」という。）を除く。）及び第二条中法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号）附則第三条の改正規定並びに附則第四条、第八条及び第九条第三項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）

第二条　法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号。以下「改正令」という。）附則第七条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をする法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びに代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあっては、管理人。以下同じ。）の氏名及び法人税法第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。以下同じ。）

二　改正令附則第七条第二項に規定する経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する同項に規定する経過リース資産の同条第三項に規定する資産の種類ごとの同条第二項に規定する改定取得価額の合計額

三　その他参考となるべき事項

（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例計算に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十二条の五の規定は、公益社団法人又は公益財団法人のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、公益社団法人又は公益財団法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（有価証券の譲渡損益の発生する日に関する経過措置）

第四条　新規則第二十七条の三第十八号の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する払戻しについて適用する。

（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第五条　改正令附則第十二条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　改正令附則第十二条第五項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　改正令附則第十二条第五項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三　適格分割等の日

四　その他参考となるべき事項

（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する経過措置）

第六条　第一条の規定（特定改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行規則第三十八条の十五、第三十八条の二十の二第二項、第三十八条の二十三の二、第三十八条の二十八、第三十八条の二十九、第三十八条の三十二、第三十八条の三十五、第三十八条の三十七、第三十八条の三十九、第三十八条の四十第一項各号、第二項及び第五項、第三十八条の四十二、第三十八条の四十三第四項並びに第三十八条の四十五第一項の規定並びに第二条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号。附則第八条において「新令和五年改正規則」という。）附則第二条の規定は、内国法人の施行日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

（調整後対象租税額の計算等に関する経過措置）

第七条　施行日から令和八年三月三十一日までの間における新規則第三十八条の二十八、第三十八条の三十二、第三十八条の三十五、第三十八条の三十七及び第三十八条の三十九の規定の適用については、新規則第三十八条の二十八第四項第四号ロ(3)及び第五号ロ(3)中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」と、同条第十二項中「、第三十八条の三十七第一項、第三十八条の五十七第一項又は第三十八条の六十二第一項」とあるのは「又は第三十八条の三十七第一項」と、同条第二十項中「又は第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）とあるのは「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）と、同条第二十一項から第二十四項までの規定中「又は第六項の規定」とあるのは「の規定」と、新規則第三十八条の三十二第九項中「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」と、同項第二号中「第八十二条の二第二項第三号ハに掲げる」とあるのは「第八十二条の二第二項第三号に定める」と、同条第十項中「繰越控除の対象となる構成会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額」とあるのは「構成会社等に係る国別実効税率の計算」と、新規則第三十八条の三十五第四項中「第八十二条の三第二項第四号」とあるのは「第八十二条の二第二項第四号」と、同項第二号中「第八十二条の二第二項第六号ハに掲げる」とあるのは「第八十二条の二第二項第六号に定める」と、同条第五項中「繰越控除の対象となる無国籍構成会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額」とあるのは「無国籍構成会社等実効税率の計算」と、新規則第三十八条の三十七第一項中「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」と、「第八十二条の三第四項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の二第四項第一号イ(3)」と、同条第二項中「繰越控除の対象となる共同支配会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額」とあるのは「共同支配会社等に係る国別実効税率の計算」と、新規則第三十八条の三十九第一項中「第八十二条の三第二項第四号」とあるのは「第八十二条の二第四項第四号」と、同条第二項中「繰越控除の対象となる無国籍共同支配会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額」とあるのは「無国籍共同支配会社等実効税率の計算」とする。

（国内最低課税額の計算に関する経過措置）

第八条　新令和五年改正規則附則第三条第一項の規定は所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項第一号イ（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する財務省令で定める構成会社等について、新令和五年改正規則附則第三条第二項の規定は同号イに規定する財務省令で定める金額について、同条第三項の規定は同号イ及びロ（改正法附則第十八条第五項において準用する場合を含む。）並びに改正法附則第十八条第三項第一号イ及びロ（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに改正令附則第十七条第二項及び第六項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額について、新令和五年改正規則附則第三条第四項及び第十項の規定は改正法附則第十八条第一項第二号イ（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する法人税の額その他の財務省令で定める金額について、新令和五年改正規則附則第三条第五項の規定は同号イ及び改正法附則第十八条第三項第二号イ（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する不確実性がある金額として財務省令で定める金額について、新令和五年改正規則附則第三条第六項の規定は改正法附則第十八条第三項第一号イに規定する財務省令で定める金額について、新令和五年改正規則附則第三条第七項の規定は同号ロに規定する税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額について、同条第八項の規定は同号ロに規定する税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額について、同条第九項及び第十項の規定は改正法附則第十八条第三項第二号イに規定する法人税の額その他の財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。

2　新令和五年改正規則附則第三条第十一項から第十九項まで及び第二十三項の規定は、改正法附則第十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、新令和五年改正規則附則第三条第十一項中「改正法附則第十四条第一項第一号イ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項第一号イ（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ（同条第五項において準用する場合を含む。第十四項において同じ。）」と、「同条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」と、同条第十三項第二号イ中「第十四条第一項第二号イ」とあるのは「第十八条第一項第二号イ（同条第五項において準用する場合を含む。第十八項において同じ。）」と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ（同条第五項において準用する場合を含む。ロにおいて同じ。）」と、同項第二号ロ」とあるのは「第十八条第一項第三号（同条第五項において準用する場合を含む。）の同条第一項第二号ロ」と、同条第十四項中「第十四条第一項第一号ロ」とあるのは「第十八条第一項第一号ロ」と、同条第十八項中「調整後対象租税額」とあるのは「法人税法第八十二条の十九第二項第一号イに規定する国内調整後対象租税額」と、「第十四条第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

3　新令和五年改正規則附則第三条第十三項から第十九項まで及び第二十三項の規定は、改正法附則第十八条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、新令和五年改正規則附則第三条第十三項第二号イ中「改正法附則第十四条第一項第二号イ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第十八条第三項第二号イ（同条第六項において準用する場合を含む。第十八項において同じ。）」と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ（同条第六項において準用する場合を含む。ロにおいて同じ。）」と、同号ロ中「第十四条第一項第二号ロ」とあるのは「第十八条第一項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）の同条第三項第二号ロ」と、同条第十四項中「第十四条第一項第一号ロ」とあるのは「第十八条第三項第一号ロ（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、同条第十八項中「調整後対象租税額」とあるのは「法人税法第八十二条の十九第五項第一号イに規定する国内調整後対象租税額」と、「第十四条第一項第二号イ」とあるのは「第十八条第三項第二号イ」と読み替えるものとする。

（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）

第九条　第一条の規定（特定改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行規則第六十八条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に提供の期限が到来する特定多国籍企業グループ等報告事項等（改正法第二条の規定による改正前の法人税法第百五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。次項において同じ。）について適用する。

2　法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等に属する同条第十三号に規定する構成会社等である内国法人の令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等に係る第一条の規定（特定改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行規則第六十八条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第四号イ⑵中「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税」とあるのは、「令第百五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税」とする。

3　改正法附則第十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）又は第三項（同条第六項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定の適用がある場合における新規則第六十八条第十三項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。

一　改正法附則第十八条第一項又は第三項の規定の適用に関する事項

二　その他参考となるべき事項

○財務省令第二十号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十六条第一項第二号、第二十四条の四第一項第三号及び第三項第三号、第二十四条の十一第一項第三号並びに第二十四条の十二第一項本文及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は「」を「、「」に、「とは」を「又は「課税対象会計年度」とは」に、「に規定する」を「若しくは第二項に規定する」に、「又は課税事業年度」を「、課税事業年度又は課税対象会計年度」に改める。

第二条第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同項第二号中「（課税標準）」を削り、「以下」を「第七条の三及び第七条の五を除き、以下」に改める。

第七条の二の見出しを「（国際最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項）」に改め、同条第一項第一号中「法人税法」を「特定多国籍企業グループ等（法人税法」に、「に属する同条第十三号に規定する構成会社等」を「をいう。次条第一号において同じ。）に属する構成会社等（同法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。次条第一号において同じ。）」に改め、同項第三号中「（法第七条第二項に規定する課税対象会計年度をいう。）」を削る。

第七条の三の見出し中「各課税対象会計年度の」の下に「国際最低課税額等に係る」を加え、同条を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項）

第七条の三　法第二十四条の四第三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法第二十四条の四第三項の法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名（外国法人にあっては、代表者の氏名及び恒久的施設等（法人税法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その同条第七号に規定する所在地国が我が国であるものに限る。）を通じて行う事業の経営の責任者の氏名。第七条の五第二号において同じ。）

三　当該課税対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

第八条の前に次の二条を加える。

（国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告書の記載事項）

第七条の五　法第二十四条の十一第一項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十四条の十一第一項に規定する申告対象法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名

三　当該課税対象会計年度の開始及び終了の日

四　その他参考となるべき事項

（電子情報処理組織による各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告）

第七条の六　第七条の四第一項の規定は法第二十四条の十二第一項の内国法人が同項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して申告書記載事項（同項に規定する申告書記載事項をいう。以下この条において同じ。）を提供しようとする場合における届出その他の手続について、第七条の四第二項の規定は法第二十四条の十二第一項に規定する財務省令で定める方法について、第七条の四第三項及び第五項の規定は当該内国法人が法第二十四条の十二第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供について、第七条の四第四項の規定は申告書記載事項の送信に関するファイル形式について、同条第六項の規定は電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目について、それぞれ準用する。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十二条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の二第二項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第二十二条第一項第四号中「金額及び」を「事由並びに」に、「事由」を「金額及びその計算の明細」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十八条第三号を次のように改める。

三　法第四十八条の二第一項の規定による物納（以下この条において「特定物納」という。）を求めようとする税額

第二十八条第四号中「金額及び」を「事由並びに」に、「事由並びに法第四十八条の二第一項の規定による物納（以下この条において「特定物納」という。）を求めようとする税額」を「金額及びその計算の明細」に改める。

第一号書式備考二3ロ、第二号書式備考二2ロ及び第三号書式備考二2ロ中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第五号書式備考一及び第六号書式備考一中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第七号書式備考五及び第八号書式備考五中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第九号書式備考一中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）及び消費税法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十五号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条第二項、第八条第一項及び第九項、第三十条第十一項、第五十九条の二第一項並びに第六十一条並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第一項第一号、第三項、第六項、第十項及び第十一項、第十八条の二第一項、第十八条の三第三項及び第十項、第十八条の四第三項及び第十項、第十八条の五第一項及び第五項並びに第七十一条の二第一項第九号及び第四項の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七条第一項第一号に規定する輸出として行われる資産の譲渡で当該輸出に係る運送契約が当該資産の譲渡の相手方と国際第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十条（許可）又は第四十五条第一項（許可）の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号（登録の拒否）に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。以下この号において同じ。）との間において当該資産の輸出に係る運送契約が締結されるものであつて、その譲渡の際、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に当該資産を引き渡す場合に限る。）　当該運送契約に係る契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載されたもの

イ　当該相手方の氏名又は名称

ロ　当該運送契約を締結した年月日

ハ　当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額

ニ　当該資産の仕向地

ホ　当該国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び住所等

第五条第二項中「前項第三号ニ」を「前項第四号ニ」に改める。

第六条の二を削る。

第六条第一項中「、その者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて」を削り、「から」を「までに国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき確認ができる次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、同日から」に、「もの」を「ものに限る。）のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項（定義）に規定する個人番号カード（同項第二号に規定する転出の予定年月日が記載されたものに限る。）

二　領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明

三　戸籍の附票の写し

第六条第二項中「第十八条第三項第一号イ」を「第十八条第二項第一号」に、「同号イ」を「同号」に、「以下第九条まで」を「第二号」に改め、同項第二号中「番号（旅券の写しが貼付された出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二（船舶観光上陸の許可）に規定する船舶観光上陸許可書にあつては、当該旅券の番号）」を「旅券の番号」に改め、同条第三項中「第十八条第三項第一号ロ」を「第十八条第二項第二号」に、「次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める」を「当該書類の名称及び当該書類に記載された国内以外の地域に住所又は居所を有することとなつた年月日に関する」に改め、同項各号を削り、同条第四項から第十項までを削り、同条を第六条の二とし、第五条の次に次の一条を加える。

（免税対象物品から除かれる物品の範囲）

第六条　法第八条第一項に規定する財務省令で定める物品は、金及び白金の地金並びに金貨及び白金貨とする。

第六条の三の見出し中「市中輸出物品販売場」を「輸出物品販売場」に改め、同条中「第十八条第十一項」を「第十八条第三項」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　法第八条第一項の規定による税関長の確認は、免税対象物品（同項に規定する免税対象物品をいう。以下第十条までにおいて同じ。）を購入した日から九十日以内に本邦から出国する際の出港地を所轄する税関長に対してその所持する旅券を提示し、又は当該旅券に係る情報を提供して受けるものである旨及び免税購入対象者（同項に規定する免税購入対象者をいう。第八条第五項及び第九条第七項において同じ。）は、当該税関長の求めに応じて当該免税対象物品を提示できるようにしなければならない旨

第六条の三第二号中「の適用を」を「による税関長の確認を」に、「物品」を「免税対象物品」に、「本邦から出国する際に所持していなかつた場合には、」を「遅滞なく輸出しなければならない旨及びそれを輸出しなかつた場合には」に、「の適用により」を「により」に、「徴収される旨」を「徴収され、かつ、法第六十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定により刑罰が科されることがある旨」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（購入記録情報の提供方法等）

第六条の四　令第十八条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該免税対象物品を譲渡する輸出物品販売場（法第八条第七項に規定する輸出物品販売場（同条第九項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。）をいう。以下この条及び第九条において同じ。）を経営する事業者が令第十八条第二項各号の規定により提供を受けた第六条の二第二項各号に掲げる事項及び同条第三項に規定する事項

二　当該輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該輸出物品販売場の名称（当該輸出物品販売場が自動販売機型輸出物品販売場（令第十八条の二第二項第二号に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下第十条までにおいて同じ。）である場合には、その自動販売機を識別するための情報）、所在地及び次条第三項の規定により通知を受けた識別符号（当該輸出物品販売場が臨時販売場（令第十八条の五第一項に規定する臨時販売場をいう。第十条において同じ。）である場合には、第十条第二項の規定により通知を受けた識別符号）

三　当該免税対象物品の譲渡の年月日

四　当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量及び法第二十八条第一項に規定する対価の額（以下この号及び次号において「税抜価額」という。）並びに当該免税対象物品の税抜価額の合計額

五　当該免税対象物品の税抜価額が一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）につき百万円以上である場合には、当該免税対象物品に係る固有の番号、特徴その他の法第八条第一項の税関長の確認において当該免税対象物品を特定するに足りる事項

六　当該免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合には、その旨

七　令第十八条の三第八項の規定の適用がある場合には、その旨

2　令第十八条第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第八項に規定する国税庁長官の定める方法により輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称を明らかにして購入記録情報（法第八条第二項に規定する購入記録情報をいう。以下この条及び第九条において同じ。）を送信する方法とする。

3　前項に規定する方法により購入記録情報を提供する場合における当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

4　前二項に定めるもののほか、令第十八条第七項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

5　令第十八条第十項に規定する財務省令で定める方法は、同項の購入記録情報及び税関確認情報（法第八条第三項に規定する税関確認情報をいう。次項及び第九条第七項において同じ。）を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

6　令第十八条第十項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により購入記録情報及び税関確認情報を保存する輸出物品販売場を経営する事業者は、当該購入記録情報及び当該税関確認情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同条第十項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第七条を次のように改める。

（輸出物品販売場の許可申請書の記載事項等）

第七条　令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下第十条までにおいて「氏名等」という。）、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　申請者の電子メールアドレス

三　当該許可を受けようとする販売場の所在地

四　次に掲げる輸出物品販売場（法第八条第七項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この条において同じ。）の許可の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　一般型輸出物品販売場（令第十八条の二第二項第一号に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下第十条までにおいて同じ。）の許可　当該販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続（同号ロに規定する免税販売手続をいう。以下同条までにおいて同じ。）に係る事務を承認免税手続事業者（令第十八条の三第一項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下第十条までにおいて同じ。）に委託して行わせる場合には、その旨並びに当該承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地

ロ　自動販売機型輸出物品販売場の許可　当該販売場に設置する自動販売機を識別するための情報

五　当該販売場に係る購入記録情報の提供等（令第十八条の二第二項第一号ロに規定する購入記録情報の提供等をいう。以下第十条までにおいて同じ。）に係る事務を承認送受信事業者（令第十八条の四第一項に規定する承認送受信事業者をいう。以下第十条までにおいて同じ。）に委託して行わせる場合には、その旨並びに当該承認送受信事業者の氏名又は名称及び第九条第三項の規定により通知を受けた識別符号

六　その他参考となるべき事項

2　令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　当該販売場で行う法第八条第一項の規定の適用を受けるための事務の概要を記載した書類

二　当該販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し

三　購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し）

四　その他参考となるべき書類

3　税務署長は、法第八条第七項の許可をするときは、その許可に係る事業者に対し、その許可に係る輸出物品販売場の識別符号を通知する。

4　輸出物品販売場を経営する事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく（輸出物品販売場を移転する場合には、その移転する日の前日までに）、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　変更の内容

三　当該輸出物品販売場の所在地（当該輸出物品販売場を移転する場合には、移転前及び移転後の所在地）

四　その他参考となるべき事項

5　令第十八条の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　法第八条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする輸出物品販売場の所在地

三　その他参考となるべき事項

第七条の二を削る。

第八条から第十条までを次のように改める。

（承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等）

第八条　令第十八条の三第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　設置しようとする免税手続カウンター（令第十八条の三第一項に規定する免税手続カウンターをいう。以下この条において同じ。）の所在地

三　その他参考となるべき事項

2　令第十八条の三第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　設置しようとする免税手続カウンターで行う免税販売手続に係る事務の概要を記載した書類

二　その他参考となるべき書類

3　承認免税手続事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく（免税手続カウンターを移転する場合には、その移転する日の前日までに）、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　変更の内容

三　当該免税手続カウンターの所在地（当該免税手続カウンターを移転する場合には、移転前及び移転後の所在地）

四　その他参考となるべき事項

4　令第十八条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
二　廃止しようとする免税手続カウンターの所在地
三　その他参考となるべき事項
5　承認免税手続事業者は、令第十八条の三第一項の規定により委託を受けて免税販売手続に係る事務を行う一般型輸出物品販売場の別に、免税購入対象者ごとの法第八条第一項の規定の適用に関する免税販売手続の記録及び令第十八条の三第八項の規定の適用に関する記録を作成して整理し、当該免税販売手続を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は免税販売手続に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

（承認送受信事業者の承認申請書の記載事項等）

第九条　令第十八条の四第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　申請者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
二　申請者の電子メールアドレス
三　購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要
四　その他参考となるべき事項
2　令第十八条の四第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　購入記録情報の提供等に係る事務の概要を記載した書類
二　購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類
三　その他参考となるべき書類
3　税務署長は、令第十八条の四第二項の承認をするときは、その承認に係る事業者に対し、当該承認に係る識別符号を通知する。
4　承認送受信事業者は、令第十八条の四第一項の規定により委託を受けて事務を行う輸出物品販売場に係る法第八条第二項前段の規定による購入記録情報の提供を行う場合には、前項の規定により通知を受けた識別符号を併せて提供しなければならない。
5　承認送受信事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
二　変更の内容
三　その他参考となるべき事項
6　令第十八条の四第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
二　その他参考となるべき事項
7　承認送受信事業者は、令第十八条の四第一項の規定により委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供等につき、免税購入対象者ごとに当該購入記録情報の提供等に関し記録を作成して整理し、輸出物品販売場を経営する事業者が当該免税購入対象者に対して譲渡した免税対象物品に係る法第八条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をした日（税関確認情報の受領をしない場合にあつては、同条第二項前段の規定による購入記録情報の提供をした日）の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は購入記録情報の提供等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

（臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等）

第十条　令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　申請者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
二　申請者の電子メールアドレス
三　設置を予定している臨時販売場の概要
四　当該臨時販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合には、当該承認送受信事業者の氏名又は名称及び前条第三項の規定により通知を受けた識別符号
五　その他参考となるべき事項
2　税務署長は、法第八条第十項の承認をするときは、その承認に係る事業者に対し、当該承認に係る識別符号を通知する。
3　法第八条第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
二　当該臨時販売場の名称（当該臨時販売場が自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場である場合には、その自動販売機を識別するための情報。第五項第三号において同じ。）及び所在地
三　一般型輸出物品販売場とみなされる当該臨時販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合には、当該承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地
四　その他参考となるべき事項

4　法第八条第九項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　前項第二号に規定する所在地に当該臨時販売場を設置することを証する書類

二　一般型輸出物品販売場とみなされる当該臨時販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し

三　その他参考となるべき書類

5　令第十八条の五第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　変更の内容

三　当該臨時販売場の名称及び所在地

四　当該臨時販売場に係る法第八条第九項の届出書に記載した当該臨時販売場を設置しようとする期間

五　その他参考となるべき事項

6　法第八条第十項の承認を受けた事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　変更の内容

三　その他参考となるべき事項

7　令第十八条の五第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二　その他参考となるべき事項

第十条の二から第十条の九までを削る。

第十一条第一項第一号中「と住所等」の下に「（住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地をいう。以下この章において同じ。）」を、「及び個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第十五条の七第一項中「その者」を「当該書類の写し及びその者」に改め、同項第一号イ中「の写し」を削り、同号ロ及びハ中「又はその写し」を削り、同号ニからチまでの規定中「の写し」を削り、同号リ中「又はこれらの書類の写し」を削り、同号ヌ及び同項第三号イ中「又はその写し」を削り、同項第四号イ中「の写し」を削り、同項第五号イ中「外国会社の登記）に」を「外国法人の登記）に」に改め、「又はその写し」を削り、同項第六号ロ中「の写し」を削る。

第二十三条の三中「第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四」を「第八条第五項」に、「第十条の六第一項」を「第九条第七項」に改める。

第二十六条の五第一項中「中小企業等協同組合法」の下に「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を加える。

第二十七条の二第一項中「第七十一条の二第一項第十号」を「第七十一条の二第一項第九号」に、「電磁的記録、」を「電磁的記録及び」に改め、「及び前条第七項に規定する電磁的記録」を削り、同条第二項中「第九号」を「第八号」に、「第七条第三項、第十条の六第三項」を「第六条の四第六項」に、「、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項」を「若しくは第二十六条の八第二項の規定」に改め、同条に次の四項を加える。

3　法第五十九条の二第一項に規定する財務省令で定める要件は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第五項各号（他の国税に関する法律の規定の適用）に掲げる要件に準ずる要件に従つて特定電磁的記録（法第五十九条の二第一項に規定する特定電磁的記録をいう。次項及び第五項において同じ。）の保存を行うこととする。

4　前項の特定電磁的記録は、期限後申告等（法第五十九条の二第一項に規定する期限後申告等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の基因となる事項に係る特定電磁的記録（同条第一項の事業者が、あらかじめ、当該特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があつた場合には同項の規定の適用を受けない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地を所轄する税務署長に提出している場合における当該特定電磁的記録に限る。）とする。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　その他参考となるべき事項

5　前項の事業者は、特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があつた場合において法第五十九条の二第一項の規定の適用を受けないことをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項の届出書は、その効力を失う。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　前項の届出書を提出した年月日

三　その他参考となるべき事項

6　第四項の事業者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　第四項の届出書を提出した年月日

三　変更をしようとする事項及び当該変更の内容

四　その他参考となるべき事項

第二十九条中「第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四」を「第八条第五項」に、「第十条の六第一項」を「第九条第七項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条の改正規定、第六条の二を削る改正規定、第六条の改正規定、同条を第六条の二とし、第五条の次に一条を加える改正規定、第六条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二号中「本邦から出国する際に所持していなかつた場合には、」を「遅滞なく輸出しなければならない旨及びそれを輸出しなかつた場合には」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、第七条の改正規定、第七条の二を削る改正規定、第八条から第十条までの改正規定、第十条の二から第十条の九までを削る改正規定、第十一条第一項第一号の改正規定、第二十三条の三の改正規定、第二十六条の五第一項の改正規定、第二十七条の二の改正規定（同条第一項中「第七十一条の二第一項第十号」を「第七十一条の二第一項第九号」に改める部分及び同条第二項中「第九号」を「第八号」に、「第七条第三項、第十条の六第三項」を「第六条の四第六項」に改める部分に限る。）及び第二十九条の改正規定　令和八年十一月一日

二　第二十七条の二に四項を加える改正規定　令和九年一月一日

（経過措置）

第二条　令和七年四月一日から令和八年十月三十一日までの間における改正後の消費税法施行規則第六条の三第二号の規定の適用については、同号中「遅滞なく輸出しなければ」とあるのは「本邦から出国する際に所持しなければ」と、「輸出しなかつた」とあるのは「所持していなかつた」とする。

（租税特別措置法施行規則等の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第一条の規定による改正後の」及び「（以下この条において「新消費税法施行規則」という。）」を削り、同条第二項から第七項までの規定中「新消費税法施行規則」を「消費税法施行規則」に改める。

○財務省令第二十三号

石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第一条第二項の規定に基づき、石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　　財務大臣　加藤　勝信

石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令

石油ガス税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同条第三項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十四号

国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十六条第二項、第十七条第二項、第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条の規定に基づき、国際観光旅客税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　　財務大臣　加藤　勝信

国際観光旅客税法施行規則の一部を改正する省令

国際観光旅客税法施行規則（平成三十年財務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第三条第一号中「若しくは」を「及び」に改める。

第四条第一項第一号及び第二項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十五号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十四条第二項及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　　財務大臣　加藤　勝信

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「第八条第三項」を「第八条第六項」に改める。

第一条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十四条第二項（公示送達）に規定する財務省令で定める方法は、国税庁その他の行政機関の使用に係る電子計算機と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（国税庁その他の行政機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　国税庁その他の行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。第四条第二項（納付受託者の指定の手続）において同じ。）を使用するもの

第四条第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同条第二項ただし書中「（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。）」を削る。

第十五条第二項中「同じ。）」の下に「又は公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該法人課税信託」の下に「又は公益信託」を加える。

別紙第８号書式備考３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附　則

この省令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第三項第一号の改正規定　令和八年十一月一日

二　第一条の二の改正規定及び第四条第二項ただし書の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日

三　第四条第一項の改正規定及び別紙第８号書式備考３の改正規定　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）

○財務省令第二十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十七号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第五条の六第二十二項第一号及び第二号中「又は福島国際研究教育機構理事長」を「、福島国際研究教育機構理事長又は国立健康危機管理研究機構理事長」に改める。

第五条の十二の二を削る。

第五条の十二の三の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に、「場合等」を「場合」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十条の五の六第十一項」を「第十条の五の五第五項」に改め、同項第一号中「第十条の五の六第一項又は第三項」を「第十条の五の五第一項」に、「同条第十一項」を「同条第五項」に、「情報技術事業適応設備又は同条第三項に規定する事業適応繰延資産」を「生産工程効率化等設備」に改め、「、次号」を削り、「。次号及び次項」を「。次項」に改め、「並びに当該認定申請書等に係る産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（次項第一号において「認定事業適応計画」という。）に従つて実施される同法第二十一条の二十第二項第一号に規定する情報技術事業適応（次項第一号において「情報技術事業適応」という。）に係る同令第十一条の十九第三項の確認書（次項第一号において「確認書」という。）の写し」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第十条の五の六第二項、第四項又は第六項」を「第十条の五の五第二項」に、「同条第十一項」を「同条第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十条の五の六第十三項」を「第十条の五の五第七項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類」を「同条第三項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載された認定申請書等の写し及び当該認定申請書等に係る認定書等の写し」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条を第五条の十二の二とし、第五条の十二の四を第五条の十二の三とし、第五条の十二の五を第五条の十二の四とする。

第五条の十三第三項中「別表第六」を「（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六」に改め、同条第四項第一号中「計数型の電子計算機（」を削り、「ものに限る。）」を「もの」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　施行令第六条の三第二十一項に規定する財務省令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業とする。

第六条の二第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」を「物資の流通の効率化に関する法律施行規則」に改める。

第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第二項及び第三項中「証する書類」の下に「又はその写し」を加える。

第九条の六第三項中「掲げる要件」を「掲げる要件（同号イに掲げる場合に係る当該要件に限る。）」に、「第五項まで」を「この条」に、「第五条第五項」を「第五条第四項」に改め、「。次項」の下に「、第六項及び第七項」を加え、同条第四項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改め、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項を同条第十一項とし、同条第五項の次に次の五項を加える。

6　法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件（同号ロに掲げる場合に係る当該要件に限る。）を満たすものとして同項の規定により同条第三項の規定の適用を受けようとする個人（以下この条において「電子帳簿保存適用個人」という。）は、その年における第二項に規定する帳簿書類につき、最初の記録段階から一貫して電子帳簿保存法施行規則第二条第二項又は第三条第一項の定めるところに従つて、当該帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

7　電子帳簿保存適用個人が、電子帳簿保存法施行規則第三条第三項に規定する場合に該当する場合において、同条第四項において準用する同条第一項の定めるところに従つて第二項に規定する帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つているときは、当該保存をもつて、前項の規定による当該帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

8　電子帳簿保存適用個人は、法第二十五条の二第四項第一号ロ⑴に規定する特定電磁的記録につき電子帳簿保存法施行規則第五条第六項に規定する届出書（以下この項において「適用届出書」という。）の提出をしなければならない。この場合において、当該特定電磁的記録につき同条第七項に規定する届出書（以下この項において「適用廃止届出書」という。）の提出があつたときは、当該適用廃止届出書の提出があつた日の属する年以後の各年分については、当該適用届出書の提出はなかつたものとする。

9　法第二十五条の二第四項第一号ロ⑴に規定する財務省令で定める措置は、その年において電子帳簿保存法施行規則第五条第五項第一号に規定する特定電子計算機処理システム（次項において「特定電子計算機処理システム」という。）を電子帳簿保存適用個人の法第二十五条の二第三項の不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の用に供していることとする。

10　電子帳簿保存適用個人は、その年において法第二十五条の二第四項第一号ロ⑵に規定する電子取引を行つた場合には、当該電子取引の同号ロ⑵に規定する取引情報に係る同号ロ⑵に規定する特定電磁的記録で、前項の特定電子計算機処理システムを使用して、電子帳簿保存法施行規則第五条第五項に規定する要件を満たして保存ができるものを当該要件を満たして保存しなければならない。

第十一条の二を次のように改める。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者に勤務する非居住者等の給与の非課税）

第十一条の二　法第二十九条第二号に規定する財務省令で定める外国法人は、同条第一号に規定する公式参加者の同条に規定する博覧会関連業務を行う外国法人で、二千二十七年国際園芸博覧会特別規則（二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（令和六年法律第十一号）第三条に規定する二千二十七年国際園芸博覧会一般規則の規定に基づいて制定された規則をいう。）の定めるところにより、当該公式参加者により当該公式参加者に係る陳列区域政府委員事務所として公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会に対して通知されたものとする。

第十四条第五項第三号イ中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

第十八条の十一第十項第一号イ中「契約締結時交付書面（」を「契約締結時等交付書面（」に、「契約締結時交付書面又は」を「契約締結時等交付書面又は」に、「第十六条に規定する契約締結時交付書面」を「第十五条第一項第一号に規定する書面」に、「第九十八条第一項第三号イ」を「第九十八条第三号イ」に改め、同条第二十二項中「次条第一項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次条第一項第二号イ⑴に掲げる署名用電子証明書及び同号イ⑵に掲げる情報が記録された電磁的記録

二　次条第一項第二号ロに掲げるカード代替電磁的記録

第十八条の十二第一項各号を次のように改める。

一　番号既告知者（施行令第二十五条の十の三第五項の規定に該当する者をいう。次号及び第三項において同じ。）以外の者　当該者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

⑴　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）

⑵　地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われた⑴の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二号に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第三条第一号の規定により内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの

⑶　⑴の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいい、同法第十八条の二第六項の規定により送信をされたものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

二　番号既告知者　当該番号既告知者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

⑴　署名用電子証明書

⑵　⑴の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

第十八条の十二第六項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「した個人」の下に「又は同条第五項に規定する特定通知等（次号において「特定通知等」という。）に係る個人」を加え、同項第二号中「又は送信」を「若しくは送信又は特定通知等」に改め、「の送信」の下に「若しくは当該特定通知等」を加え、同条に次の一項を加える。

8　施行令第二十五条の十の三第五項に規定する財務省令で定める通知又は提供は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和六年内閣府、財務省、厚生労働省、デジタル庁、農林水産省、経済産業省令第一号）第二十六条第一号に掲げる業務による同号に規定する通知又は同条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報の提供とする。

第十八条の十三の五第三項中「契約締結時交付書面」を「契約締結時等交付書面」に、「第九十八条第一項第三号イ」を「第九十八条第三号イ」に改める。

第十八条の十四の二第六項第四号中「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第十八条の十五第五項第四号イ中「第八項第一号ハ」を「第八項第一号ハ並びに第九項第二号ハ及びニ」に、「以下この条」を「第九項第二号ロ及びニ並びに第十九項第二号を除き、以下この条」に改め、同号ロ中「ロ及び第八項第一号ニ」を「ロ並びに第八項第一号ニ及び第九項第二号ホ」に改め、同条第八項第一号イ中「第十項に」を「第十六項に」に改め、同号イ(3)中「第二十五条の十二第八項」を「第二十五条の十二第十一項」に、「第十項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同号ハ(3)及びニ(3)中「第十項第二号」を「第十六項第二号」に改め、同項第六号中「以下この号、次項及び第十一項」を「次項第二号ロ及びニを除き、以下この条」に、「同条第二項第一号」を「施行令第二十五条の十二第二項第一号」に、「同条第七項」を「同条第十項」に、「イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第八項」を「イ(1)又はロ(1)に掲げる金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第十一項」に改め、同条第十三項中「第二十五条の十二第十項」を「第二十五条の十二第十五項」に、「、当該譲渡又は贈与をした株式の数及びその年月日その他の」を「及び当該特定中小会社の同項に規定する特定株式の払込みによる取得の時（当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時）以後の当該株式の譲渡又は贈与に係るその譲渡又は贈与ごとの次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該譲渡又は贈与をした年月日

二　当該譲渡又は贈与をした株式の数及び当該譲渡又は贈与の直後において有する株式の数

三　当該譲渡が前項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる譲渡に該当する場合には、当該各号に該当する旨

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五第十三項を同条第二十項とし、同条第十二項を削り、同条第十一項中「第二十五条の十二第八項に規定する」を「第二十五条の十二第十一項に規定する適用を受けた金額として」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

18　施行令第二十五条の十二第十一項に規定する還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額として財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額

二　その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合　当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額に、当該特定株式控除未済額に係る当該控除対象特定株式（同条第一項第一号又は第二号に定める特定株式に係るものに限る。）の取得に要した金額と当該特定株式控除未済額に係る当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

19　施行令第二十五条の十二第十二項に規定する財務省令で定める譲渡は、次に掲げる特例適用控除対象特定株式（同項に規定する特例適用控除対象特定株式をいう。以下この項において同じ。）の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　当該特例適用控除対象特定株式に係る法第三十七条の十三の三第一項に規定する上場等の日以後に行う当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

二　その年十二月三十一日において、当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。）の株式の取得（購入による取得に限る。）により当該特定中小会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる法人に対する当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

三　当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社を法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人とする合併による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

四　法第三十七条の十第三項第二号又は第三号に規定する事由による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

五　当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社の行う株式交換又は株式移転による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

六　当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

七　法第三十七条の十三の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該特例適用控除対象特定株式の譲渡（当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社について、同項第一号の清算（特別清算に限る。）が結了した場合又は施行令第二十五条の十二の三第三項に規定する破産手続開始の決定を受けた場合における当該譲渡に限る。）

八　所得税法第五十九条第一項の規定により行われたものとみなされる当該特例適用控除対象特定株式の譲渡（同項第一号に規定する相続又は遺贈が生じた場合における当該譲渡に限る。）

九　所得税法第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該特例適用控除対象特定株式の譲渡（同項に規定する相続又は遺贈により同項に規定する非居住者に移転した場合における当該譲渡に限る。）

第十八条の十五第十項中「第二十五条の十二第十一項」を「第二十五条の十二第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第二十五条の十二第七項第二号イ」を「第二十五条の十二第十項第二号イ(1)」に改め、同項第一号中「第二十五条の十二第七項」を「第二十五条の十二第十項」に、「次号及び第十一項第二号」を「以下この条」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　施行令第二十五条の十二第十項第二号イ(2)に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額

二　その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合　当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額に、当該特定株式控除未済額に係る当該控除対象特定株式（同条第一項第一号又は第二号に定める特定株式に係るものに限る。）の取得に要した金額と当該特定株式控除未済額に係る当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

第十八条の十五第八項の次に次の五項を加える。

9　法第三十七条の十三第五項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項については、その年分の確定申告書の提出の時において明らかであるものに限る。）とする。

一　法第三十七条の十三第一項第一号又は第二号に定める特定株式をその年の翌年中に払込みにより取得をする見込みである旨

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式を払込みにより取得をする見込みである場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該特定株式を発行する特定中小会社の名称並びに当該特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

ロ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式に係る新株予約権の行使により当該特定株式を払込みにより同項に規定する取得をする見込みである場合　当該新株予約権を発行する特定中小会社の名称並びに当該新株予約権の取得に要した金額（当該新株予約権をその年の翌年中に取得をする見込みである場合にあつては、取得に要する金額の見込額を含む。）及び行使をする予定年月日

ハ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定株式を払込みにより取得をする見込みである場合（ニに掲げる場合に該当する場合を除く。）　次に掲げる事項

(1)　当該特定株式を発行する特定中小会社の名称、当該取得に係る認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

(2)　既に当該取得に係る認定投資事業有限責任組合に対し出資を行つた場合には、当該認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該出資を行つた金額及び年月日

ニ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定株式に係る新株予約権（認定投資事業有限責任組合に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をしたものに限る。）の行使により当該特定株式を払込みにより同項に規定する取得をする見込みである場合　次に掲げる事項

(1)　当該新株予約権を発行する特定中小会社の名称、当該取得に係る認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該新株予約権の取得に要した金額（当該新株予約権をその年の翌年中に取得をする見込みである場合にあつては、取得に要する金額の見込額を含む。）及び行使をする予定年月日

(2)　既に当該取得に係る認定投資事業有限責任組合に対し出資を行つた場合には、当該認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該出資を行つた金額及び年月日

ホ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる特定株式を払込みにより取得をする見込みである場合　当該特定株式を発行する特定中小会社の名称、当該取得に係る認定少額電子募集取扱業者の名称並びに当該特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

三　その他参考となるべき事項

10　法第三十七条の十三第三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十三第十項の還付請求書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第一号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。同号において同じ。）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二　前号の請求書に係る特定株式控除未済額（法第三十七条の十三第三項に規定する特定株式控除未済額をいう。以下この条において同じ。）が生じた年の前年分の法第三十七条の十三第四項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額

三　法第三十七条の十三第三項の規定の適用を受けようとする特定株式控除未済額

四　第一号の請求書をその提出期限後に提出しようとする場合には、当該請求書がその提出期限までに提出されなかつた事情の詳細

五　その他参考となるべき事項

11　法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　各相続人等（法第三十七条の十三第九項に規定する相続人等をいう。第四号及び次項において同じ。）の氏名、住所及び個人番号並びに被相続人との続柄

二　法第三十七条の十三第六項の規定の適用を受けようとする特定株式控除未済額

三　法第三十七条の十三第六項の死亡をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

四　相続人等が二人以上ある場合には、各相続人等別の還付を受けようとする所得税の額

12　施行令第二十五条の十二第八項ただし書の方法により同項の請求書を提出する場合には、当該請求書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第八項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人等の個人番号は、記載することを要しない。

13　法第三十七条の十三第十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　その年中に取得をした施行令第二十五条の十二第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受ける場合　特定株式控除未済額の計算に関する明細書（同項に規定する適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額、同号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定株式の銘柄ごとの施行令第二十五条の十二第四項の控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細並びに同条第七項の規定により計算した金額の計算に関する明細の記載があるものに

限るものとし、同条第十項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ(2)又はロ(2)に掲げる金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第十一項の規定の適用がある場合には同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号に規定する特定株式控除未済額の計算に関する明細書及び第八項に規定する書類（同項第五号及び第六号に掲げる書類を除く。）

第十八条の十五の二第二項中「以下この項において同じ。）を」を「第八項第二号を除き、以下この条において同じ。）を」に、「同号イ」を「第三号イ」に改め、同項第一号中「この項及び第五項」を「この条」に、「この項において同じ。）に係る」を「この項、次項第一号及び第二号並びに第七項第一号において同じ。）に係る」に改め、同号ロ中「この項」を「この条」に改め、同項第六号中「取得に要した金額の計算に関する明細書（同号」を「取得に要した金額（同号に規定する取得に要した金額をいう。以下この号並びに第七項第一号及び第八項第八号において同じ。）の計算に関する明細書（同条第二項第一号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第七号中「第二十五条の十二の二第四項」を「第二十五条の十二の二第三項」に改め、同条第五項中「第二十五条の十二の二第九項」を「第二十五条の十二の二第十三項」に、「当該譲渡又は贈与をした株式の数及びその年月日その他の」を「及び当該特定株式会社の同項に規定する設立特定株式の払込みによる取得の時（当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時）以後の当該株式の譲渡又は贈与に係るその譲渡又は贈与ごとの次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該譲渡又は贈与をした年月日

二　当該譲渡又は贈与をした株式の数及び当該譲渡又は贈与の直後において有する株式の数

三　当該譲渡が第八項各号（第九号及び第十号を除く。）に掲げる譲渡に該当する場合には、当該各号に該当する旨

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の二第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二十五条の十二の二第八項後段」を「第二十五条の十二の二第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を削り、同条第二項の次に次の六項を加える。

3　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第五項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項については、その年分の確定申告書の提出の時において明らかであるものに限る。）とする。

一　設立特定株式をその年の翌年中に払込みにより取得をする見込みである旨

二　その年の翌年中に払込みにより取得をする見込みである設立特定株式を発行する特定株式会社の名称並びに当該設立特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

三　その他参考となるべき事項

4　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第十項の還付請求書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第一号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。同号において同じ。）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二　前号の請求書に係る設立特定株式控除未済額（法第三十七条の十三の二第四項に規定する設立特定株式控除未済額をいう。次号、次項第二号及び第七項第一号において同じ。）が生じた年の前年分の同条第四項において準用する法第三十七条の十三第四項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額

三　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項の規定の適用を受けようとする設立特定株式控除未済額

四　第一号の請求書をその提出期限後に提出しようとする場合には、当該請求書がその提出期限までに提出されなかつた事情の詳細

五　その他参考となるべき事項

5　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　各相続人等（法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第九項に規定する相続人等をいう。第四号及び次項において同じ。）の氏名、住所及び個人番号並びに被相続人との続柄

二　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項の規定の適用を受けようとする設立特定株式控除未済額

三　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項の死亡をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

四　相続人等が二人以上ある場合には、各相続人等別の還付を受けようとする所得税の額

6　施行令第二十五条の十二の二第七項において準用する施行令第二十五条の十二第八項ただし書の方法により同項の請求書を提出する場合には、当該請求書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第八項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人等の個人番号は、記載することを要しない。

7　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　その年中に取得をした施行令第二十五条の十二の二第二項第一号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用を受ける場合　設立特定株式控除未済額の計算に関する明細書（同項に規定する適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額、同号に規定する控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の銘柄ごとの施行令第二十五条の十二の二第四項の控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第八項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象設立特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限る。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号に規定する書類（同項第五号及び第六号に掲げる書類を除く。）

８　施行令第二十五条の十二の二第九項に規定する財務省令で定める譲渡は、次に掲げる適用控除対象設立特定株式（同項に規定する適用控除対象設立特定株式をいう。以下この項において同じ。）の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　当該適用控除対象設立特定株式に係る法第三十七条の十三の三第一項に規定する上場等の日以後に行う当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

二　その年十二月三十一日において、当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社（当該特定株式会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。）の株式の取得（購入による取得に限る。）により当該特定株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる法人に対する当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

三　当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社を法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人とする合併による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

四　法第三十七条の十第三項第二号又は第三号に規定する事由による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

五　当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社の行う株式交換又は株式移転による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

六　当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

七　法第三十七条の十三の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社について、同項第一号の清算（特別清算に限る。）が結了した場合又は施行令第二十五条の十二の三第三項に規定する破産手続開始の決定を受けた場合における当該譲渡に限る。）

八　当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社の役員等（法人税法第二条第十五号に規定する役員又は重要な使用人をいう。）に対する当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（当該譲渡の対価の額が、当該譲渡をした当該適用控除対象設立特定株式の数に対応する当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額以上であるものに限る。）

九　所得税法第五十九条第一項の規定により行われたものとみなされる当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（同項に規定する相続又は遺贈により同項に規定する非居住者に移転した場合における当該譲渡に限る。）

十　所得税法第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（同項に規定する相続又は遺贈が生じた場合における当該譲渡に限る。）

第十八条の十五の二の二第三項第四号イ⑴中「契約締結時交付書面」を「契約締結時等交付書面」に改める。

第十八条の十五の三第七項中「所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号イ⑴に掲げる署名用電子証明書及び同号イ⑵に掲げる情報が記録された電磁的記録

二　所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号ロに掲げるカード代替電磁的記録

第十八条の十五の三第十項中「同条第二十項」の下に「若しくは第二十二項」を加え、同条第十一項第二号中「同条第三十一項又は第三十二項」を「同条第三十二項又は第三十三項」に改め、同条第十四項第一号中「提示又は」を「提示若しくは」に、「居住者又は」を「居住者若しくは」に改め、「非居住者」の下に「又は施行令第二十五条の十三第三十三項に規定する特定通知等（次号において「特定通知等」という。）に係る居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者」を加え、同項第二号中「又は送信」を「若しくは送信又は特定通知等」に改め、「の送信」の下に「若しくは当該特定通知等」を加え、同条第十六項中「施行令第二十五条の十三第三十三項」の下に「に規定する財務省令で定める通知又は提供は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則第二十六条第一号に掲げる業務による同号に規定する通知又は同条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報の提供とし、同項」を加え、同条第二十五項第一号中「同条第二十二項第一号」を「同条第二十三項第一号」に、「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同条第三十項中「第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十三項第一号」に改め、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十二項第二号に」を「第三十七条の十四第二十三項第二号に」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項第二号」を「第三十七条の十四第二十三項第二号」に、「第三十七条の十四第二十二項に」を「第三十七条の十四第二十三項に」に改め、同条第三十二項中「第三十七条の十四第二十四項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第三十三項及び第三十四項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第二十八項」に改め、同条第三十五項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、同条第三十九項中「第三十七条の十四第二十九項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十九項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同条第四十項第二号及び第三号並びに第四十一項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改める。

第十八条の十五の五第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十三項」に、「第三十七条の十四第二十四項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改める。

第十八条の十五の七第二項第二号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改める。

第十八条の十五の八第二項中「第二十七項」を「第二十八項」に改める。

第十八条の十五の九第二項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十三項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改め、同項第九号中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改める。

第十八条の十五の十第二十五項の表第十八条の十五の三第四十項及び第四十一項の項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同表第十八条の十五の八第二項の項中「第二十七項」を「第二十八項」に改める。

第十八条の十九第六項第一号中「第三十条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同条第八項第三号中「第三十六条」を「第四十一条第一項第三号」に、「基本金明細表」を「基本金明細書」に改め、同条第十六項第一号中「第四十九条第一号に掲げる額（その額が零を下回る場合にあつては、零）と同条第二号に掲げる額との合計額」を「第六十七条第二項に規定する公益目的取得財産残額の見込額」に改め、同条第十七項中「第五十条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項第一号中「第五十条第三項第一号に掲げる額（その額が零を下回る場合にあつては、零）と同項第二号に掲げる額との合計額」を「第六十八条第三項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額」に改める。

第十八条の二十第三十六項中「第七号」を「第五号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同条第三十九項中「同項第七号」を「同項第五号」に改める。

第十八条の二十の二第十三項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第三十八項中「二月」を「四月」に改め、同条第三十九項中「同項第七号」を「同項第五号」に改める。

第十八条の二十の二第十三項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第十五項中「二月」を「四月」に改める。

第十八条の二十一第八項第一号チ⑵中「令和六年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同号ヌ中「令和六年分」を「同条第十項に規定する居住の用に供した日（ヌにおいて「居住日」という。）の属する年分」に、「第百九十四条第四項、第百九十五条第四項」を「第百九十四条第五項、第百九十五条第五項」に、「同年分」を「当該居住日の属する年分」に改め、同号ヌ⑴中「、当該対象配偶者」の下に「がその者の配偶者に該当する旨」を加え、同号ヌ⑵中「令和六年」を「当該居住日の属する年」に改め、同条第十一項中「同項第一号イ」を「第八項第一号イ」に改める。

第十八条の二十四第一項中「第百二十条第六項」を「第百二十条第八項」に改める。

第十九条の二第十四項中「又は令和五年度の一般会計補正予算（第1号）」を「、令和五年度の一般会計補正予算（第1号）又は令和六年度の一般会計補正予算（第1号）」に改め、同条第十七項第一号中「前年」を「基準年」に、「、前々年。以下この項」を「当該貸付けを受ける日の属する年の前々年をいい、その者が十月から十二月までに同項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の前年をいう。次号及び第三号」に、「）が」を「）及び基準前年（その者が一月から九月までに法第四十一条の八第三項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の三年前の年をいい、その者が十月から十二月までに同項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の前々年をいう。次号及び第三号において同じ。）の所得の額が」に改め、同項第二号及び第三号中「前年」を「基準年の所得の額及び基準前年」に改め、同条第十九項中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第十九条の九第五項第四号中「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第十九条の十を第十九条の九の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）

第十九条の十　法第四十一条の十五の五第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第百九十六条第一項に規定するその他の財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十一条の十五の五第一項に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この号において同じ。）、個人番号及び所得税法第百九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書を提出する同条第一項の居住者（以下この号において「申告者」という。）との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び当該申告者との続柄）並びにその同法第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額又はその見積額

二　その他参考となるべき事項

第十九条の十の二第一項第一号中「第二十六条の二十七の二第一項」を「第二十六条の二十七の三第一項」に改め、同項第四号中「第二十六条の二十七の二第二項」を「第二十六条の二十七の三第二項」に改め、同条を第十九条の十の二の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）

第十九条の十の二　法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第七十四条の七第一項の規定の適用については、同項第二号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）の規定」とする。

第十九条の十の五第二項中「第三十三条の二若しくは第四十七条第二項」を「第二十七条第一項、第百六条第一項若しくは第百七条第三項」に、「第六十四条第五項」を「第百五十二条第六項」に改める。

第十九条の十一を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定は、次に掲げる規定の適用がある場合について準用する。

一　法第三十七条の十三第九項第二号において準用する同条第三項の規定

二　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第九項第二号において準用する同条第三項の規定

三　法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定

四　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定

2　所得税法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項の規定の適用がある場合における施行令第二十六条の二十八の三の二第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　次号に掲げる場合以外の場合　施行令第二十六条の二十八の三の二第五項第三号又は第四号の規定により読み替えられた所得税法第百四十条第一項第二号又は第百四十一条第一項第二号に規定する法第四十一条の十九第一項の規定を適用して計算した所得税の額、調整基準所得金額及び調整基準所得税額を、それぞれ施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第一号、第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第六項第一号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第二号又は第六項第二号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する特定株式調整基準所得金額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額及び施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第二号又は第六項第二号に規定する特定株式調整基準所得税額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得税額とみなす。

二　法第三十七条の十三の二第四項に規定する設立特定株式控除未済額につき施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項又は第六項（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合　施行令第二十六条の二十八の三の二第五項第三号又は第四号の規定により読み替えられた所得税法第百四十条第一項第二号又は第百四十一条第一項第二号に規定する法第四十一条の十九第一項の規定を適用して計算した所得税の額、調整基準所得金額及び調整基準所得税額を、それぞれ施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項第一号、第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第六項第一号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第一号若しくは第六項第一号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第二号若しくは第六項第二号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する設立特定株式調整基準所得金額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額及び施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第一号若しくは第六項第一号又は施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第三項第二号若しくは第六項第二号に規定する設立特定株式調整基準所得税額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得税額とみなす。

３　法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における第十八条の十五第十項第二号及び第十八条の十五の二第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額及び法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額」とする。

第十九条の十一の三第十項及び第十一項中「第四十一条の十九の三第十九項」を「第四十一条の十九の三第十八項」を「第四十一条の十九の三第十九項」に改め、同項第五号中「イ及びロに」を「次に」に改め、同号イ中「令和六年十二月三十一日」を「法第四十一条の十九の三第七項に規定する居住の用に供した日（次号において「居住日」という。）の属する年（ロ及び次号において「居住年」という。）の十二月三十一日」に改め、同号ロ中「令和六年十二月三十一日」を「居住年の十二月三十一日」に、「令和六年分」を「居住日の属する年分」に、「第百九十四条第四項、第百九十五条第四項」を「第百九十四条第五項、第百九十五条第五項」に改める。

第二十条の三第一項及び第二項中「第二十七条の六第一項第二号」を「第二十七条の六第二項第二号」に改め、同条第四項及び第五項中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条第七項中「第二十七条の六第三項」を「第二十七条の六第四項」に改め、同条第八項中「第二十七条の六第四項」を「第二十七条の六第六項」に改める。

第二十条の四第一項第二号中「及び国際健康管理・増進施設」を削り、同条第二項第三号中「。以下この号において同じ」を削り、「、スパ施設」を「及びスパ施設」に改め、「及び国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（全国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。）で、浴場又はプール、有酸素運動施設（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。）又はトレーニングルーム（室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）及び健康相談室を備えたものをいう。）」を削り、同条第三項第一号中「計数型の電子計算機（」を削り、「ものに限る。）」を「もの」に改める。

第二十条の九第一項中「第四十二条の十二の四第一項」を「第四十二条の十二の四第一項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　法第四十二条の十二の四第一項第二号に規定する経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして財務省令で定めるものは、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する経営力向上及び経営の規模の拡大に著しく資する設備等とする。

第二十条の九に次の三項を加える。

３　法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等（次項及び第五項において「中小企業者等」という。）が同条第一項第二号に掲げる減価償却資産（建物及びその附属設備に限る。）を事業の用に供した場合において、その事業の用に供した事業年度が当該減価償却資産に係る投資計画（中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項に規定する投資計画をいう。次項及び第五項第二号ロにおいて同じ。）に記載された従業員の給与の支給額の増加に関する目標（以下この条において「給与支給額増加目標」という。）を達成した事業年度（当該給与支給額増加目標を達成したことにつき、第五項第二号ロに掲げる書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた事業年度に限る。）に該当しないときは、当該減価償却資産は法第四十二条の十二の四第一項第二号に規定する経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして財務省令で定めるものに該当しないものとする。

４　法第四十二条の十二の四第一項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、当該中小企業者等の同号に掲げる減価償却資産に係る投資計画に記載された給与支給額増加目標を達成するために必要不可欠な建物及びその附属設備で、当該中小企業者等の事業年度が給与支給額増加目標を達成し、かつ、給与の支給額が著しく増加した事業年度であることにつき、次項第二号ロに掲げる書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた事業年度において事業の用に供されたものとする。

５　施行令第二十七条の十二の四第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法第四十二条の十二の四第一項第一号に掲げる減価償却資産　当該中小企業者等が受けた同項に規定する特定認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項の申請書（当該申請書に係る中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項の申請書を含む。以下この号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写し

二　法第四十二条の十二の四第一項第二号に掲げる減価償却資産　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

ロ　当該中小企業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十六条第四項の規定により経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類（当該中小企業者等の法第四十二条の十二の四第一項第二号に掲げる減価償却資産に係る投資計画に記載された給与支給額増加目標及び当該給与支給額増加目標を達成したこと（同号ロに規定する経営力向上が確実に行われるために必要な建物及びその附属設備につき、同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合には、給与の支給額が著しく増加したことを含む。）が確認できるものに限る。）

第二十条の十の二を削る。

第二十条の十の三の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十二条の十二の七第七項第一号」を「第四十二条の十二の六第三項第一号」に、「第五項及び第七項」を「第三項及び第五項」に、「第四十二条の十二の七第七項に」を「第四十二条の十二の六第三項に」に、「第五項に」を「第三項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第四十二条の十二の七第七項第二号」を「第四十二条の十二の六第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三項」を「第一項」に、「第四十二条の十二の七第十項第一号」を「第四十二条の十二の六第六項第一号」に、「第四十二条の十二の七第十項に」を「第四十二条の十二の六第六項に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の六第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　法第四十二条の十二の六第十項及び第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項又は第二項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載された産業競争力強化法施行規則第十一条の二第一項に規定する認定申請書（当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する事業適応計画につき同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更認定申請書を含む。以下この項において「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。）の写しとする。

第二十条の十の三第八項を削り、同条を第二十条の十の二とする。

第二十条の十六第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　施行令第二十八条の九第二十二項に規定する財務省令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業とする。

第二十条の二十二第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」を「物資の流通の効率化に関する法律施行規則」に改める。

第二十条の二十三第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同条第六号中「法第五十二条の三第五項に規定する耐用年数等」を「耐用年数省令に定める耐用年数」に改める。

第二十一条の十二第三項中「第三十三条の二第十八項」を「第三十三条の二第十九項」に改める。

第二十一条の十七第三項第一号イ及び第二号ハ中「第二条第七項」を「第二条第十項」に改める。

第二十一条の十七の二を第二十一条の十七の三とし、第二十一条の十七の次に次の一条を加える。

（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）

第二十一条の十七の二　施行令第三十五条の三第一項に規定する財務省令で定める研究開発は、同項の特定特許権等に係る産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（令和七年経済産業省令第十八号）第四条第一項第一号ロ又は第二号ロの研究開発とする。

2　施行令第三十五条の三第二項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる特許権譲渡等取引（当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等（法第五十九条の三第二項第二号に規定する特定特許権等をいう。第一号及び第二号において同じ。）が他の特許権譲渡等取引（施行令第三十五条の三第二項第二号に規定する他の特許権譲渡等取引をいう。第一号及び第二号において同じ。）に係るものに該当する場合における当該特許権譲渡等取引に限る。）に係る次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額その他の合理的な方法により計算した金額とする。

一　施行令第三十五条の三第二項第二号イからハまでに掲げる額（同号ハに掲げる額のうち当該特許権譲渡等取引又は当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引に伴い支払う費用の額を除く。）として当該対象事業年度（法第五十九条の三第一項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額　当該金額に取引数（当該特許権譲渡等取引及び当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引の数をいう。以下この号において同じ。）から一を控除した数が取引数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　施行令第三十五条の三第二項第二号ハからトまでに掲げる額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（前号に掲げる金額を除く。以下この号において「損金算入額」という。）　当該損金算入額にイに掲げる金額がイ及びロに掲げる金額の合計額のうちに占める割合（当該合計額が零である場合には、前号に規定する割合）を乗じて計算した金額（同項第二号ハに掲げる額のうち当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引のみに伴い支払う費用の額にあつては、当該損金算入額）

イ　当該特定特許権等に係る他の特許権譲渡等取引（当該他の特許権譲渡等取引に関して施行令第三十五条の三第二項第二号ハの費用、同号ニ若しくはホの使用料、同号への保険料又は同号トの費用が生じたものに限る。）に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額の合計額

ロ　当該特許権譲渡等取引に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額

3　施行令第三十五条の三第二項に規定する財務省令で定める金額は、当該法人の当該対象事業年度前の各事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始し、かつ、法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅い事業年度後の各事業年度に限る。以下この項及び第五項において「不適用事業年度」という。）に係る控除対象繰越損失額（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額が零に満たないときのその満たない部分の金額をいう。）に、当該法人の対象特許権譲渡等取引（施行令第三十五条の三第二項の当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）に係る法第五十九条の三第一項第一号イ⑶に掲げる金額に対する当該対象特許権譲渡等取引に係る同号イ⑵に掲げる金額の割合（当該対象特許権譲渡等取引に係る同号イ⑶に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額とする。

一　当該不適用事業年度において法第五十九条の三第一項第一号イに掲げる場合に該当する場合　当該法人が当該不適用事業年度において行つた同号イに規定する特許権譲渡等取引（以下この条において「特許権譲渡等取引」という。）ごとに、当該特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額（特許権譲渡等取引に係る収益の額としてその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から施行令第三十五条の三第二項各号に掲げる当該特許権譲渡等取引の区分に応じ当該各号に定める金額を減算した金額をいう。以下この条において同じ。）に当該特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イに規定する割合を乗じて計算した金額を合計した金額

二　当該不適用事業年度において法第五十九条の三第一項第一号ロに掲げる場合に該当する場合　当該法人が当該不適用事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額の合計額に当該不適用事業年度における同号ロに規定する割合を乗じて計算した金額

4　施行令第三十五条の三第二項に規定する財務省令で定める割合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一　当該対象特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額に当該対象特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イに規定する割合を乗じて計算した金額（当該金額が零に満たない場合には、零）

二　当該法人が当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引ごとに、当該特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額に当該特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イに規定する割合を乗じて計算した金額（当該金額が零に満たない場合には、零）を合計した金額

5　施行令第三十五条の三第三項に規定する財務省令で定める金額は、不適用事業年度ごとに、当該法人が当該不適用事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額の合計額に当該不適用事業年度における法第五十九条の三第一項第一号ロに規定する割合を乗じて計算した金額を合計した金額が零に満たないときのその満たない部分の金額に、当該対象事業年度における同号ロ(3)に掲げる金額に対する当該対象事業年度における同号ロ(2)に掲げる金額の割合（当該対象事業年度における同号ロ(3)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額とする。

6　施行令第三十五条の三第三項に規定する財務省令で定める割合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一　当該法人の施行令第三十五条の三第三項の当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額（当該特許権譲渡等損益額が零に満たない場合には、零）

二　当該法人が当該対象事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額（当該特許権譲渡等損益額が零に満たない場合には、零）の合計額

7　法第五十九条の三第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第二条第一項第一号イに掲げる特許権（同項第三号に該当するものに限る。）及び同項第一号ロに掲げる著作物（同項第二号及び第三号に該当するものに限る。）とする。

8　施行令第三十五条の三第九項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、当該法人がその事業の用に供した資産のうち研究開発（法第五十九条の三第二項第三号に規定する研究開発をいう。以下この項において同じ。）の用に供するもの（研究開発の用に供しない部分がある資産に限る。第一号において「併用資産」という。）の施行令第三十五条の三第九項に規定する取得価額に、同号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該法人の当該併用資産を事業の用に供した日を含む事業年度における当該併用資産の償却費として損金経理をした金額

二　前号に掲げる金額のうち研究開発費として損金経理をした金額

9　法第五十九条の三第二項第五号ロに規定する財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一　当該事務を履行することに対する報酬を支払うこととされていないこと（当該報酬の支払に係る債務（当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償に係る債務を含む。）がその契約若しくは協定に基づく他の報酬又はその契約若しくは協定に基づき引き渡す物品の対価の支払に係る債務と区分されていないことを含む。）。

二　当該事務の履行により得られる成果に対する報酬、仕事の結果に対する報酬又は物品の引渡しの対価を支払うこととされていること。

三　当該事務に着手する時において当該事務の履行により得られる成果の内容が具体的に特定できていること（当該成果を得ること、仕事を完成すること又は物品を引き渡すことを主たる目的としている場合を含む。）。

四　その委託の終了後における当該事務の経過及び結果の報告を要しないこととされていること。

五　当該事務を履行することに対する報酬の支払及び当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償を要しないこととされていること。

10　法第五十九条の三第七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第五十九条の三第七項に規定する特許権譲受等取引（以下この項及び第十二項において「特許権譲受等取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ　当該特許権譲受等取引に係る資産の明細を記載した書類

ロ　当該特許権譲受等取引において法第五十九条の三第七項の法人及び当該法人に係る関連者（同条第二項第一号に規定する関連者をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）が果たす機能並びに当該特許権譲受等取引において当該法人及び当該関連者が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該特許権譲受等取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。ロにおいて同じ。）に係る事項（当該法人又は当該関連者の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該特許権譲受等取引において当該法人若しくは当該関連者が果たす機能又は当該特許権譲受等取引において当該法人若しくは当該関連者が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）を記載した書類

ハ　当該特許権譲受等取引に係る法第五十九条の三第二項第二号に規定する適格特許権等（第三号において「適格特許権等」という。）の内容を記載した書類

ニ　当該特許権譲受等取引に係る契約書又は契約の内容を記載した書類

ホ　法第五十九条の三第七項の法人が、当該特許権譲受等取引において当該法人に係る関連者に支払う対価の額の明細、当該対価の額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ　法第五十九条の三第七項の法人及び当該法人に係る関連者の当該特許権譲受等取引に係る損益の明細並びに当該損益の額の計算の過程を記載した書類

ト　当該特許権譲受等取引に係る市場に関する分析（当該市場の特性が当該特許権譲受等取引に係る対価の額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ　法第五十九条の三第七項の法人及び当該法人に係る関連者の事業の内容、事業の方針及び組織の系統を記載した書類

リ　当該特許権譲受等取引と密接に関連する他の取引の有無及びその取引の内容並びにその取引が当該特許権譲受等取引と密接に関連する事情を記載した書類

二　法第五十九条の三第七項の法人が特許権譲受等取引に係る独立企業間価格（同条第四項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類
イ　法第五十九条の三第五項の規定により法第六十六条の四第二項に規定する方法に準じて独立企業間価格を算定する場合における当該法人が選定した同項に規定する算定の方法、その選定に係る重要な前提条件及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロに掲げる書類を除く。）
ロ　第二十二条の十第六項第二号ロからトまでに掲げる書類に準ずる書類
三　法第五十九条の三第七項の法人に係る関連者において生じた同条第二項第四号に規定する研究開発費の額（第十二項において「研究開発費の額」という。）で当該法人が当該関連者との間で行つた特許権譲受等取引に係る適格特許権等に係る産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第四条第一項第一号ロ又は第二号ロの研究開発に係るものの明細を記載した書類（前二号に掲げる書類を除く。）

11　法第五十九条の三第七項の法人は、前項各号に掲げる書類を整理し、起算日から満了日までの間、当該書類を納税地又は当該法人の国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。この場合において、当該書類のうち納税地等に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該書類の写しを納税地等に保存していることをもつて当該書類を納税地等に保存しているものとみなす。

12　前項に規定する起算日とは、法第五十九条の三第七項の規定により第十項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる事業年度の法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書（以下この項において「期限内申告書」という。）の提出期限の翌日をいい、前項に規定する満了日とは、特許権譲受等取引によつて生じた研究開発費の額が特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イ⑵に掲げる金額（当該特許権譲渡等取引を行つた事業年度において同号ロに掲げる場合に該当する場合には、同号ロ⑵に掲げる金額）を構成する場合における当該特許権譲渡等取引を行つた事業年度のうち最後の事業年度の期限内申告書の提出期限の翌日から起算して七年を経過する日をいう。

13　法第五十九条の三第九項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第十項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第九項に規定する同時文書化対象特許権譲受等取引に係る独立企業間価格（同条第十四項において準用する法第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する場合に重要と認められる書類とする。

14　法第五十九条の三第十項に規定する財務省令で定める書類は、第十項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第十項に規定する同時文書化免除特許権譲受等取引に係る独立企業間価格（同条第十四項において準用する法第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する場合に重要と認められる書類とする。

15　第二十二条の十第十項の規定は、法第五十九条の三第十四項において準用する法第六十六条の四第九項第一号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十二条の十第十項中「の特定無形資産国外関連取引」とあるのは「の特定無形資産国外関連取引に係る」と、同項第一号中「特定無形資産国外関連取引に係る」とあるのは「特定特許権譲受等取引に係る施行令第三十五条の三第二十項において準用する」と、同項第二号中「特定無形資産国外関連取引」とあるのは「特定特許権譲受等取引」と、「事項」とあるのは「事項（当該特定特許権譲受等取引が法第五十九条の三第七項に規定する特許権譲受等取引に該当する場合にあつては、第二十一条の十七の二第十項第一号ロに規定するリスクに係る事項）」と、同項第三号中「特定無形資産国外関連取引」とあるのは「特定特許権譲受等取引」と読み替えるものとする。

16　法第五十九条の三第十四項において準用する法第六十六条の四第十二項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる同時文書化対象特許権譲受等取引（法第五十九条の三第十四項において読み替えて準用する法第六十六条の四第十一項に規定する同時文書化対象特許権譲受等取引をいう。第一号及び第二号において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
一　国外関連取引（法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。次項第一号において同じ。）に該当する同時文書化対象特許権譲受等取引　同条第十二項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類
二　前号に掲げるもの以外の同時文書化対象特許権譲受等取引　法第五十九条の三第九項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類

17　法第五十九条の三第十四項において準用する法第六十六条の四第十四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる同時文書化免除特許権譲受等取引をいう。第一号及び第二号において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
一　国外関連取引に該当する同時文書化免除特許権譲受等取引　法第六十六条の四第十四項に規定する財務省令で定める書類
二　前号に掲げるもの以外の同時文書化免除特許権譲受等取引　法第五十九条の三第十項に規定する財務省令で定める書類

18　法第五十九条の三第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該法人との間で法第五十九条の三第一項の規定により当該事業年度において損金の額に算入される金額の計算の基礎となつた特許権譲受等取引（同条第二項第五号イに規定する特許権譲受等取引をいう。）を行う者が当該法人に係る関連者（同条第六項の規定の適用がある場合における同項に規定する非関連者を含む。以下この項において同じ。）に該当する事情
二　当該法人の前号の特許権譲受等取引を行つた事業年度終了の時における当該法人に係る関連者の資本金の額又は出資金の額及び従業員の数並びに当該関連者の営む主たる事業の内容
三　前号の事業年度終了の日以前の同日に最も近い日に終了する当該法人に係る関連者の事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額
四　当該法人が第一号の特許権譲受等取引に伴つて当該法人に係る関連者に支払う対価の額の当該特許権譲受等取引を行つた事業年度別及び取引種類別の総額
五　法第六十六条の四第二項（法第五十九条の三第五項の規定により準じて算定する場合を含む。）に規定する算定の方法のうち、前号に規定する対価の額に係る独立企業間価格につき当該法人が選定した算定の方法（一の取引種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）
六　第四号に規定する対価の額に係る独立企業間価格の算定の方法についての当該法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局による確認の有無
七　その他参考となるべき事項

19　法第五十九条の三第十五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けようとする事業年度（第三項に規定する不適用事業年度を含む。次号において「適用事業年度等」という。）の産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類

二　特許権譲渡等所得減少規定（次に掲げる規定のうち法第五十九条の三第一項第一号イ⑴に掲げる金額（当該適用事業年度等において同号ロに掲げる場合に該当する場合には、同号ロ⑴に掲げる金額）を減少させるものをいう。）のうち適用事業年度等において適用を受けた規定の条項を記載した書類

イ　法第三章の規定（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第四十条の規定その他これに類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の法第三章の規定及び所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。ロにおいて「令和三年改正法」という。）附則第五十条第八項の規定その他これに類する規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の法第三章の規定を含む。）

ロ　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロにおいて「震災特例法」という。）第三章の規定（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第六十条の規定その他これに類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の震災特例法第三章の規定及び令和三年改正法附則第百二条の規定その他これに類する規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の震災特例法第三章の規定を含む。）

第二十一条の十八の二第三項並びに第二十一条の十八の三第二項及び第三項中「証する書類」の下に「又はその写し」を加える。

第二十二条の十第六項第一号中「この項」の下に「及び第十四項第一号」を加え、同条に次の一項を加える。

14　法第六十六条の四第一項の法人が法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合における法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類及びその保存については、次に定めるところによる。

一　法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類には、当該法人に係る国外関連者において生じた法第五十九条の三第二項第四号に規定する研究開発費の額で当該法人が当該国外関連者との間で行つた国外関連取引（同項第五号イに規定する特許権譲受等取引に該当するものに限る。）に係る同項第二号に規定する適格特許権等に係る産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第四条第一項第一号ロ又は第二号ロの研究開発に係るものの明細を記載した書類（第六項各号に掲げる書類を除く。）を含むものとする。

二　当該法人は、第七項の規定にかかわらず、前号の国外関連取引に係る法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類を整理し、第八項に規定する起算日から次に掲げる日のいずれか遅い日までの間、当該書類を第七項に規定する納税地等に保存しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

イ　当該国外関連取引を第二十一条の十七の二第十二項の特許権譲受等取引とみなした場合における同項に規定する満了日

ロ　当該起算日から起算して七年（欠損金額が生じた事業年度に係る当該書類にあつては、十年）を経過する日

第二十二条の十一第四十八項中「第七号」を「第五号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同条第五十二項中「同項第七号」を「同項第五号」に改める。

第二十二条の十一の三第十四項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第十六項中「二月」を「四月」に改める。

第二十二条の十九の三の次に次の一条を加える。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）

第二十二条の十九の三の二　法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十二条の十第一項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」とする。

二　第二十二条の十の三第一項、第二項及び第八項の規定の適用については、同条第一項第一号中「内部取引（以下」とあるのは、「内部取引（法第六十七条の十六の二第一項に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。以下」とする。

三　第二十二条の十の六第三項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」とする。

四　法人税法施行規則第六十二条及び第六十六条第一項の規定の適用については、同令第六十二条の表第五十三条（青色申告法人の決算）の項及び第六十六条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

第二十二条の十九の五を削る。

第二十二条の二十中「第六十八条の二の三第一項各号」を「第六十八条の二の二第一項各号」に、「第三十九条の三十四の四第一項第一号」を「第三十九条の三十四の三第一項第一号」に、「第六十八条の二の三第二項各号」を「第六十八条の二の二第二項各号」に、「第三十九条の三十四の四第二項第一号」を「第三十九条の三十四の三第二項第一号」に、「第六十八条の二の三第三項各号」を「第六十八条の二の二第三項各号」に、「係る施行令第三十九条の三十四の四第四項第一号」を「係る施行令第三十九条の三十四の三第四項第一号」に、「が施行令第三十九条の三十四の四第四項第一号」を「が同項第一号」に改める。

第二十二条の二十の二第一項中「第六十七条第一項」を「第六十七条」に改める。

第二十三条の五の三第二十三項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第二十三条の五の四第二十二項中「国税庁長官は、」の下に「別表第十二㈠から別表第十二㈤までの書式及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを別表第十二㈠から別表第十二㈥までに定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第二十四条の十三第一項中「電波法施行規則」の下に「（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）」を加える。

第三十条の二第一項第二号を次のように改める。

二　当該登記を受ける事項が記載された施行令第四十二条の六第二項各号に掲げる計画に係る認定の日

第三十条の二第一項第三号中「一の認定事業再編計画又は一の認定事業基盤強化計画」を「同項各号に掲げる計画」に改める。

第三十七条を次のように改める。

（免税対象物品から除かれる物品の範囲）

第三十七条　法第八十六条の二第一項に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一　通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品

二　金及び白金の地金その他通常生活の用に供しないもの

第三十七条の二の見出しを「（海軍販売所等で購入した免税対象物品を亡失した場合の免税手続等）」に改め、同条中「第八十六条の二第三項において準用する消費税法第八条第四項ただし書」を「第八十六条の二第四項ただし書」に、「を当該物品」を「を当該免税対象物品」に改め、同条第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「物品」を「免税対象物品」に改め、同条第六号中「物品の法第八十六条の二第三項において準用する消費税法第八条第四項」を「免税対象物品の法第八十六条の二第四項」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法第八十六条の二第三項本文の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に亡失証明書を添付して、これを出港地の所轄税関長（その者が同条第一項に規定する合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長）に提出しなければならない。

一　申請者の住所又は居所及び氏名

二　亡失の事情及びその場所

三　当該免税対象物品（法第八十六条の二第一項に規定する免税対象物品をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の購入の年月日

四　当該免税対象物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額

五　当該免税対象物品を購入した海軍販売所等（法第八十六条の二第一項に規定する海軍販売所等をいう。第三項第五号において同じ。）の名称及び所在地

2　前項の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類をその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に提出しなければならない。

一　提出者の住所又は居所及び氏名

二　前項第二号から第五号までに掲げる事項

第三十七条の三第一項中「は、同規則」を「は、同令」に、「同規則第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項」を「同令第八条第五項及び第九条第七項」に、「翌日」と、同規則」を「翌日」と、同令」に、「同規則第十九条」を「同令第十九条」に改める。

第三十七条の四の四第一項を次のように改める。

施行令第四十六条の八の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、その者が最後に入国した日までに国内（酒税法の施行地をいう。第三項において同じ。）以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき確認ができる次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、同日から起算して六月前の日以後に作成されたものに限る。）のいずれかとする。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード（同項第二号に規定する転出の予定年月日が記載されたものに限る。）

二　領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明

三　戸籍の附票の写し

第三十七条の四の四第二項中「第四十六条の八の二第三項第一号イ」を「第四十六条の八の二第二項第一号」に、「同号イ」を「同号」に、「次条第五項第一号、第三十七条の四の八第一項及び第二項並びに第三十七条の四の九」を「第二号」に、「消費税法施行規則第六条第二項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日

二　旅券等の種類及び旅券の番号

第三十七条の四の四第三項中「第四十六条の八の二第三項第一号ロ」を「第四十六条の八の二第二項第二号」に、「次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める事項」を「当該書類の名称及び当該書類に記載された国内以外の地域に住所又は居所を有することとなつた年月日に関する事項」に改め、同項各号を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第三十七条の四の五の見出しを「（輸出酒類販売場における購入者への説明事項）」に改め、同条第一項から第四項まで、第六項及び第七項を削り、同条第五項中「第四十六条の八の二第九項」を「第四十六条の八の二第三項」に改め、同項第一号中「本邦から出国する際又は免税購入対象者でなくなる際に、その」を「法第八十七条の六第一項の規定による税関長の確認は、免税対象酒類（同項に規定する免税対象酒類をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を購入した日から九十日以内に本邦から出国する際の」に、「又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に」を「に対して」に、「旅券等を提示し」を「旅券を提示し、又は当該旅券に係る情報を提供して受けるものである旨及び免税購入対象者をいう。）は、当該税関長の求めに応じて当該免税対象酒類を提示できるようにし」に改め、同項第二号中「免税酒類を」を「法第八十七条の六第一項の規定による税関長の確認を受けた免税対象酒類を」に、「本邦から出国する際に所持していなかつた」を「遅滞なく輸出しなければならない旨及びそれを輸出しなかつた」に、「、当該免税酒類」を「当該免税対象酒類」に、「法第八十七条の六第一項の規定の適用」を「同項の規定」に、「徴収される旨」を「徴収され、かつ、同条第十六項の規定により刑罰が科されることがある旨」に改め、同項を同条とする。

第三十七条の四の六から第三十七条の四の九までを次のように改める。

（酒類購入記録情報の提供方法等）

第三十七条の四の六　施行令第四十六条の八の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、当該免税対象酒類の税率の適用区分（品目を含む。）及び当該区分ごとの数量とする。

2　施行令第四十六条の八の二第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第八項に規定する国税庁長官の定める方法により輸出酒類販売場（法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。第五項、次条第一項及び第三十七条の四の十において同じ。）を経営する酒類製造者の氏名又は名称を明らかにして酒類購入記録情報（法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を送信する方法とする。

3　前項に規定する方法により酒類購入記録情報を提供する場合における当該酒類購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

4　前二項に定めるもののほか、施行令第四十六条の八の二第七項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

5　消費税法施行規則第六条の四第五項及び第六項の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場を経営する酒類製造者による酒類購入記録情報及び税関確認情報（同条第三項に規定する税関確認情報をいう。）の保存について準用する。この場合において、同令第六条の四第五項中「令第十八条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（租税特別措置法第八十七条の六第二項に規定する酒類購入記録情報をいう。次項において同じ。）」と、「法第八条第三項」とあるのは「同法第八十七条の六第三項」と、「次項及び第九条第七項」とあるのは「次項」と、同条第六項中「令第十八条第十項及び前項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十七条の四の六第五項において準用する前項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「輸出物品販売場を経営する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。）を経営する酒類製造者（同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「同条第十項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項において準用する令第十八条第十項」と読み替えるものとする。

（承認送受信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等）

第三十七条の四の七　消費税法施行規則第九条第四項の規定は、施行令第四十六条の八の三第一項の規定により承認送受信事業者（同項に規定する承認送受信事業者をいう。次項並びに第三十七条の四の十第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）が委託を受けて事務を行う当該輸出酒類販売場に係る法第八十七条の六第二項前段の規定による酒類購入記録情報の提供について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第四項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の三第一項」と、「輸出物品販売場に係る法第八条第二項前段」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。第七項において同じ。）」と読み替えるものとする。

2　消費税法施行規則第九条第七項（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行令第四十六条の八の三第一項の規定により承認送受信事業者が委託を受けて事務を行う酒類購入記録情報の提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。第三十七条の四の十第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）について準用する。この場合において、消費税法施行規則第九条第七項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の三第一項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、「提供等につき」とあるのは「提供等（同項に規定する酒類購入記録情報の提供等をいう。以下この項において同じ。）につき」と、「輸出物品販売場を経営する事業者」とあるのは「輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。）」と、「譲渡した免税対象物品に係る法第八条第三項後段」とあるのは「販売するために移出した免税対象酒類（同法第八十七条の六第一項に規定する免税対象酒類をいう。）に係る同法第八十七条の六第三項後段」と、「納税地」とあるのは「当該酒類製造者の消費税に係る納税地」と読み替えるものとする。

第三十七条の四の八及び第三十七条の四の九　削除

第三十七条の四の十第一項第三号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　当該酒類の製造場に係る酒類購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合には、その旨並びに当該承認送受信事業者の氏名又は名称及び消費税法施行規則第九条第三項の規定により通知を受けた識別符号

第三十七条の四の十第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　申請者の電子メールアドレス

第三十七条の四の十第二項を次のように改める。

2　施行令第四十六条の八の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　輸出酒類販売場の許可を受けようとする酒類の製造場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面

二　酒類購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（酒類購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し）

第三十七条の四の十に次の二項を加える。

3　輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行規則第七条第四項に規定する届出書（以下この項において「変更届出書」という。）と併せて提出するとき（当該変更届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、当該変更届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　当該変更に係る輸出酒類販売場の所在地及び名称

三　変更の内容

四　その他参考となるべき事項

4　施行令第四十六条の八の四第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けることをやめようとする輸出酒類販売場の所在地及び名称

三　その他参考となるべき事項

第三十七条の四の十一を次のように改める。

第三十七条の四の十一　削除

第三十七条の四の十二第一項中「第九号」を「第八号」に、「第七条第三項」を「第六条の四第六項」に改め、「、第十条の六第三項」を削り、「、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項」を「若しくは第二十六条の八第二項の規定」に、「第三十七条の四の七第一項」を「第三十七条の四の六第五項」に、「法」とあるのは「同法」を「、法」とあるのは「、同法」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　消費税法施行規則第二十七条の二第三項から第六項までの規定は、法第八十七条の六第十二項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する特定電磁的記録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条の二第三項	法第五十九条の二第一項	租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する法第五十九条の二第一項
第二十七条の二第四項	前項	租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する前項
	同条第一項の事業者	租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する法第五十九条の二第一項の酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）
	同項	租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する法第五十九条の二第一項
	その納税地	当該酒類製造者が経営する輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この条において同じ。）の所在地
	提出している場合	提出している場合、又は同令第三十七条の四の十二第二項の規定による読替え前のこの項に規定する届出書と併せて当該届出書を提出すべき税務署長を経由して提出している場合（当該届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）
第二十七条の二第四項第一号、第五項第一号及び第六項第一号	届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）	届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
第二十七条の二第五項	前項の事業者	租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する前項の酒類製造者
	法第五十九条の二第一項	租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する法第五十九条の二第一項
	その納税地	当該酒類製造者が経営する輸出酒類販売場の所在地
	その提出があつた日の属する課税期間以後の課税期間については、	その提出があつた日の属する月以後は、同令第三十七条の四の十二第二項において準用する
第二十七条の二第五項第二号	前項	租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する前項

第二十七条の二第六項第二号	第四項の事業者	租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する第四項の酒類製造者
	その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない	当該酒類製造者が経営する輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が同条第二項の規定による読替え前のこの項に規定する届出書を併せて提出するとき（当該届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、当該届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる
	第四項	租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する第四項

第三十七条の四の十三の次に次の二条を加える。

（葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱する方法）

第三十七条の四の十四　法第八十八条第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより直接加熱することは、当該加熱式たばこに係る喫煙用具の熱源を用いて当該葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。次条第一号において同じ。）を原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによるものとする。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第三十七条の四の十五　法第八十八条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、フィルター（当該フィルターに次に掲げるものが含まれている場合には、これらのものを除く。）のほか、次に掲げるもの以外のものとする。

一　葉たばこ

二　加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物

三　前二号に掲げるもののほか、香味を付けること等により喫煙の効用に直接的な影響を与えるものと認められるもの

第四十条の四まで、第四十条の六及び第四十条の七」を「次条から第四十条の七まで」に改める。

第四十条の三を次のように改める。

第四十条の三　削除

別表第三㈠の表の備考3㈢、別表第三㈡の表の備考3⑽、別表第三㈢の表の備考3⑻、別表第三㈣の表の備考3⑻、別表第三㈤の表の備考3⑺、別表第三㈥の表の備考3⑺、別表第三㈦の表の備考3⑼、別表第三㈧の表の備考3⑺、別表第三㈨の表の備考2⑽、別表第三㈩の表の備考6、別表第五の表の備考2⑴及び別表第六㈠の表の備考2⑼中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

別表第七㈢の表の備考1中「第37条の14第34項」を「第37条の14第35項」に改め、同表の備考2⑻ロ中「第37条の14第26項」を「第37条の14第27項」に改める。

別表第十一㈠の備考2⑸、別表第十一㈡の備考2⑸ロ、別表第十一㈢の備考2⑵、別表第十一㈣の備考2⑵、別表第十一㈤の備考2⑷、別表第十二㈠の備考2⑸、別表第十二㈡の備考2⑸ロ、別表第十二㈢の備考2⑵、別表第十二㈣の備考2⑵、別表第十二㈤の備考2⑷及び別表第十四㈠の備考3中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年財務省令第三十七号）の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年財務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項第一号イ中「（金融商品取引業等に関する内閣府令」を「（金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八号）第一条の規定による改正前の金融商品取引業等に関する内閣府令」に改め、「契約締結時交付書面又は」の下に「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八号）第十四条の規定による改正前の」を加え、「同令」を「金融商品取引業等に関する内閣府令」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十九第一項第三号の改正規定中「第四十条第四項第三号」を「第四十条第四項第四号」に改め、同条第二項第三号を改め、同項第四号を改め、同条第三項を改め、同条第三十二項を改め、同項第一号を改め、同項第二号及び第四号を改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項を改め、同項第一号を改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項を改め、同項第一号を改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項を改め、同項第一号を改め、同項第二号を改め、同項第三号を改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第十八条の十九第二項中「決定（」を「決定又は同意（」に、「決定を」を「決定又は同意を」に、「決定に」を「決定又は同意に」に改め、同項第三号中「第六項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第四号中「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

六　施行令第二十五条の十七第七項第二号へに掲げる公益法人等　当該資産を同号へに規定する方法により管理することについての当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関の決定又は当該公益信託の信託管理人（公益信託に関する法律第四条第二項第二号に規定する信託管理人をいう。以下この条において同じ。）の同意

第十八条の十九第三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第三十二項中「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十八項」に改め、同項第一号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項第二号及び第四号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第二十五条の十七第三十項」を「第二十五条の十七第三十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「第十九項第三号イからニまで」を「第二十一項第三号イからニまで」に改め、同項第二号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十五項」に改め、同項第三号中「第十九項第一号イからハまで」を「第二十一項第一号イからハまで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34　法第四十条第十四項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該引継受託者が二以上ある場合には、当該引継受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称並びに当該任務終了事由等に係る法第四十条第十四項に規定する認可又は届出の日

二　当該引継受託者が当該当初受託者から当該移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三　当該当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、法第四十条第十一項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十九第二十八項の改正規定中「第四十条第十四項」に」を「第四十条第十四項」に改め、「受けた場合」の下に「又は同項に規定する財産等を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合」を加え」に改め、同項第三号の改正規定中「同項第三号中」を「同項第一号中「法人番号」の下に「（当該受贈公益法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第二号中「贈与」の下に「又は当該財産等を当該公益信託の信託財産として受け入れたこと」を、「寄附」の下に「又は支出」を加え、同項第三号中「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に、」に改め、同条第二十五項の改正規定中「第二十五条の十七第二十八項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十八項第二号」に改め、同条第二十項の改正規定及び同項第一号の改正規定中「第二十五条の十七第二十八項第一号」を「第二十五条の十七第二十七項第一号」に改め、同号ロの改正規定中「第二十五条の十七第二十六項第一号」を「第二十五条の十七第二十七項第二号ロ」に改め、同項第三号の改正規定中「第二十五条の十七第二十七項第二号イ」を「第二十五条の十七第二十六項第二号イ」に改め、同号ハの改正規定中「第二十五条の十七第二十六項第二号ロ」を「第二十五条の十七第二十七項第一号」を「第二十五条の十七第二十八項第一号」に改め、同号ハの改正規定中「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十八項第三号ロ」に改め、同号ロの改正規定中「第二十五条の十七第二十七項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十八項第三号ロ」に改め、同条第十八項第四号の改正規定中「同条第十八項第四号中」を「同条第十八項第二号中「受贈公益法人等」を「他の公益法人等」に改め、「贈与」の下に「又は同項に規定する財産等を同項に規定する公益信託の信託財産とすること」を、「寄附」の下に「又は支出」を加え、同項第三号中「しようとする法第四十条第九項」を「し、又は法第四十条第九項に規定する公益信託の信託財産としようとする同項」に改め、同項第四号中「法人番号」の下に「（当該受贈公益法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受ける」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に、」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項第三号を改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第二号イを改め、同号ロを改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号を改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項第二号を改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に二項を加える改正規定を次のように改める。

第十八条の十九第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項第三号中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「法人で」を「公益法人等で」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項第一号中「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項第二号イ中「第七項第一号」を「第九項第一号」に、「又は第五号」を「、第五号又は第六号」に、「第八項第一号」を「第十項第一号」に改め、「決定された年月日」の下に「（当該公益法人等が第九項第六号に掲げる公益法人等である場合には、当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関において決定された年月日又は当該譲渡財産を当該方法により管理することについて当該公益信託の信託管理人の同意を得た年月日）」を加え、同号ロ中「第七項第三号」を「第九項第三号」に改め、同項第五号中「、使用目的及び」を「及び使用目的並びに」に改め、「決定予定年月日」の下に「（当該公益法人等が第九項第六号に掲げる公益法人等である場合には、当該特定買換資産を当該方法により管理することについての当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関における決定予定年月日又は当該公益信託の信託管理人の同意予定年月日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者で

ある場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「属する」の下に「同項に規定する」を加え、同項に次の一号を加える。

六　前項第六号に掲げる公益法人等　同号に規定する財産につき同号に規定する方法により管理されたことを確認できる当該公益法人等が施行令第二十五条の十七第七項第二号への所轄庁に提出した書類の写し

第十八条の十九第八項を同条第十項とし、同条第七項に次の一号を加える。

六　施行令第二十五条の十七第七項第二号へに掲げる公益法人等　当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号へに規定する財産につき同号へに規定する方法により管理することが当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関において決定されていること又は当該申出を受け入れること及び当該財産につき当該方法により管理することについて当該公益信託の信託管理人の同意を得ていること。

第十八条の十九第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「ホまで」を「ヘまで」に改め、同項に次の一号を加える。

六　施行令第二十五条の十七第七項第二号へに掲げる公益法人等　当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号へに規定する方法により管理することが当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関において決定されたもの又は当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該方法により管理することについて当該公益信託の信託管理人の同意を得たもの

第十八条の十九第五項を同条第七項とし、同条第四項第二号中「第七項各号」を「第九項各号」に、「決定」を「決定又は同意」に、「第七項第一号」を「第九項第一号」に、「又は第五号」を「、第五号又は第六号」に、「又はホ」を「、ホ又はヘ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

４　施行令第二十五条の十七第六項第二号に規定する財務省令で定める者は、法第四十条第一項第一号に掲げる者（施行令第二十五条の十七第六項第一号イに掲げる要件を満たすものに限る。）とする。

５　施行令第二十五条の十七第六項第二号ロに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　施行令第二十五条の十七第六項第二号ロの公益信託の信託行為において、同号ロに規定する運営委員会その他これに準ずるもの（第三号において「運営委員会等」という。）は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者、当該公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者その他の者（次号及び第四号において「運営委員等」という。）から構成される旨の定めがあること。

二　当該信託行為において、運営委員等のうち施行令第二十五条の十七第六項第一号イに規定する親族等の数が当該運営委員等の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること。

三　当該信託行為において、当該公益信託の受託者は、信託財産の処分その他の公益信託事務（公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。）の処理に関する重要な事項について、運営委員会等の同意を得なければならない旨の定めがあること。

四　運営委員等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであることが当該信託行為において明らかであること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第十九条の十の二第一項の改正規定及び同条を同令第十九条の十の二の二とし、同条の前に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定　令和七年十二月一日

二　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十四の二第六項第四号の改正規定、同令第十八条の二十の改正規定（同条第三十六項第四号に係る部分を除く。）、同令第十八条の二十の二の改正規定（同条第十三項第四号に係る部分を除く。）、同令第十九条の九第五項第四号の改正規定及び同令第十九条の十を同令第十九条の九の二とし、同条の次に一条を加える改正規定　令和八年一月一日

三　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の二十第三十六項第四号の改正規定、同令第十八条の二十の二第十三項第四号の改正規定、同令第二十二条の十一の三第十四項第四号の改正規定及び同令第三十七条の四の十三の次に二条を加える改正規定　令和八年四月一日

四　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二十二項の改正規定　令和八年九月一日

五　第一条中租税特別措置法施行規則第三十七条の改正規定、同令第三十七条の二（見出しを含む。）の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同条を同条第三項とし、同項の前に二項を加える改正規定、同令第三十七条の三第一項の改正規定、同令第三十七条の四の四の改正規定、同令第三十七条の四の五（見出しを含む。）の改正規定（同条第五項第二号中「本邦から出国する際に所持していなかつた」を「遅滞なく輸出しなければならない旨及びそれを輸出しなかつた」に改める部分を除く。）、同令第三十七条の四の六から第三十七条の四の九までの改正規定、同令第三十七条の四の十の改正規定、同令第三十七条の四の十一の改正規定及び同令第三十七条の四の十二第一項の改正規定（「第九号」を「第八号」に改める部分、「第七条第三項」を「第六条の四第六項」に改める部分、「、第十条の六第三項」を削る部分及び「第三十七条の四の七第一項」を「第三十七条の四の六第五項」に改める部分に限る。）並びに附則第十条の規定　令和八年十一月一日

六　第一条中租税特別措置法施行規則第九条の六の改正規定、同令第十八条の二十四第一項の改正規定及び同令第三十七条の四の十二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定　令和九年一月一日

七　第一条中租税特別措置法施行規則第十四条第五項第三号イの改正規定　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に定める日（令和七年十月一日）

八　第一条中租税特別措置法施行規則第三十条の二第一項の改正規定　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第　　号）の施行の日（農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第二項及び第三項の規定は、令和七年分以後の所得税について適用する。

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第三条　新規則第十八条の十九第十六項及び第十七項の規定は、租税特別措置法第四十条第八項に規定する特定贈与等を受けた公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）第四十二条第一項及び第二項又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下この条において「公益認定法」という。）第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けることとなった租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る公益認定法第二十二条第一項に規定する財産目録等を同項の規定により公益認定法第三条に規定する行政庁に提出した日以後に租税特別措置法第四十条第八項に規定する特定処分を受ける場合について適用し、同日前に同項に規定する特定贈与等を受けた公益法人等が同項に規定する特定処分を受けた場合については、なお従前の例による。

（給付金が給付される者の範囲等に関する経過措置）

第四条　新規則第十九条の二第十七項の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置）

第五条　新規則第十九条の十の二の規定により読み替えられた所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和七年財務省令第十八号）による改正後の所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第七十四条の七第一項の規定は、令和七年中に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十三条第一項に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）でその最後に支払を受ける日が令和七年十二月一日以後であるものについて提出する所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の所得税法第百九十五条の四第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書について適用し、令和七年中に支払を受けるべき給与等でその最後に支払を受ける日が同年十二月一日前であるものについて提出した改正法第一条の規定による改正前の所得税法第百九十五条の三第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書については、なお従前の例による。

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　個人がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年六月三十日までの間に支出する租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項第一号（ロに係る部分に限る。）に掲げる寄附金に係る新規則第十九条の十の五第二項の規定の適用については、同項中「含む。）」とあるのは、「含む。）若しくは私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号）による改正前の私立学校法第四十七条第二項（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」とする。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七条　新規則第二十条の四第一項第二号及び第二項第三号の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（認定農地所有適格法人の課税の特例に関する経過措置）

第八条　新規則第二十一条の十八の二第三項並びに第二十一条の十八の三第二項及び第三項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（輸出酒類販売場における購入者への説明事項に関する経過措置）

第九条　施行日から令和八年十月三十一日までの間における新規則第三十七条の四の五第五項第二号の規定の適用については、同号中「遅滞なく輸出しなければ」とあるのは「本邦から出国する際に所持しなければ」と、「輸出しなかった」とあるのは「所持していなかった」とする。

（財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第十条　財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第三十七条の四の五第一項及び第二項」を「第三十七条の四の十第三項」に、「同条第一項」を「同項」に、「とあるのは「を当該」を「とあるのは、「を当該」に、「この項及び次項」を「この項」に、「同法」を「構造改革特別区域法」に、「をいう。次項において同じ。」を「をいう。」に、「第二号及び第四号」を「第二号」に改め、「、同条第二項中「を輸出酒類販売場（当該輸出酒類販売場が体験製造場であるとき、又は法第八十七条の六第九項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場。以下この項（第二号を除く。）において同じ。）」と」を削り、同条に次の一項を加える。

4　法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項の規定の適用については、同項の表第二十七条の二第四項の項中「輸出酒類販売場をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは、「輸出酒類販売場をいい、当該輸出酒類販売場が体験製造場（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項において同じ。）であるとき、又は租税特別措置法第八十七条の六第九項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場（構造改革特別区域法第二十七条第三項に規定する主製造場をいう。）。以下この条において同じ。）」とする。

○財務省令第二十七号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第三条第一項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第三条、第三条の三、第三条の四及び第五条第二項の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等（令第五条第二項に規定する特定通知等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「、又は」を「、若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は特定通知等に係る者」を加え、同項第二号中「若しくは送信」の下に「若しくは当該特定通知等」を加え、同条第六項及び第九項中「送信」の下に「若しくはその者に係る特定通知等」を加える。

第四条第九項各号を次のように改める。

一　番号既告知者以外の者　当該者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1)　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）

(2)　地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われた(1)の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二号に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第三条第一号の規定により内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの

(3)　(1)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいい、同法第十八条の二第六項の規定により送信をされたものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

二　番号既告知者　当該番号既告知者の次に掲げるいずれかの電磁的記録

イ　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(1)　署名用電子証明書

(2)　(1)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの

ロ　カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名及び住所に係るもの

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第五条第二項に規定する財務省令で定める通知又は提供は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和六年財務省、厚生労働省、令第一号）内閣府、デジタル庁、農林水産省、経済産業省

第二十六条第一号に掲げる業務による同号に規定する通知又は同条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報の提供とする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十八号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第八条第五項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百二十八号）第六条の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　　財務大臣　加藤　勝信

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「第五条第五項第二号ホ」を「第五条第四項第二号ホ」に改める。

第二条第二項及び第三項中「第五条第五項第一号」を「第五条第四項第一号」に改め、同条第六項第二号ロ(2)中「第五条第二項」の下に「及び第七項」を加え、同条第七項中「第九項」の下に「並びに第五条第五項第三号」を加え、同条第九項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に、「第五条第一項から第三項まで」を「第五条」に改める。

第三条第一項中「第五条第五項第二号」を「第五条第四項第二号」に改め、同条第二項中「第五条第五項第二号に」を「第五条第四項第二号に」に、「第五条第四項第二号ハ」を「第五条第四項第二号ハ」に改める。

第四条第一項中「第三項」の下に「並びに次条第五項第一号」を加える。

第五条第一項第二号中「所在地」を「所在地。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項第一号及び第三項第一号中「(法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第八条第五項に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件に従って特定電磁的記録（同項に規定する特定電磁的記録をいう。以下第七項までにおいて同じ。）の保存を行うこととする。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムで国税庁長官の定める基準に適合するもの（次号及び第四号において「特定電子計算機処理システム」という。）を使用して電子取引の取引情報（特定電磁的記録に係るものに限る。第三号及び第四号において「特定取引情報」という。）の授受及び当該特定電磁的記録の保存を行うこと。

イ　当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ　当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

二　前号の特定電子計算機処理システムが次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ　当該特定電子計算機処理システムを使用して保存が行われた特定電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。ロにおいて同じ。）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録することができないこと。

ロ　当該特定電子計算機処理システムを使用して保存が行われた特定電磁的記録の記録事項を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録した場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

三　特定取引情報（取引に関して受領し、又は交付する一般書類に通常記載される事項を除く。）に係る電磁的記録の記録事項と当該特定取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

四　第一号の特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

第五条第八項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同項の前に次の四項を加える。

6　前項の特定電磁的記録は、期限後申告等（法第八条第五項に規定する期限後申告等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の基因となる事項に係る特定電磁的記録（同条第五項の保存義務者が、あらかじめ、当該特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合には同項の規定の適用を受けない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を納税地等の所轄税務署長に提出している場合における当該特定電磁的記録に限る。）とする。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二　その他参考となるべき事項

7　前項の保存義務者は、特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において法第八条第五項の規定の適用を受けないことをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を納税地等の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があったときは、その提出があった日の属する課税期間以後の課税期間については、前項の届出書は、その効力を失う。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二　前項の届出書を提出した年月日

三　その他参考となるべき事項

8　第六項の保存義務者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を納税地等の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号

二　第六項の届出書を提出した年月日

三　変更をしようとする事項及び当該変更の内容

四　その他参考となるべき事項

9　第二条第十項の規定は、第一項から第三項までの届出書の提出について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第二条第九項第一号の改正規定（「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める部分に限る。）は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「改正後の」及び「（以下「新令」という。）」を削り、「新令第二条第六項第四号」を「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第六項第三号」に改め、同条第二項中「新令第二条第九項の」を「改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下この項及び次項において「新令」という。）第二条第九項の」に改め、同条第四項中「新令第五条第五項の」を「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第四項の」に、「新令第五条第五項第一号ロ」を「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第四項第一号ロ」に改める。

○財務省令第二十九号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百十六号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第四条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第四十四条又は第四十五条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項又は第四十二条の十二の七第一項若しくは第二項の規定

第四条第二項中「第二条第十一号」を「第二条第十二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に一号を加える改正規定及び次条第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日前に終了した事業年度において租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十二条の二又は第五十二条の三（それぞれ改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第一項第二号に掲げる規定に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

２　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第一項第五号の規定は、法人の令和八年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第三十号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百三十一号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十八条の八第九項の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第三条の八を削る。

第三条の九第一項中「第十一条の七第三項第二号」を「第十一条の六第三項第二号」に改め、同条第二項中「第十一条の七第六項」を「第十一条の六第六項」に改め、同項第一号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同項第二号中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同項第三号中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同項第四号中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改め、同条を第三条の八とする。

第六条の七第三項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第七条を削る。

第六条の八第三項中「第六条の八第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第八項中「（次条第六項において「確定申告書等」という。）」を削り、同条を第七条とする。

第十六条の二の二中「第三十一条の二の二」を「第三十一条の三」に改める。

第十六条の四を削る。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第三十一号

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第二十一条第一項第二号、第二十二条第一項第三号、第二十五条第一項第六号、第二十七条第一項及び第五項、第三十九条第六項並びに第四十条並びに防衛特別法人税に関する政令（令和七年政令第百三十四号）第十八条第二項第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、防衛特別法人税に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

防衛特別法人税に関する省令

（定義）

第一条　この省令において「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「通算親法人」、「通算法人」又は「課税事業年度」とは、それぞれ我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一号から第三号まで、第六号若しくは第八号又は第十一条に規定する内国法人、外国法人、人格のない社団等、通算親法人、通算法人又は課税事業年度をいう。

（防衛特別法人税中間申告書の記載事項）

第二条　法第二十一条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十一条第一項の法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二　代表者の氏名（外国法人にあっては、代表者の氏名及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。次条において同じ。）
三　当該課税事業年度の開始及び終了の日
四　その他参考となるべき事項
（仮決算をした場合の防衛特別法人税中間申告書の記載事項）
第三条　法第二十二条第一項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第二十二条第一項の法人又は通算法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地
二　代表者の氏名
三　当該課税事業年度の開始及び終了の日
四　法人税法第八十条又は第百四十四条の十三の規定により還付の請求をする場合には、法第三十三条第一項に規定する確定防衛特別法人税額のうち同項の規定により還付を受けるべきこととされる金額
五　その他参考となるべき事項
（防衛特別法人税確定申告書の記載事項）
第四条　法第二十五条第一項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第二十五条第一項の法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地
二　代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあっては、管理人。以下同じ。）の氏名（外国法人にあっては、代表者の氏名及び法人税法第百四十一条各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名。以下同じ。）
三　当該課税事業年度の開始及び終了の日
四　当該課税事業年度が法第二十五条第二項の内国法人の残余財産の確定の日の属する課税事業年度（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものを除く。）である場合において、当該課税事業年度終了の日の翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その分配又は引渡しが行われる日
五　法人税法第八十条又は第百四十四条の十三の規定により還付の請求をする場合には、法第三十三条第一項に規定する確定防衛特別法人税額のうち同項の規定により還付を受けるべきこととされる金額
六　その他参考となるべき事項
（電子情報処理組織による申告）
第五条　法第二十七条第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例による。
2　前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出は、内国法人（法第七条第三項において準用する法人税法第四条の三に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が資本金の額又は出資金の額が一億円を超えることとなった日（法第二十七条第二項に規定する特定法人でなかった内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた場合には、その効力が生じた日（同条第七項の規定の適用を受けて行った同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があった日又は同条第九項の規定により当該通算承認があったものとみなされた日とのうちいずれか遅い日）とする。）から一月以内（これらの内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日から二月以内）に行わなければならない。
一　新たに設立された次に掲げる法人　その設立の日
イ　その設立の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人（公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号及び第三号において同じ。）を除く。）
ロ　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社
ハ　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人
ニ　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社
二　新たに収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。次号において同じ。）を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人　その開始した日
三　公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の当該協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が一億円を超える場合における当該協同組合等　その該当することとなった日
3　法第二十七条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。
一　申告書記載事項　法第二十七条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法
二　添付書類記載事項　次に掲げる方法
イ　法第二十七条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法
ロ　当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第七号に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を法第二十七条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

４　法第二十七条第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

５　法第二十七条第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。

６　申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法又は法第二十七条第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

７　法第二十七条第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

８　前各項に定めるもののほか、法第二十七条第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第六条　防衛特別法人税に関する政令第十八条第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二　行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

２　法第三十九条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十九条第六項の請求をする同項の適用法人の名称、納税地及び法人番号

二　代表者の氏名

三　法第三十九条第四項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四　その他参考となるべき事項

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第七条　法第四十条第一項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項の同項の提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項の規定の例により、行わなければならない。

２　法第四十条第二項に規定する通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第二項の規定の例により、行わなければならない。

（防衛特別法人税に係る省令の適用の特例）

第八条　法第四章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる財務省令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十二条第一項ただし書	地方法人税	地方法人税、防衛特別法人税
国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）第二条第一項	第九十条の六の三第四項	第九十条の六の三第四項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第四十二条第二項
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項	）及び	）、
	）に係る	）及び防衛特別法人税に係る
	申告及び	申告、
	申告を	申告及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第二十七条第一項に規定する防衛特別法人税の申告を

附　則

１　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する課税事業年度（法第二十七条第二項に規定する特定法人でなかった当該内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた場合におけるその承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除く。）開始の日において法第二十七条第二項に規定する特定法人であるものは、同日以後一月以内に第五条第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出を行わなければならない。

○財務省令第三十二号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十九条の三第十三項の規定を実施するため、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十一条の十九の五第九項」の下に「、第五十九条の三第十三項」を加え、同条第三項中「第三十七条の十四第三十八項」を「第三十七条の十四第三十九項」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第三十三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第五条第二項第二号中「赤色、緑色及び青色」を「白色から黒色まで」に改め、「それぞれ」を削る。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第三十四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令

（資産再評価法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

一　資産再評価法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第三十七号）第三条第一号

二　酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第七条の五第三項第二号ロ

三　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）第一条第四項第一号

四　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第六条の二第一項第一号

五　地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）第六条第一項第二号イ

六　額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令（平成十三年財務省令第五十六号）第一項第一号

七　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）第二条第二項第一号イ

八　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十三号）附則第三条第一号

九　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号。以下この号において「令和二年改正省令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正省令第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の三の三第一項第一号及び令和二年改正省令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第二条第一項第一号

（関税法施行規則の一部改正）

第二条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第一条の十第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）に改める。

第二条第一項第一号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）第一条の二第一項第一号

二　遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第三十六号）第三条第一項第一号

三　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）第二十六条の二第一号

四　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省財務省令第五号）第四条第一号

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第四十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第六号及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第四項第四号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会医療法人の認定要件） **第三十条の三十五の三**　法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一　（略） 二　当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）が全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）の百分の六十三を超えること。 ロ　次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の百分の八十を超えること。	（社会医療法人の認定要件） **第三十条の三十五の三**　法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一　（略） 二　当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ　病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の百分の六十を超えること。 ロ　社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「健康

(1)　社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。）を含む。）

(2)　健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

(3)　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種に係る収入金額

(4)　助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）

(5)　介護保険法の規定による保険給付（第三項において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

(6)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法第二十一条の五の二増進事業に係る収入金額」という。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。第五十七条の二第一項第二号イにおいて同じ。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。）、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額」という。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額（第五十七条の二第一項第二号イにおいて「障害福祉サービス等に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

（新設）

に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第三項において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額

(7)　国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（二及び第五十七条の二第一項第二号ハにおいて「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ハ　（略）

ニ　病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2　（略）

3　第一項第二号ロに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第四十二条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

（運営に関する要件）

第五十七条の二　平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　（略）

二　当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ　第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(1)から(7)までに掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額の百分の八十を超えること。

ロ　（略）

ハ　病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2　（略）

（新設）

ハ　（略）

ニ　医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。以下同じ。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2　（略）

（新設）

（運営に関する要件）

第五十七条の二　平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　（略）

二　当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ　社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額及び障害福祉サービス等に係る収入金額の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ　（略）

ハ　医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の医療法施行規則第三十条の三十五の三及び第五十七条の二の規定は、医療法人のこの省令の施行の日以後に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十三号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条　生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改める。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助）	（法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助）
第二条　法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による生活困窮者に係る状況把握、同号に規定する計画（以下この条において「自立支援計画」という。）の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるために必要な援助とする。	**第二条**　法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による生活困窮者に係る状況把握、同号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるために必要な援助とする。
（法第三条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める事由）	（法第三条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める事由）
第三条　法第三条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	**第三条**　法第三条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（法第三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める事由）	（新設）
第三条の二　法第三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める事由は、個人及び当該個人と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が、当該個人と同一の世帯に属する者の死亡又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の離職若しくは休業等により著しく減少した場合とする。	
（法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）	（法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）
第四条　法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第四条**　法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　次のいずれにも該当する者であること。	一　次のいずれにも該当する者であること。
イ　生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における世帯収入額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までのいずれかの月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十八号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。	イ　生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十八号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。
ロ　（略）	ロ　（略）
二　（略）	二　（略）

（法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第六条　法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれにも該当する者であること。

イ　生活困窮者居住支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における世帯収入額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ　（略）

二　（略）

（法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間）

第八条の二　法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の同号に掲げる事業を利用しようとする者の状況を勘案して都道府県等が必要と認める場合にあっては、当該状況を勘案して都道府県等が定める期間とすることができる。

（法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第八条の三　法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助（第十一条第一項第一号の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給（以下「家賃相当額の支給」という。）を除く。）、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　社会福祉法人

二　一般社団法人又は一般財団法人

三　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二条第一項に規定する消費生活協同組合（同法第十条第三項に規定する消費生活協同組合にあっては、同項ただし書の行政庁の承認を受けたものに限る。）

四　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

五　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二条第一項に規定する労働者協同組合

六　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（前各号に該当するものを除く。）

七　前各号に掲げるもののほか、都道府県等が適当と認めるもの

（法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第六条　法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれにも該当する者であること。

イ　生活困窮者一時生活支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ　（略）

二　（略）

（法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間）

第八条の二　法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。

（法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第八条の三　法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二条第一項に規定する消費生活協同組合（同法第十条第三項に規定する消費生活協同組合にあっては、同項ただし書の行政庁の承認を受けたものに限る。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二条第一項に規定する労働者協同組合その他都道府県等が適当と認めるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第十条　法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者であること。

イ　離職の場合（第三条の二に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）又は第三条第一号に規定する場合　生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年）を経過していない者

ロ　（略）

ハ　第三条の二に規定する場合　申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から起算して二年を経過していない者

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ　（略）

ロ　第三条第二号又は第三条の二に規定する場合　申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

三　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる要件を満たす者であること。

イ　離職の場合又は第三条に規定する場合　申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。ロにおいて同じ。）を合算した額以下であること。

ロ　第三条の二に規定する場合　申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。

四　（略）

五　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる要件を満たす者であること。

（法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第十条　法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ　離職の場合又は第三条第一号に規定する場合　生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条、次条、第十二条第一項及び附則第五条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年）を経過していない者

ロ　（略）

（新設）

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ　（略）

ロ　第三条第二号に規定する場合　申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

三　申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。

四　（略）

五　公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、第三条第二号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等

イ　離職の場合又は第三条に規定する場合　公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、第三条第二号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間（第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

ロ　第三条の二に規定する場合　生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの事由により新たな住居の確保が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

(1)　新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額。(2)において同じ。）が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

(2)　新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、新たな住居の確保に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

（生活困窮者住居確保給付金の額等）

第十一条　生活困窮者住居確保給付金の額等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　離職の場合又は第三条に規定する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）を、一月ごとに支給する。

イ　申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合　生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

ロ　申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合　基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

二　第三条の二に規定する場合　新たな住居の確保に要する費用（新たに確保する住居が所在する市町村（特別区を含む。）における住宅扶助基準に基づく額に三を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。）を、新たな住居の確保の際に支給する。

2　前項第一号ロの規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間（第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

（生活困窮者住居確保給付金の額等）

第十一条　生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

一　申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（次号において「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合　生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

二　申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合　基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

2　前項第二号の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

（生活困窮者住居確保給付金の支給期間等）

第十二条　都道府県等は、家賃相当額の支給を受けようとする者が、申請日において第十条第一号イ又は口、第二号イ又は口、第三号イ、第四号及び第五号イのいずれにも該当する場合は、三月間家賃相当額の支給を行う。ただし、支給期間中において家賃相当額の支給を受ける者が同条第二号イ又は口、第三号イ、第四号及び第五号イのいずれにも該当する場合であって、引き続き家賃相当額の支給を行うことが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

2　都道府県等は、前項の規定により家賃相当額の支給を受ける者が、疾病又は負傷により第十条第五号イの要件に該当しなくなった後、二年以内に同条第二号イ又は口、第三号イ、第四号及び第五号イの要件に該当するに至り、引き続き家賃相当額の支給を行うことが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、家賃相当額の支給を行う。この場合において、支給期間は合算して九月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とする。

（生活困窮者住居確保給付金の支給手続）

第十三条　家賃相当額の支給を受けようとする者については生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第一号）、第十一条第一項第二号の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者については生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第一号の二）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。

（生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対する就労支援）

第十四条　都道府県等は家賃相当額の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援（以下この条及び次条第一項において「就労支援」という。）を行うものとする。

2　（略）

（生活困窮者住居確保給付金の不支給）

第十五条　家賃相当額の支給は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、行わない。

2　家賃相当額の支給は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額を超えたときには、行わない。

（再支給の制限）

第十六条　生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職、第三条第一号に掲げる事由（当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）、第三条の二に掲げる事由（当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の責めに帰すべき理由又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の都合による離職又は休業等を除く。）若しくは第三条第二号に掲げる事由により経済的に困窮した場合（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合に限る。）又は第十二条第二項に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

（生活困窮者住居確保給付金の支給期間等）

第十二条　都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において第十条各号のいずれにも該当する場合は、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第十条各号（第一号を除く。）のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

2　都道府県等は、前項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、疾病又は負傷により第十条第五号の要件に該当しなくなった後、二年以内に第十条各号（第一号を除く。）の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金を支給する。この場合において、支給期間は合算して九月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とする。

（生活困窮者住居確保給付金の支給手続）

第十三条　生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第一号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。

（生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対する就労支援）

第十四条　都道府県等は生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援（以下この条及び次条第一項において「就労支援」という。）を行うものとする。

2　（略）

（生活困窮者住居確保給付金の不支給）

第十五条　生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。

2　生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額を超えたときには、支給しない。

（再支給の制限）

第十六条　生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職、第三条第一号に掲げる事由（当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）若しくは同条第二号に掲げる事由により経済的に困窮した場合（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合に限る。）又は第十二条第二項に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

（代理受領等）

第十七条　生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する又は居住しようとする住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金（第十一条第一項第二号の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給については入居に要する費用に相当する分に限る。）を受領し、その有する当該受給者の賃料（入居に要する費用に相当する分を受領した場合は入居に要する費用）に係る債権の弁済に充てるものとする。ただし、受給者が次の各号に定める方法により当該受給者が居住する住宅の賃料又は入居に要する費用を支払うこととなっている場合であって、都道府県等が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一～三　（略）

（令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める方法）

第十八条の二　生活困窮者自立支援法施行令（平成二十七年政令第四十号）第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一　法第三条第二項第三号に規定する計画（次号において単に「計画」という。）に基づく支援を開始した後において、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者（当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業に従事する者。以下この条において同じ。）が、生活困窮者自立相談支援事業に従事する者と緊密に連携し、支援の対象である生活困窮者（以下この条において「支援対象者」という。）に対する支援の実施状況及び支援対象者の状態等に関する情報を共有するとともに、当該情報を活用して支援を行う体制を確保する方法

二　計画に基づく支援を開始した後において、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者並びに生活困窮者自立相談支援事業に従事する者が、それぞれの事業に相互に参画する体制を確保する方法

三　生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者が、支援対象者による法第七条第一項若しくは第二項に規定する事業又は福祉サービスその他の支援の利用が望ましいと認める場合に、当該支援対象者を生活困窮者自立相談支援事業に従事する者につなぎ、生活困窮者自立相談支援事業において、法第三条第二項第一号の規定に基づき、関係機関との連絡調整を行う体制を確保する方法

四　前各号に掲げるもののほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業（当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業）並びに生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法

（代理受領等）

第十七条　生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。ただし、受給者が次の各号に定める方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であって、都道府県等が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一～三　（略）

（新設）

様式第一号（第十三条関係）（表面）　（様式１－１）（表面）

様式第一号を次のように改める。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（則第11条第１項第１号の規定による支給）

フリガナ	
①氏　　名	
②生年月日	西暦　　年　　月　　日　　満（　　）歳
③電話番号	

申立事項

④次の１．又は２．の場合であること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）

１．離職又は則第３条第１号に規定する場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

２．則第３条第２号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	

⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	

⑥次の１．又は２．のいずれかに該当していること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）

１．住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

２．住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること

フリガナ					
氏名					合計
続柄	本　人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近３か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

西暦　　年　　月　　日

都道府県等の長殿

申請者氏名

様式第一号（裏面）　　（様式１－１）（裏面）

（注　意　事　項）

1　申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

2　受給中は、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。

ただし、則第３条第２号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から３月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。

3　支給に関して必要な範囲で、法第21条第１項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。

4　支給決定に必要な範囲で、法第22条第１項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。

5　支給決定に必要な範囲で、法第22条第２項の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。

6　則第14条第２項の規定に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。

7　則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

（用　語）

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第３条第３項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第４条第３項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

「特定地方公共団体」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体をいいます。

「職業紹介事業者」とは、職業安定法第４条第10項に規定する職業紹介事業者をいいます。

様式第一号の二（第十三条関係）（表面）　（様式１－１）（表面）

様式第一号の次に次の様式を加える。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（則第11条第１項第２号の規定による支給）

フリガナ	
①氏　　名	
②生年月日	西暦　　年　　月　　日　　満（　　）歳
③電話番号	

申立事項

④則第３条の２に規定する場合であること

収入が著しく減少した時期	
同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況	

⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること

世帯の生計の維持にかかる状況	

⑥次の１.又は２.のいずれかに該当していること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）

1.住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

2.住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃等の額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本　人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近３か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

西暦　　年　　月　　日

都道府県等の長殿

申請者氏名

様式第一号の二（裏面）　　（様式１－１）（裏面）

（注　意　事　項）

1　申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

2　支給に関して必要な範囲で、法第21条第１項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。

3　支給決定に必要な範囲で、法第22条第１項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。

4　支給決定に必要な範囲で、法第22条第２項の規定に基づき、申請者の居住しようとする賃貸住宅の家主等に対し当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることがあります。

5　則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

（用　語）

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第３条第３項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第４条第３項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

（生活保護法施行規則の一部改正）

第二条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十五条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める期間） **第十八条の十五**　法第五十五条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、生活の状況その他の同号に規定する被保護者就労準備支援事業（第十八条の十七第二号において単に「被保護者就労準備支援事業」という。）を利用しようとする者の状況を勘案して保護の実施機関が必要と認める場合にあつては、当該状況を勘案して保護の実施機関が定める期間とすることができる。 （法第五十五条の十第一項第四号の厚生労働省令で定める期間及び便宜） **第十八条の十六**　法第五十五条の十第一項第四号の厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の同号に規定する被保護者地域居住支援事業（次条第二号において単に「被保護者地域居住支援事業」という。）を利用しようとする者の状況を勘案して保護の実施機関が必要と認める場合にあつては、当該状況を勘案して保護の実施機関が定める期間とすることができる。 2　法第五十五条の十第一項第四号の厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。 （法第五十五条の十一第一項の厚生労働省令で定める者） **第十八条の十七**　法第五十五条の十一第一項の厚生労働省令で定める者は、被保護者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者 二　前号に掲げる者のほか、保護の実施機関が被保護者就労準備支援事業、法第五十五条の十第一項第三号に規定する被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業（次号において「被保護者就労準備支援事業等」という。）を実施していない場合において、法第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者対象事業（次号において単に「特定被保護者対象事業」という。）の利用が必要であると当該保護の実施機関が認める者 三　第一号に掲げる者のほか、保護の実施機関が被保護者就労準備支援事業等を実施している場合において、特段の事情があり、特定被保護者対象事業の利用が特に必要であると当該保護の実施機関が認める者	（新設） <

（法第百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第三十四条の六　法第百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、現在の住居において安定的に居住を続けるために必要な情報の提供及び助言その他継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯を包括的かつ継続的に支援するために必要な支援とする。

（法第百六条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める者）

第三十四条の九　法第百六条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める者は、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の重層的支援体制整備事業を実施する市町村内において重層的支援体制整備事業を適切に実施することができると当該市町村が認めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第四十四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（石綿対策室並びに労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官）	（石綿対策室並びに労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官）
第三十条　総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官八人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。	**第三十条**　総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官九人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。
2～5　（略）	2～5　（略）
（雇用環境・均等行政管理室及び労働紛争処理業務室）	（労働紛争処理業務室並びに雇用環境・均等監察官及び主任雇用環境・均等監察官）
第四十九条　総務課に、雇用環境・均等行政管理室及び労働紛争処理業務室を置く。	**第四十九条**　総務課に、労働紛争処理業務室並びに雇用環境・均等監察官四人及び主任雇用環境・均等監察官一人を置く。
2　雇用環境・均等行政管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌事務に関する調整に関すること（他課及び労働紛争処理業務室の所掌に属するものを除く。）。	
二　都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関すること。	

3　雇用環境・均等行政管理室に、室長及び雇用環境・均等監察官四人を置く。
4　雇用環境・均等監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。
5・6　（略）
（削る）

（削る）

第五十八条　削除

（自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官）
第五十九条　（略）
2～4　（略）
5　保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に関すること（老健局及び障害保健福祉部並びに地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
6・7　（略）
（成年後見制度利用促進室、女性支援室及び生活困窮者自立支援室）
第六十条　地域福祉課に、成年後見制度利用促進室、女性支援室及び生活困窮者自立支援室を置く。
2・3　（略）
4　女性支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。）に関すること。
5　女性支援室に、室長を置く。

（新設）

（新設）

2・3　（略）
4　雇用環境・均等監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。
5　主任雇用環境・均等監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び雇用環境・均等監察官の行う事務の調整に当たる。
（女性支援室）
第五十八条　総務課に、女性支援室を置く。
2　女性支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。
二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る。）に関すること。
3　女性支援室に、室長を置く。
（自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官）
第五十九条　（略）
2～4　（略）
5　保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に関すること（老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
6・7　（略）
（成年後見制度利用促進室、消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室）
第六十条　地域福祉課に、成年後見制度利用促進室、消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室を置く。
2・3　（略）
4　消費生活協同組合業務室は、消費生活協同組合の事業に関する事務をつかさどる。
（新設）

（新設）

5　消費生活協同組合業務室に、室長及び生協検査官七人以内を置く。

（削る）

6　生活困窮者自立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　生活困窮者の自立支援に関する企画及び立案並びに調整に関すること（老健局及び障害保健福祉部並びに保護課及び女性支援室の所掌に属するものを除く。）。

7　（略）

（消費生活協同組合業務室並びに福祉人材確保対策官及び法人指導監査官）

第六十一条　福祉基盤課に、消費生活協同組合業務室並びに福祉人材確保対策官一人及び法人指導監査官二人以内を置く。

2　消費生活協同組合業務室は、消費生活協同組合の事業に関する事務をつかさどる。

3　消費生活協同組合業務室に、室長及び生協検査官七人以内を置く。

4　生協検査官は、命を受けて、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下この項において「組合」という。）、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十三条の二第二項に規定する子会社等並びに同法第十条第二項に規定する共済事業を行う組合から業務の委託を受けた者の業務及び会計の状況の検査に関する事務を行う。

5・6　（略）

（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）

第六十四条　企画課に、自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官五人、障害福祉監査官十二人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、障害福祉サービス業務監視専門官三人及び精神保健福祉監査官十人（うち七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2～9　（略）

（システム室、調査室、監査室及び会計室）

第七十三条の二　（略）

2　システム室は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）に基づく事業（以下この条、第七百十条の二の四及び第七百十条の二の五において「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関する事務をつかさどる。

3～10　（略）

11　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。次号において同じ。）の経理に関すること。

二　年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

6　生協検査官は、命を受けて、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下この項において「組合」という。）、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十三条の二第二項に規定する子会社等並びに同法第十条第二項に規定する共済事業を行う組合から業務の委託を受けた者の業務及び会計の状況の検査に関する事務を行う。

7　生活困窮者自立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　生活困窮者の自立支援に関する企画及び立案並びに調整に関すること（老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び保護課の所掌に属するものを除く。）。

8　（略）

（福祉人材確保対策官及び法人指導監査官）

第六十一条　福祉基盤課に、福祉人材確保対策官一人及び法人指導監査官二人以内を置く。

（新設）

（新設）

（新設）

2・3　（略）

（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）

第六十四条　企画課に、自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官一人、障害福祉監査官十二人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、障害福祉サービス業務監視専門官一人及び精神保健福祉監査官十人（うち七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2～9　（略）

（システム室、調査室、監査室及び会計室）

第七十三条の二　（略）

2　システム室は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）に基づく事業（以下この条、第七百十条の二の二、第七百十条の二の三及び第七百十条の二の四において「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関する事務をつかさどる。

3～10　（略）

11　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除き、子ども・子育て支援勘定にあっては子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金に係る部分に限る。）の経理に関すること。

二　年金特別会計（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

12　（略）

（東京検疫所に置く課等）

第九十七条　東京検疫所に、次の五課、検疫情報管理室、上席空港検疫管理官二人、上席空港検疫看護管理官一人及び検疫広報官一人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
食品監視第二課
検査課
（検疫情報管理室の所掌事務）

第百二条の二　検疫情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関すること。

二　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十七条の二第二項の規定に基づき検疫所長が収集又は分析した検疫感染症に関する情報の管理に関すること。

（輸入食品監督官）

第百二条の二の二　東京検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　（略）

（検疫広報官の職務）

第百二条の六　検疫広報官は、命を受けて、第百二条の二に規定する事務のほか、その他の検疫所の所掌事務に係る広報に関する事務を行う。

第百八条の二　削除

（関西空港検疫所に置く課等）

第百八条の八　関西空港検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官三人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

総務課
検疫課
衛生課
食品監視課
検査課

2　（略）

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2・3　（略）

12　（略）

（東京検疫所に置く課等）

第九十七条　東京検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官二人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
食品監視第二課
検査課

（新設）

（輸入食品監督官）

第百二条の二　東京検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（検疫情報管理室）

第百八条の二　成田空港検疫所の検疫第一課に、検疫情報管理室を置く。

2　検疫情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関すること。

二　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十七条の二第二項の規定に基づき検疫所長が収集又は分析した検疫感染症に関する情報の管理に関すること。

（関西空港検疫所に置く課等）

第百八条の八　関西空港検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官四人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

総務課
検疫課
衛生課
食品監視課
検査課

2　（略）

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2・3　（略）

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条　国立保健医療科学院に、次の八部並びに保健医療情報政策研究センター及び保健医療経済評価研究センターを置く。

総務部

疫学・統計研究部

公衆衛生政策研究部

生涯健康研究部

医療・福祉サービス研究部

生活環境研究部

建築・施設管理研究部

健康危機管理研究部

（生活環境研究部の所掌事務）

第五百四十九条　生活環境研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生活環境に係る保健衛生に係るもの（建築・施設管理研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建築・施設管理研究部の所掌事務）

第五百四十九条の二　建築・施設管理研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、建築物・施設管理に係る保健衛生に係るものをつかさどる。

（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十四　（略）

六十五から六十八まで　削除

六十九～八十三　（略）

（地方厚生局に置く課）

第七百九条　地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課（関東信越厚生局に限る。）

企画調整課

年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

年金審査課

管理課

医療課

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条　国立保健医療科学院に、次の七部並びに保健医療情報政策研究センター及び保健医療経済評価研究センターを置く。

総務部

疫学・統計研究部

公衆衛生政策研究部

生涯健康研究部

医療・福祉サービス研究部

生活環境研究部

（新設）

健康危機管理研究部

（生活環境研究部の所掌事務）

第五百四十九条　生活環境研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生活環境に係る保健衛生に係るものをつかさどる。

（新設）

（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十四　（略）

六十五　児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十七　児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

六十八　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

六十九～八十三　（略）

（地方厚生局に置く課）

第七百九条　地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課

（新設）

企画調整課

年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

年金審査課

管理課

医療課

調査課
特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
指導監査課（北海道厚生局を除く。）
（総務課の所掌事務）
第七百十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十四　（略）
2　関東信越厚生局の総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
（会計課の所掌事務）
第七百十条の二　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地方厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
二　地方厚生局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
（企画調整課の所掌事務）
第七百十条の二の二　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　（略）
（年金指導課の所掌事務）
第七百十条の二の三　年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索をいう。以下この条及び第七百十条の二の五において同じ。）に係る認可に関すること。
三　日本年金機構の理事長が任命する徴収職員並びに健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による拠出金（第九号において「子ども・子育て支援法の規定による拠出金」という。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の五において「保険料等」という。）の収納を行う職員の認可に関すること。
四～八　（略）
九　健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の五において「健康保険料等」という。）の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予の取消しをいう。第七百十条の二の五において同じ。）に関すること。
十　（略）

調査課
特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
指導監査課（北海道厚生局を除く。）
（総務課の所掌事務）
第七百十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十四　（略）
（新設）

（企画調整課の所掌事務）
第七百十条の二　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　（略）
（年金指導課の所掌事務）
第七百十条の二の二　年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索をいう。以下この条及び第七百十条の二の四において同じ。）に係る認可に関すること。
三　日本年金機構の理事長が任命する徴収職員並びに健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。第九号において同じ。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「保険料等」という。）の収納を行う職員の認可に関すること。
四～八　（略）
九　健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料及びその他これらの法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「健康保険料等」という。）の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予の取消しをいう。第七百十条の二の四において同じ。）に関すること。
十　（略）

（年金調整課の所掌事務）

第七百十条の二の四　年金調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（年金管理課の所掌事務）

第七百十条の二の五　年金管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

（年金審査課の所掌事務）

第七百十条の二の六　年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二の七　（略）

二十三から二十五まで　削除

二十五の二～二十六　（略）

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

（削る）

（削る）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

（削る）

（削る）

三　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

（削る）

（削る）

（年金調整課の所掌事務）

第七百十条の二の三　年金調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（年金管理課の所掌事務）

第七百十条の二の四　年金管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

（年金審査課の所掌事務）

第七百十条の二の五　年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二の七　（略）

二十三　児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

二十四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

二十四の二　児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

二十五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

二十五の二～二十六　（略）

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人（北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局及び中国四国厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　自立支援指導官一人（北海道厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人

チ　自立支援指導官一人

三　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　自立支援指導官一人

２～７　（略）

（削る）

（削る）

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　企業年金監査官八人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　（略）

２～４　（略）

第七百三十七条　削除

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号の二まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二の二第三号及び第四号、第七百十条の二の五、第七百十条の二の六並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（年金管理課の所掌事務）

第七百四十一条の三　年金管理課は、第七百十条の二の五各号に掲げる事務をつかさどる。

（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条　職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　労働保険特別会計の雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に属する債権の管理、これらの勘定に属する諸収入金の徴収並びにこれらの勘定に係る保管金の取扱いに関すること。

十一～十三　（略）

２・３　（略）

２～７　（略）

８　障害福祉サービス業務検査官は、命を受けて、第七百十二条第二十三号及び第二十四号に掲げる事務を行う。

９　自立支援指導官は、命を受けて、第七百十二条第二十四号の二及び第二十五号に掲げる事務を行う。

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　企業年金監査官八人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　（略）

２～４　（略）

（沖縄分室）

第七百三十七条　九州厚生局に、当分の間、沖縄分室を置く。

２　沖縄分室は、九州厚生局の所掌事務（国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関することに限る。）のうち、沖縄県の区域に係るものを分掌する。

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号の二まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（年金管理課の所掌事務）

第七百四十一条の三　年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務をつかさどる。

（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条　職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　労働保険特別会計の雇用勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること。

十一～十三　（略）

２・３　（略）

附　則

1・2　（略）

（福祉人材確保対策官の職務の特例）

2の2　福祉人材確保対策官は、第六十一条第五項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務を行う。

3～8　（略）

（地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

9　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の五各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の三各号に掲げる事務）のほか、社会保険庁の廃止に伴う残務を処理するために必要な期間、当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

10　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の五各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の三各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

11　地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の五各号に掲げる事務（年金調整課にあっては、第七百十条の二の四各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
那覇検疫所石垣出張所	石垣市浜崎町
那覇検疫所石垣空港出張所	石垣市字白保
那覇検疫所金武・中城出張所	うるま市与那城平安座坂原

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十五号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定） **第二条**　退所者は、退所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び退所者給与金の額について、認定を受けなければならない。 一～四　（略）	（認定） **第二条**　退所者は、退所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び退所者給与金の額について、認定を受けなければならない。 一～四　（略）

附　則

1・2　（略）

（福祉人材確保対策官の職務の特例）

2の2　福祉人材確保対策官は、第六十一条第二項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務を行う。

3～8　（略）

（地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

9　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の二各号に掲げる事務）のほか、社会保険庁の廃止に伴う残務を処理するために必要な期間、当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

10　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の二各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

11　地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金調整課にあっては、第七百十条の二の三各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
那覇検疫所石垣出張所	石垣市浜崎町
（新設）	（新設）
那覇検疫所金武・中城出張所	うるま市与那城平安座坂原

五　請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年）の所得の額

六～九　（略）

２～４　（略）

（退所者給与金の支給の制限等）

第五条　（略）

２　第二条第一項第五号、前条第二項、前項及び次条第二項第二号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額とする。

（削る）

五　請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年とする。第五条第一項において同じ。）の所得の額（第五条第三項の規定により計算した所得の額をいう。以下この章において同じ。）

六～九　（略）

２～４　（略）

（退所者給与金の支給の制限等）

第五条　（略）

２　前条第二項及び前項に規定する所得は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によって課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下この条において同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

３　前条第二項及び第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税（以下この項において「当該年度分道府県民税」という。）に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額（以下この項において「基本所得額」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を基本所得額からそれぞれ控除するものとする。

一　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、四十万円）

三　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

四　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円

３　（略）

（認定）

第九条　特定配偶者等は、特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び特定配偶者等支援金の額について、認定を受けなければならない。

一～五　（略）

六　請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年）の所得の額

七・八　（略）

２～５　（略）

（特定配偶者等支援金の支給の制限等）

第十三条　（略）

（削る）

２　第五条第二項の規定は、第九条第一項第六号、前条第二項、前項及び次条第二項第二号の所得の額の算定について準用する。

３　（略）

（非入所者給与金の額）

第十五条　非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一　市町村民税非課税者（第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度（当該請求を四月又は五月に行う場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である認定非入所者　七万三千三百二十円

二　前号に掲げる者以外の認定非入所者　五万五千百三十円

２　認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万五千三百四十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。

３　（略）

五　当該年度分道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第九号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

六　当該年度分道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

４　（略）

（認定）

第九条　特定配偶者等は、特定配偶者等支援金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び特定配偶者等支援金の額について、認定を受けなければならない。

一～五　（略）

六　請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年とする。第十三条第一項において同じ。）の所得の額（第十三条第四項の規定により計算した所得の額をいう。以下この章において同じ。）

七・八　（略）

２～５　（略）

（特定配偶者等支援金の支給の制限等）

第十三条　（略）

２　第五条第二項の規定は、前条第二項及び前項の所得について適用する。

３　第五条第三項の規定は、前条第二項及び第一項の所得の額の算定について適用する。

４　（略）

（非入所者給与金の額）

第十五条　非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一　市町村民税非課税者（第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度（当該請求を四月又は五月に行う場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である認定非入所者　七万千三百九十円

二　前号に掲げる者以外の認定非入所者　五万三千六百八十円

２　認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四千九百四十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。

３　（略）

（認定）

第十八条　非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。

一・二　（略）

三　請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年）の所得の額

四～八　（略）

２～４　（略）

（非入所者給与金の額の改定）

第二十条　（略）

２　認定非入所者の属する世帯において、認定非入所者が認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別及び認定非入所者の前年の所得の額（同一の世帯に属する認定非入所者が二人以上である場合にあっては、そのすべての認定非入所者の前年の所得の額を合算した額を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額とする。次条第一項、第二十二条第三項第二号及び第二十三条第一号において同じ。）に応じて、その年の八月から当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の額を改定する。

（非入所者給与金の支給の制限等）

第二十一条　認定非入所者の前年の所得の額が七十五万円を超えるときは、当該金額から七十五万円を減じた額に百分の九十七（当該認定非入所者が、第十五条第二項に規定する加算を受けているときは、百分の百二十四とする。）を乗じて得た額に相当する部分（以下この項において「支給停止相当額」という。）の支給をその年の八月から翌年の七月までは停止する。ただし、支給停止相当額が第十五条の規定による非入所者給与金の月額に十二を乗じて得た額以上であるときは、非入所者給与金の全部の支給を停止するものとする。

２　（略）

３　第五条第二項の規定は、第十八条第一項第三号、前条第二項、第一項、次条第三項第二号及び第二十三条第一号の所得の額の算定について準用する。

（届出）

第二十二条　（略）

２　（略）

３　認定非入所者は、次に掲げる事項を記載した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　認定非入所者の前年の所得の額

三・四　（略）

４～６　（略）

（支給停止）

第二十三条　非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一　認定非入所者の前年の所得の額が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時的に百四十三万二千円を下回るとき。

二　（略）

（認定）

第十八条　非入所者は、非入所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び非入所者給与金の額について、認定を受けなければならない。

一・二　（略）

三　請求者の前年（当該請求を一月から五月までの間に行う場合にあっては、前々年とする。）第二十一条第一項及び第二十三条第一号において同じ。）の所得に基づき算出した課税総所得金額（地方税法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額をいう。以下同じ。）

四～八　（略）

２～４　（略）

（非入所者給与金の額の改定）

第二十条　（略）

２　認定非入所者の属する世帯において、認定非入所者が認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの別及び認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額（同一の世帯に属する認定非入所者が二人以上である場合にあっては、そのすべての認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額を合算した額を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額とする。第二十一条第一項及び第二十三条第一号において同じ。）に応じて、その年の八月から当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の額を改定する。

（非入所者給与金の支給の制限等）

第二十一条　認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が七十五万円を超えるときは、当該金額から七十五万円を減じた額に百分の九十七（当該認定非入所者が、第十五条第二項に規定する加算を受けているときは、百分の百二十四とする。）を乗じて得た額に相当する部分（以下この項において「支給停止相当額」という。）の支給をその年の八月から翌年の七月までは停止する。ただし、支給停止相当額が第十五条の規定による非入所者給与金の月額に十二を乗じて得た額以上であるときは、非入所者給与金の全部の支給を停止するものとする。

２　（略）

（新設）

（届出）

第二十二条　（略）

２　（略）

３　認定非入所者は、次に掲げる事項を記載した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日までの間に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額

三・四　（略）

４～６　（略）

（支給停止）

第二十三条　非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一　認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時的に百四十一万四千円を下回るとき。

二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

3　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下この項及び次項において「規則」という。）第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、令和七年七月までの間は、この省令による改正後の規則（次項において「新規則」という。）第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　平成二十一年四月一日からこの省令の施行の日の前日までの間（以下「施行日前」という。）にこの省令による改正前の規則（以下「旧規則」という。）第五条第三項の規定により計算された旧規則第二条第一項第五号、第四条第二項、第五条第一項及び第六条第二項第二号に規定する所得の額は、新規則第五条第二項の規定により算定された所得の額とみなし、施行日前に旧規則第十三条第三項の規定により計算された旧規則第九条第一項第六号、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項第二号に規定する所得の額は、新規則第十三条第二項の規定により新規則第五条第二項の規定を準用して算定された所得の額とみなし、施行日前に規則第八条第一号に規定する認定非入所者又は規則第十八条第一項の認定を受けようとする者の各年の前年（当該認定を受けようとする者が当該認定の請求を各年の一月から五月までの間に行った場合にあっては、各年の前々年）の所得に基づき算出された旧規則第十八条第一項第三号、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第三項第二号及び第二十三条第一号に規定する課税総所得金額は、新規則第二十一条第三項の規定により新規則第五条第二項の規定を準用して算定された所得の額とみなす。

○厚生労働省令第四十六号

勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十三条の四第三項、第十三条の五第一号ロ、第十四条第一項第一号及び第二項（同令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第一項第一号並びに第十四条の十六第一項第一号の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十三条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める方法等）	（令第十三条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める方法等）
第一条の三　（略）	**第一条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　令第十三条の四第三項の申出は、同項に規定する当初の年金支払期間の二分の一を経過した後、当該契約に基づく最後の年金支払日前の年金支払日における当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等（法第六条第一項第一号イ⑴に規定する利子等をいう。次条及び第一条の十三第一項において同じ。）の金額が当該年金支払日における年金支払額以下の額となる見込みである旨を明らかにして行うものとする。	3　令第十三条の四第三項の申出は、同項に規定する当初の年金支払期間の二分の一を経過した後、当該契約に基づく最後の年金支払日前の年金支払日における当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の金額が当該年金支払日における年金支払額以下の額となる見込みである旨を明らかにして行うものとする。
4～9　（略）	4～9　（略）
（令第十三条の五第一号ロの厚生労働省令で定める場合）	（令第十三条の五第一号ロの厚生労働省令で定める場合）
第一条の四　令第十三条の五第一号ロの厚生労働省令で定める場合は、次表の上欄に掲げる預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭により、当該預貯金等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる預貯金等の預入等を行う場合とする。	**第一条の四**　令第十三条の五第一号ロの厚生労働省令で定める場合は、次表の上欄に掲げる預貯金等及びこれに係る利子等（法第六条第一項第一号イ⑴に規定する利子等をいう。第一条の九第一号において同じ。）に係る金銭により、当該預貯金等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる預貯金等の預入等を行う場合とする。
（表略）	（表略）

（令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十三　令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　持家としての住宅の取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約（法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいう。以下この条、第一条の十八第一項及び第一条の二十一第一項において同じ。）に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等（令第十四条第一項に規定する払出し等をいう。以下この条において同じ。）をする場合　次に掲げる書類

イ　その取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を充てる住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書その他の書類で当該住宅を取得したこと、当該住宅を取得した年月日、当該取得に係る頭金等（法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等をいう。次号イ、第一条の十八第一項及び第一条の二十一第一項において同じ。）の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に関し払出し等をする当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の額以上の額であること、当該住宅の床面積、当該住宅が建設された年月日並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し

ロ　その者の住民票の写し（その者の転勤その他のやむを得ない事情により当該住宅がその者の住所に存しておらず、かつ、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が当該住宅に居住することとなるとその者が申し出る場合には、当該申出に係る書面、当該やむを得ない事情を明らかにする書類、当該住宅に居住するその者の配偶者又は扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号の扶養親族をいう。以下この号、第一条の十四第三号及び第一条の十四の二第二号において同じ。）の住民票の写し及び当該配偶者又は扶養親族がその者の配偶者又は扶養親族であることを明らかにする書類。次号、第一条の十八第一項及び第一条の二十一第一項において同じ。）

二　（略）

2　（略）

（住宅の要件）

第一条の十四　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　床面積が五十平方メートル以上であること（勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が次に掲げるいずれかのものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること。）。

イ　（略）

ロ　租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであつて、令和六年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に建築確認を受けたもの

二・三　（略）

（令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十八　（略）

2　前項第一号の場合であつて、当該住宅が第一条の十四第一号ロに規定するものである場合には、令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、前項第一号に掲げる書類のほか、第一条の十三第二項各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

（令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十三　令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　持家としての住宅の取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約（法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいう。以下同じ。）に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等（令第十四条第一項に規定する払出し等をいう。以下この条において同じ。）をする場合　次に掲げる書類

イ　その取得のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を充てる住宅の登記事項証明書、建設の工事の請負契約書、売買契約書その他の書類で当該住宅を取得したこと、当該住宅を取得した年月日、当該取得に係る頭金等（法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等をいう。次号イ、第一条の十八及び第一条の二十一において同じ。）の額及び令第十四条の三に定める金銭の支払に充てられた額の合計額が当該取得に関し払出し等をする当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭の額以上の額であること、当該住宅の床面積、当該住宅が建設された年月日並びに当該住宅の所在地を明らかにする書類又はその写し

ロ　その者の住民票の写し（その者の転勤その他のやむを得ない事情により当該住宅がその者の住所に存しておらず、かつ、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が当該住宅に居住することとなるとその者が申し出る場合には、当該申出に係る書面、当該やむを得ない事情を明らかにする書類、当該住宅に居住するその者の配偶者又は扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号の扶養親族をいう。以下この号、第一条の十四第三号及び第一条の十四の二第二号において同じ。）の住民票の写し及び当該配偶者又は扶養親族がその者の配偶者又は扶養親族であることを明らかにする書類。次号、第一条の十八及び第一条の二十一において同じ。）

二　（略）

2　（略）

（住宅の要件）

第一条の十四　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　床面積が五十平方メートル以上であること（勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が次に掲げるいずれかのものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること。）。

イ　（略）

ロ　租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであつて、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建築確認を受けたもの

二・三　（略）

（令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十八　（略）

（新設）

（令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の二十一　（略）

２　前項第一号の場合であつて、当該住宅が第一条の十四第一号ロに規定するものである場合には、令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、前項第一号に掲げる書類のほか、第一条の十三第二項各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条及び第十九条並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条及び第四十七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（早期再就職支援等助成金）	（早期再就職支援等助成金）
第百二条の五　（略）	**第百二条の五**　（略）
２～７　（略）	２～７　（略）
（削る）	８　前項の雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主であつて、第一号に該当する事業主に対しては、同項に定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。
	一　次のいずれにも該当する事業主であること。
	イ　職業訓練計画（前項第一号の雇入れに係る者に業務に関連した知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項において「受入れ人材育成型訓練」という。）に関する計画をいう。以下この項において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。
	ロ　職業能力開発推進者を選任している事業主であること。
	ハ　職業訓練計画に基づき、前項第一号の雇入れに係る者に受入れ人材育成型訓練を受けさせる事業主（当該受入れ人材育成型訓練の期間、当該雇入れに係る者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。
	二　次のイからハまでに定める額の合計額
	イ　受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、前項第一号の雇入れに係る者一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の受入れ人材育成型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額）
	(1)　十時間以上百時間未満　十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、二十万円）（中小企業事業主にあつては、十五万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、二十五万円））
	(2)　百時間以上二百時間未満　二十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、三十万円）（中小企業事業主にあつては、三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、四十万円））

（令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の二十一　（略）

（新設）

（削る）

8・9　（略）

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　（略）

一～十四　（略）

十五　事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体に対して、建設労働法第九条第一号及び第三号の規定に基づき建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金（人材確保等支援助成金のうち、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成並びに建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成に係るものに限る。第百十八条第一項及び第四項において同じ。）を支給すること。

十六～十八　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　人材確保等支援助成金は、人材確保等支援助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金とする。

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ・ロ　（略）

（削る）

(3)　二百時間以上　三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、四十万円）（中小企業事業主にあつては、五十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、六十万円））

ロ　前項第一号の雇入れに係る者一人につき、受入れ人材育成型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇入れに係る者一人につき、六百時間を限度とする。）に四百八十円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、五百八十円）（中小企業事業主にあつては、九百六十円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、千六十円））を乗じて得た額

ハ　受入れ人材育成型訓練（座学等を除く。）を受けた前項第一号の雇入れに係る者一人につき、十一万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

9　一の年度において、前項第一号に該当する事業主の一の事業所に係る同項第二号に規定する雇入れ支援コース奨励金の額が五千万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、五千万円を当該事業主の事業所に対して支給するものとする。

10・11　（略）

（法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業）

第百十五条　（略）

一～十四　（略）

十五　事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体に対して、建設労働法第九条第一号及び第三号の規定に基づき建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金とする。

十六～十八　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　人材確保等支援助成金は、人材確保等支援助成コース助成金、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金とする。

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ・ロ　（略）

ハ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度として職業安定局長が定めるもの（以下この条において「人事評価制度等」という。）の整備を行つた事業主であること。

(2)　当該人事評価制度等の適用を受ける労働者が生じた事業主であること。

ハ　その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの（⑴において「外国人雇用状況届出」という。）を行つている事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

⑴　次のi及びiiに掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となつている者をいう。以下このハにおいて同じ。）に適用した事業主であること。

i・ii　（略）

⑵～⑷　（略）

⑸　就労環境の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて就労環境整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（このハの規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この⑸において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

⑹・⑺　（略）

ニ　次のいずれにも該当する事業主であること。

⑴　（略）

⑵　都道府県労働局長に対して、情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画（以下このニにおいて「実施計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

⑶～⑹　（略）

二　次のイからニまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

（削る）

⑶　都道府県労働局長に対して、当該人事評価制度等の整備に関する計画を提出し、認定を受けた事業主であること。

⑷　当該人事評価制度等の整備及び運用に要した費用の負担の状況及び当該人事評価制度等の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

⑸　人事評価制度等の整備に係る事業所において、人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この⑸において「実施日」という。）に支払われた賃金の総額が、実施日の属する月の前月に支払われた賃金の総額と比べて職業安定局長が定める目標値以上で増額している事業主であること。

⑹　人事評価制度等の適用開始日（以下この⑹において単に「適用開始日」という。）から起算して一年を経過する日までの間における人事評価制度等の整備に係る事業所における離職者の数を適用開始日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

ニ　その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの（⑴において「外国人雇用状況届出」という。）を行つている事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

⑴　次のi及びiiに掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となつている者をいう。以下このニにおいて同じ。）に適用した事業主であること。

i・ii　（略）

⑵～⑷　（略）

⑸　就労環境の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて就労環境整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（このニの規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この⑸において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

⑹・⑺　（略）

ホ　次のいずれにも該当する事業主であること。

⑴　（略）

⑵　都道府県労働局長に対して、情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画（以下このホにおいて「実施計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

⑶～⑹　（略）

二　次のイからホまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　八十万円

ハ　前号ハに該当する事業主　就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

ニ　前号ニに該当する事業主　同号ニ(3)の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の五十に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）

3　前項第一号ニに規定する事業主が、同号ニに該当することにより、人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、同号ニ(3)の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の十五（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の二十五）に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）を支給するものとする。

一　評価期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの間における前項第一号ニ(4)の事業所における離職者の数を評価期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、事業所の労働者数に応じて雇用環境・均等局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二　評価期間の初日から起算して一年を経過した日から三箇月を経過する日までの期間における前項第一号ニ(4)の事業所における情報通信技術を活用した勤務の実施状況が雇用環境・均等局長の定める要件に該当する事業主であること。

4　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金の支給については、建労則に定めるところによる。

附　則

（削る）

ニ　前号ニに該当する事業主　就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

ホ　前号ホに該当する事業主　同号ホ(3)の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の五十に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）

3　前項第一号ホに規定する事業主が、同号ホに該当することにより、人材確保等支援助成コース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、同号ホ(3)の措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の十五（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の二十五）に相当する額（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）を支給するものとする。

一　評価期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの間における前項第一号ホ(4)の事業所における離職者の数を評価期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、事業所の労働者数に応じて雇用環境・均等局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二　評価期間の初日から起算して一年を経過した日から三箇月を経過する日までの期間における前項第一号ホ(4)の事業所における情報通信技術を活用した勤務の実施状況が雇用環境・均等局長の定める要件に該当する事業主であること。

4　建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金の支給については、建労則に定めるところによる。

附　則

（法第六十二条第一項第三号に掲げる事業に関する暫定措置）

第十五条の四の五　法第六十二条第一項第三号に掲げる事業として、第百二条の四、第百三条及び第百九条に規定するもののほか、令和七年三月三十一日以前の日における次項第一号ロの規定による措置について、高年齢労働者処遇改善促進助成金を支給するものとする。

2　高年齢労働者処遇改善促進助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　その雇用する高年齢雇用継続基本給付金の支給を受ける者（以下この号において「対象被保険者」という。）について、その処遇の改善を図る事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

イ　都道府県労働局長に対して、その雇用する対象被保険者の処遇改善を図るために事業主が講ずる措置等に係る計画を提出し、認定を受けた事業主であること。

ロ　労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する対象被保険者について、賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた事業主であること。

ハ　ロの措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ニ　その雇用する対象被保険者（職業安定局長が定める者を除く。以下この二において「算定対象労働者」という。）について、ロの措置に基づく最初の賃金支払日（以下この二において「実施日」という。）の属する月又は当該措置を講じている期間（当該実施日から起算して二年間に限る。）において六箇月ごとにその日に応当し、かつ当該措置を講じている期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）の属する月からそれぞれ六箇月間に算定対象労働者に支給した高年齢雇用継続基本給付金の総額（次号において「支給対象額」という。）が、当該実施日の属する月前六箇月間に算定対象労働者に支給した高年齢雇用継続基本給付金の総額（次号において「算定対象額」という。）より減少した事業主であること。

二　算定対象額と支給対象額との差額に二分の一（中小企業事業主にあつては三分の二）を乗じて得た額

3　前項の規定にかかわらず、高年齢労働者処遇改善促進助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

4　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、高年齢労働者処遇改善促進助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の四の七第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「高年齢労働者処遇改善促進助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の四の七第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「高年齢労働者処遇改善促進助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第四項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十五条の四の七第二項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「高年齢労働者処遇改善促進助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「高年齢労働者処遇改善促進助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「高年齢労働者処遇改善促進助成金」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「高年齢労働者処遇改善促進助成金」と読み替えるものとする。

（人材確保等支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の四　第百十八条第二項の人材確保等支援助成コース助成金は、同項に規定するもののほか、第一号に該当する派遣元事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する派遣元事業主であること。

イ　令和六年四月一日以降、労働者派遣法第三十条の四第一項の協定で定めるところにより待遇とされる派遣労働者を雇用する事業主であること。

ロ　令和七年三月三十一日までの間、イの派遣労働者に適用される令和六年度の賃金制度を整備又は改善する措置を実施した事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(1)　令和六年四月一日から改めて新協定（同年五月二十四日以降、イの派遣労働者の賃金が労働者派遣法第三十条の四第一項第二号イに規定する額となるよう、改めて締結した同項の協定をいう。(2)において同じ。）を締結する日までの間における旧協定（改めて締

第十七条の二の四から第十七条の二の六まで　削除

結する前の同項の協定をいう。⑵において同じ。）の定めによる賃金の額と同年五月二十四日における労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。⑵において「労働者派遣法施行規則」という。）第二十五条の九に規定する平均的な賃金の額との差額を賃金として支払つた事業主であること。

⑵　旧協定の定めによる賃金の額が労働者派遣法第三十条の四第一項第二号イに規定する額である事業主であつて、当該賃金の額と令和六年四月一日における労働者派遣法施行規則第二十五条の九に規定する平均的な賃金の額との差額を勘案し、新協定で定めるところによりイの派遣労働者の賃金を増額し、同日から改めて新協定を締結する日までの間における当該増額分を賃金として支払つたものであること。

二　前号に該当する派遣元事業主が雇用する派遣労働者の人数に一万円を乗じて得た額に五万円を加えた額（その額が前号ロの措置に要する金額に満たないときは、当該金額）

2　前項の規定にかかわらず、人材確保等支援助成コース助成金（前項の規定によるものに限る。次項において同じ。）は、国等に対しては、支給しないものとする。

3　第百二十条の二及び第百四十条の三の規定は、人材確保等支援助成コース助成金について準用する。この場合において、第百二十条の二第一項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金（同項の規定によるものに限る。以下この条及び第百四十条の三において同じ。）は」と、「事業主又は事業主団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体の」とあるのは「事業主の」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第十七条の二の四第一項の規定」と、「という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）」とあるのは「という。）」と、「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体に」とあるのは「事業主に」と、第百四十条の三第一項中「第百二十条に規定する雇用関係助成金及び第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金」と、同条第二項中「代理人等又は訓練機関」とあるのは「代理人等」と、「雇用関係助成金」とあるのは「人材確保等支援助成コース助成金」と読み替えるものとする。

第十七条の二の五及び第十七条の二の六　削除

第十七条の三　第百十八条の二第十項の規定の適用については、附則第十七条の二の七の規定により読み替えて適用する場合を除き、令和六年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる第百十八条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十項第一号ハ	その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被	その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被

第十七条の三　削除

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（就職促進手当） **第一条の四**　法第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。 一～六　（略）	（就職促進手当） **第一条の四**　法第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。 一～六　（略）
保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三時間以上延長する措置を講じた事業主（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）	保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三時間以上延長する措置を講じた、又は一時間以上三時間未満延長するとともに賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じ、当該有期契約労働者等の処遇の改善を図つた事業主（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）
第十項第二号	対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて、次のイからハまでに定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が四十五人を超える場合は、当該事業所につき四十五人までの支給に限る。） イ　一時間以上二時間未満　四万三千円（中小企業事業主にあつては、五万八千円） ロ　二時間以上三時間未満　八万八千円（中小企業事業主にあつては、十一万七千円） ハ　三時間以上　十七万八千円（中小企業事業主にあつては、二十三万七千円）
対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）	対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて、次のイからハまでに定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が四十五人を超える場合は、当該事業所につき四十五人までの支給に限る。） イ　一時間以上二時間未満　四万三千円（中小企業事業主にあつては、五万八千円） ロ　二時間以上三時間未満　八万八千円（中小企業事業主にあつては、十一万七千円） ハ　三時間以上　十七万八千円（中小企業事業主にあつては、二十三万七千円）

七　次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が指示した公共職業能力開発施設の行う職業訓練（イに該当する者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの

イ　次のいずれにも該当する者

(1)～(3)

(4)　厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に所得があるときは、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第七十二条から第八十二条まで、第八十三条の二、第九十二条、第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。）が厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者

ロ～ニ　（略）

2～15　（略）

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条各号に掲げる事業）	（法第九条各号に掲げる事業）
第七条　法第九条各号に掲げる事業として、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金を支給するものとする。	**第七条**　法第九条各号に掲げる事業として、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金を支給するものとする。
（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）	（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
（削る）	2　建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金は、第一号に該当する建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　建設労働者の入職の促進及び処遇の改善を図るため、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）、建設技能者の能力評価制度（建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の能力評価基準に基づき、建設技能者（工事現場における建築工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であって、建設キャリアアップシステムに登録された者

七　次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が指示した公共職業能力開発施設の行う職業訓練（イに該当する者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの

イ　次のいずれにも該当する者

(1)～(3)

(4)　厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に所得があるときは、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第七十二条から第八十二条まで、第八十三条の二、第九十二条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。）が厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者

ロ～ニ　（略）

2～15　（略）

をいう。以下この項において同じ。）の技能や経験を評価する制度をいう。）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度（専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和二年国土交通省告示第四百九十八号）第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の見える化評価基準に基づき、専門工事企業（建設技能者を雇用する事業者であって、建設キャリアアップシステムに事業者として登録された者をいう。）の施工能力（建設工事を施工する能力をいう。）、基礎情報（建設業法第三条第一項の許可の有無、財務状況その他の事業者に関する基礎的な情報をいう。）及びコンプライアンス（社会保険の加入その他法令及び社会規範の遵守の状況をいう。）のそれぞれについて四段階で評価することをいう。）（以下「建設キャリアアップシステム等」という。）の普及促進に資する事業として、建設事業主団体等の構成員である建設事業主のほか、職業安定局長が定める要件に該当する者に対して、次のいずれかのものを行う建設事業主団体等

イ　建設キャリアアップシステム等の登録又は申請に必要な費用の全部又は一部を補助する事業

ロ　建設キャリアアップシステム等の登録又は申請に関する手続の支援、相談、情報の提供その他の援助を行う事業

ハ　建設労働者の就業履歴を蓄積する機器又はソフトウエアの導入を促進するための事業

二　前号のイからハまでに掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）にあっては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあってはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

2　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する建設事業主団体等　前号ロ⑴又は⑵に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）にあっては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあってはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

ハ　（略）

3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する建設事業主団体等　前号ロ⑴又は⑵に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等にあっては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあってはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

ハ　（略）

3 建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金は、第一号に該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主であること。

イ （略）

ロ 中小建設事業主であって、建設作業に従事する女性労働者のための施設の貸与を受けるものであること。

ハ （略）

二 次のイからハまでに掲げる職業訓練推進団体又は中小建設事業主の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ （略）

ロ 前号ロに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（その額が九十万円を超えるときは、九十万円）

ハ （略）

4・5 （略）

6 一の事業年度において、第四項第一号ロ又は前項第一号イ若しくはロに該当する建設事業主等の一の事業所（建設事業主団体等にあっては、一の団体。以下この項において同じ。）に係る建設労働者認定訓練コース助成金又は建設労働者技能実習コース助成金の額（第四項第二号ロ又は前項第二号イ若しくはロに規定する額に限る。）が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、第四項又は前項の規定にかかわらず、一の事業所につき、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一 第四項第二号ロに定める額が一千万円を超える場合　一千万円

二 （略）

（国等に対する不支給）

第七条の四 第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

第七条の五 第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金（以下この条及び次条において「雇用関係助成金」という。）は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。

2・3 （略）

4 建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金は、第一号に該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主であること。

イ （略）

ロ 中小建設事業主であって、建設作業に従事する女性労働者（岩手県、宮城県又は福島県においては、男性労働者を含む建設労働者）のための宿舎その他の施設の貸与を受けるものであること。

ハ （略）

二 次のイからハまでに掲げる職業訓練推進団体又は中小建設事業主の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ （略）

ロ 前号ロに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（その額が九十万円を超えるときは、九十万円）（岩手県、宮城県又は福島県においては、一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円））

ハ （略）

5・6 （略）

7 一の事業年度において、第五項第一号ロ又は前項第一号イ若しくはロに該当する建設事業主等の一の事業所（建設事業主団体等にあっては、一の団体。以下この項において同じ。）に係る建設労働者認定訓練コース助成金又は建設労働者技能実習コース助成金の額（第五項第二号ロ又は前項第二号イ若しくはロに規定する額に限る。）が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、第五項又は前項の規定にかかわらず、一の事業所につき、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一 第五項第二号ロに定める額が一千万円を超える場合　一千万円

二 （略）

（国等に対する不支給）

第七条の四 第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

第七条の五 第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金（以下この条及び次条において「雇用関係助成金」という。）は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。

2・3 （略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第八項第一号イの職業訓練計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する雇入れ支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ハ(3)の人事評価制度等の整備に関する計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則附則第十五条の四の五第二項第一号ロの措置を講じた事業主に対する高年齢労働者処遇改善促進助成金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則附則第十七条の二の四第一項第一号イ及びロに該当する派遣元事業主に対する人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に第三条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（次項において「旧建労則」という。）第七条の二第二項第一号に係る届出を都道府県労働局長に行った建設事業主団体等に対する同項の規定による建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧建労則第七条の二第四項第一号ロに係る届出（岩手県、宮城県及び福島県に係るものに限る。）を都道府県労働局長に行った中小建設事業主に対する同項の規定による建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十六号

土地改良法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十四号）及び土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第百三十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）を実施するため、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（土地改良法施行規則の一部改正）

第一条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（審査の結果等の公告）	（審査の結果等の公告）
第十六条　法第八条第六項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を掲載してするものとする。	**第十六条**　法第八条第六項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載してするものとする。
（役員の就任の届出の手続）	（役員の就任の届出の手続）
第二十一条の二　法第十八条第三項又は第十三項の規定により役員が就任したときにおいて、同条第十八項の規定による届出をするには、当該役員の選任に係る選挙録又は総会の議事録の謄本を添付しなければならない。	**第二十一条の二**　法第十八条第三項又は第十二項の規定により役員が就任したときにおいて、同条第十七項の規定による届出をするには、当該役員の選任に係る選挙録又は総会の議事録の謄本を添付しなければならない。
（土地改良区の監事の要件の例外）	（土地改良区の監事の要件の例外）
第二十一条の四　法第十八条第七項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第二十一条の四**　法第十八条第六項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一～四　（略）	一～四　（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二条の二　法第二十六条第二項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第二十五条の三において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（議事録）

第二十八条　総会又は法第五十二条第五項（法第五十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の会議（第一号において「総会等」という。）の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席した組合員又はその会議の組織員のうち二人以上の者とともにこれに記名しなければならない。

一　開会の日時及び場所（総会等の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員若しくは組合員等又はその会議の組織員が総会等に出席した場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（総会等の場所を定めなかつた場合に限る。）

二～五　（略）

（組合員の資格得喪の通知）

第三十三条　法第四十四条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

一～三　（略）

2～4　（略）

5　法第四十四条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によつてしなければならない。

一～三　（略）

6　（略）

第三十八条の二　（略）

（削る。）

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二条の二　法第二十六条第二項（法第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの

イ・ロ　（略）

（新設）

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十五条の三において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（議事録）

第二十八条　総会又は法第五十二条第五項（法第五十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の会議の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席した組合員又はその会議の組織員のうち二人以上の者とともにこれに記名しなければならない。

一　開会の日時及び場所

二～五　（略）

（組合員の資格得喪の通知）

第三十三条　法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

一～三　（略）

2～4　（略）

5　法第四十三条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によつてしなければならない。

一～三　（略）

6　（略）

第三十八条の二　（略）

2　令第四十八条の二に規定する要件に適合する事業として開始された土地改良事業につき、当該土地改良事業の計画変更後においても、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該組合員が管理事業（同条第一号に規定する管理事業をいう。以下この項及び第六十七条の六において同じ。）に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとすれば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められる場合の法第四十八条第三項の農林水産省令で定める重要な部分は、前項の規定にかかわらず、当該土地改良事業の計画変更により、管理事業に係る土地改良事業計画の事項のうち次条に規定するものの変更を要する事項とする。

一　当該土地改良事業に要する費用

二　当該土地改良事業の施行後の管理事業に要する費用

（急施の場合）

第三十九条の二　令第四十八条の三の二第一号ロの農林水産省令で定める重要な部分は、当該土地改良施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。（削る。）

第四十条　法第四十九条第一項の応急工事計画においては、目的及び次に掲げる事項を定めなければならない。

一～七　（略）

（農業経営の合理化のために必要な施設）

第四十三条の九　法第五十三条の三第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　法第五十七条の九第一項に規定する情報通信技術の利用上必要な施設

四・五　（略）

第四十八条の四　法第五十七条の二第四項の規定による公告は、当該管理規程の概要を掲載してしなければならない。

（情報通信環境整備事業の実施手続）

第四十八条の九　法第五十七条の九第一項の規定による認可の申請には、第四十八条の五の規定を準用する。この場合において、同条中「第五十七条の四第一項」とあるのは、「第五十七条の九第一項」と読み替えるものとする。

第四十八条の十　法第五十七条の九第一項の情報通信環境整備事業の計画には、第四十八条の六の規定を準用する。この場合において、同条第六号中「農業用用排水の水質の汚濁の防止」とあるのは、「管理の効率化及び地域における情報通信技術の活用の促進」と読み替えるものとする。

第四十八条の十一　法第五十七条の十において準用する法第五十七条の九第一項の規定による変更の認可の申請には、第四十八条の七の規定を準用する。この場合において、同条中「第五十七条の八において準用する法第五十七条の四第一項」とあるのは、「第五十七条の十において準用する法第五十七条の九第一項」と読み替えるものとする。

第四十八条の十二　法第五十七条の十において準用する法第五十七条の九第一項の情報通信環境整備事業の計画の変更には、第四十八条の十の規定を準用する。

（連携管理保全事業の実施手続）

第四十八条の十三　法第五十七条の十一第一項の規定による認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款を変更する必要があるときは変更後の定款

二　法第五十七条の十一第一項の議決に係る総会の議事録の謄本

三　法第五十七条の十一第四項の規定により法第五十七条の十四第一項に規定する協議会又は法第五十七条の十一第四項に規定する者の意見を聴いたことを証する書面

四　法第五十七条の十一第三項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、第四十八条の九において準用する第四十八条の五第四号から第七号までに掲げる書面

五　法第五十七条の十一第三項第二号に掲げる事項を定める場合にあつては、第五十条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる書面

（新設）

（急施の場合）

第四十条　法第四十九条第一項の応急工事計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～七　（略）

（農業経営の合理化のために必要な施設）

第四十三条の九　法第五十三条の三第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新設）

三・四　（略）

第四十八条の四　法第五十七条の二第四項の規定による公告は、当該管理規程の概要を記載してしなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第四十八条の十四　法第五十七条の十一第四項の農林水産省令で定める者は、関係市町村長（関連施設の管理者である市町村長を除く。）とする。

第四十八条の十五　法第五十七条の十三の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　法第五十七条の十一第一項に規定する関係者が、その組織を変更したことに伴う変更

三　土地改良区の合併に伴う変更

四　前三号に掲げるもののほか、連携管理保全計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

第四十八条の十六　法第五十七条の十三において準用する法第五十七条の十一第一項の規定による変更の認可の申請には、第四十八条の十三の規定を準用する。

（清算人による貸借対照表の作成を要しない土地改良区）

第四十九条の二　法第六十九条第一項の農林水産省令で定める土地改良区は、第二十五条の二に規定する土地改良区とする。

（土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人）

第四十九条の三　法第六十九条第二項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　一般社団法人

二　認可地縁団体

第四十九条の四　（略）

（解散等の認可申請手続）

第五十二条の四　法第八十三条の二第二項の規定による認可の申請をするには、その申請書に、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該申請に係る土地改良区連合の所属土地改良区がなくなつたことを証する書面及び同項の議決に係る総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

2　前項の場合において法第四十一条第一項の規定により債権者の同意を要するときは、前項の書類のほか、その同意があつたことを証する書面、その同意が得られない場合にあつてはその事由を記載した書面を添付しなければならない。

第五十二条の五　法第八十三条の二第三項の規定による認可の申請をするには、その申請書に、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該申請に係る土地改良区連合の所属土地改良区がなくなつたことを証する書面、変更後の定款及び同項の議決に係る総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

2　前項の場合において法第四十一条第一項の規定により債権者の同意を要するときは、前項の書類のほか、その同意があつたことを証する書面、その同意が得られない場合にあつてはその事由を記載した書面を添付しなければならない。

第五十七条の二の二　（略）

2　前項の公告は、法第八十五条第六項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出の方法を掲載してするものとする。

3　（略）

（新設）

（新設）

（清算人による貸借対照表の作成を要しない土地改良区）

第四十九条の二　法第六十九条の農林水産省令で定める土地改良区は、第二十五条の二に規定する土地改良区とする。

（新設）

第四十九条の三　（略）

（新設）

（新設）

第五十七条の二の二　（略）

2　前項の公告は、法第八十五条第六項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出の方法を記載してするものとする。

3　（略）

第六十三条　法第八十七条の三第二項の規定による同意を得ようとする場合には、同項の土地改良事業の計画の概要を書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。次条から第六十六条までにおいて同じ。）により示さなければならないものとする。

第六十六条　法第八十七条の三第四項の規定による要請は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一　（略）

二　当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定又は所有権の取得の状況を記載した書面

三　（略）

（急施の場合）

第六十七条の二　令第五十条の二の十一第一号イ(2)の農林水産省令で定める重要な部分は、当該農業用用排水施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。

第六十七条の二の二　令第五十条の二の十一第二号イの農林水産省令で定める重要な部分は、法第八十七条の四第一項第二号の既存の農業用用排水施設の管理の方法及び令第五十条の二の十一第二号イの土地改良事業の施行後の農業用用排水施設の管理の方法で管理の体制、貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。

第六十七条の二の三　（略）

第六十七条の三　法第八十七条の四第一項の緊急防災等工事計画には、第十四条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項第十号中「農作物の増産、営農に要する労力の節減」とあるのは「災害の防止又は老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことによる決壊その他の事故による被害の防止」と、同条第二項中「法第七条第三項」とあるのは「法第八十七条の四第四項において準用する法第七条第三項」と読み替えるものとする。

第六十七条の四の二　令第五十条の二の十二第一号ロの農林水産省令で定める重要な部分は、当該土地改良施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。

（土地改良事業計画の変更等の手続）

第六十七条の六　法第八十八条第一項の農林水産省令で定める重要な部分は、第五十八条において準用する第十四条の二の規定により定める土地改良事業計画の事項のうち次に掲げる事項（他の土地改良事業の施行に伴い管理事業（令第四十八条第一号に規定する管理事業をいう。）に係る土地改良事業計画の変更をする場合にあつては、第二号及び第三号（第二号に係る部分に限る。）に掲げる事項を除く。）であつて農林水産大臣が定めるものとする。

一～三　（略）

第六十三条　法第八十七条の三第二項の規定による同意を得ようとする場合には、同項の土地改良事業の計画の概要を書面により示さなければならないものとする。

第六十六条　法第八十七条の三第四項の規定による要請は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一　（略）

二　当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定の状況を記載した書面

三　（略）

（急施の場合）

第六十七条の二　令第五十条の二の十一第一号ロの農林水産省令で定める重要な部分は、当該農業用用排水施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるものとする。

（新設）

第六十七条の二の二　（略）

第六十七条の三　法第八十七条の四第一項の緊急防災工事計画には、第十四条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項第十号中「農作物の増産、営農に要する労力の節減」とあるのは「災害の防止」と、同条第二項中「法第七条第三項」とあるのは「法第八十七条の四第四項において準用する法第七条第三項」と読み替えるものとする。

（新設）

（土地改良事業計画の変更等の手続）

第六十七条の六　法第八十八条第一項の農林水産省令で定める重要な部分は、第五十八条において準用する第十四条の二の規定により定める土地改良事業計画の事項のうち次に掲げる事項（他の土地改良事業の施行に伴い管理事業に係る土地改良事業計画の変更をする場合にあつては、第二号及び第三号（第二号に係る部分に限る。）に掲げる事項を除く。）であつて農林水産大臣が定めるものとする。

一～三　（略）

（削る。）

第六十七条の六の二　法第八十八条第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の十とする。

第六十七条の四十一　法第八十八条第十九項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六に規定するものとする。

第六十八条　法第八十八条第十九項の規定により読み替えられる法第八十七条の四第二項の農林水産省令で定める場合は、当該緊急防災等工事計画の変更により、当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設に係る予定管理方法等の変更を要しない場合とする。

第六十八条の四の十七　法第九十三条の二第二項の規定による公告は、当該管理規程の概要及び備置場所を掲載してするものとする。

第七十五条の三　法第九十五条の二第二項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六に規定するものとする。

第七十五条の三の二　法第九十五条の二第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の十とする。

第七十六条　法第九十六条において準用する法第五十条、法第五十二条第一項、第四項及び第五項、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項並びに法第五十七条の二の場合には、それぞれ第四十一条の二及び第四十二条、第二十八条、第四十三条及び第四十三条の三、第四十三条の四及び第四十三条の五、第四十三条の六及び第四十三条の八、第四十三条の九、第四十三条の十及び第四十三条の十一、第四十四条及び第四十四条の二、第四十五条、第四十五条の二並びに第四十七条から第四十八条の四までの規定を準用する。

第七十六条の八　法第九十六条の三第二項の農林水産省令で定める重要な部分は、第六十七条の六に規定するものとする。

第七十六条の八の二　法第九十六条の三第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の十とする。

第七十六条の十五　法第九十六条の四第一項において準用する法第五十条、法第五十二条第一項及び第五項前段、法第五十二条の二第四項、法第五十二条の五、法第五十三条第一項、法第五十三条の二の二第一項、法第五十三条の三第一項、法第五十三条の三の二、法第五十三条の四、法第五十四条第五項、法第五十四条の二第七項、法第五十七条の二第一項から第三項まで、法第八十七条の三第二項から第四項まで及び第七項、法第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、法第八十七条の五、法第八十八条第十六項から第十九項まで、法第九十条第七項並びに法第九十三条の場合には、それぞれ第四十一条の二及び第四十二条、第二十八条及び第四十三条、第四

第四十四条及び第四十四条の二、第四十五条、第四十五条の二、第四十七条から第四十八条の三まで、第六十二条から第六十七条の五まで、第六十七条の三十三から第六十八条まで、第六十八条の四の八並びに第六十八条の四の十四の規定を準用する。この場合において、第四十八条中「認可の申請をするには、その申請書に」とあるのは「協議は、」と、第四十八条の三中「認可の申請」とあるのは「協議」と、第六十七条の四十二中「及び法第八十七条第五項」とあるのは、「、法第八十七条第五項及び法第八十七条の四第二項」と、「及び第五十九条」とあるのは「、第五十九条及び第六十七条の二の二第一項」と読み替えるものとする。

（削る。）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） **第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～二十六　（略） 二十六の二　地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設で、第二十八号イからトまでに掲げる要件の全てを満たすもの イ～ホ　（略） ヘ　当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。次号ルにおいて同じ。）の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。同号ルにおいて同じ。）の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号ルにおいて同じ。）の存続期間が満了しているものであること。 二十七・二十八　（略） 2　（略）	（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） **第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～二十六　（略） 二十六の二　地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設で、第二十八号イからトまでに掲げる要件の全てを満たすもの イ～ホ　（略） ヘ　当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。次号ルにおいて同じ。）の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号ルにおいて同じ。）の存続期間が満了しているものであること。 二十七・二十八　（略） 2　（略）

十七条から第四十八条の三まで、第六十七条の二から第六十七条の四まで、第六十七条の五、第六十七条の四十一、第六十七条の四十二及び第六十八条、第六十八条の四の八並びに第六十八条の四の十四の規定を準用する。この場合において、第四十八条中「認可の申請をするには、その申請書に」とあるのは「協議は、」と、第四十八条の三中「認可の申請」とあるのは「協議」と、第六十七条の四十二中「及び法第八十七条第五項」とあるのは、「、法第八十七条第五項及び法第八十七条の四第二項」と、「及び第五十九条」とあるのは「、第五十九条及び第六十七条の二の二第一項」と読み替えるものとする。

（特別区等に対する規定の適用）

第百五条　この省令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区（総合区を含む。次項において同じ。）又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

2　前項の規定を農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この省令」とあるのは、「この省令（第二条第一項及び第七十八条第三項を除く。）」とする。

第百六条　（略）

（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第三条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（事業規程の承認基準） **第九条**　法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　法第七条第一号に掲げる事業として農用地等を貸し付けるに当たって、あらかじめ、当該農用地等の貸付けの相手方に対し、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による土地改良事業が行われることがあることについて、その旨を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。第二十条の八において同じ。）の交付又は提供により説明すること。 （地域計画に定めることを提案することができる事項） **第二十条の四**　法第二十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、同項に規定する対象区域において一体として行われる土地改良事業（土地改良法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業をいう。第二十条の七及び第二十条の八において同じ。）その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための事業の利用に関する事項とする。	（事業規程の承認基準） **第九条**　法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～四　（略） （新設） （地域計画に定めることを提案することができる事項） **第二十条の四**　法第二十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、同項に規定する対象区域において一体として行われる土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業をいう。第二十条の七及び第二十条の八において同じ。）その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための事業の利用に関する事項とする。

（優良田園住宅の建設の促進に関する法律第四条第五項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する省令の一部改正）

第四条　優良田園住宅の建設の促進に関する法律第四条第五項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する省令（平成十年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農林水産大臣に対する協議を要する事由） **第一条**　優良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第五項の農林水産省令で定める事由は、優良田園住宅建設計画の土地の区域に、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内の土地であって、次のいずれかに該当するものが含まれていることとする。 一　（略） 二　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。）の施行に係る区域内にある土地であってその土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）の存続期間が満了していないもの	（農林水産大臣に対する協議を要する事由） **第一条**　優良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第五項の農林水産省令で定める事由は、優良田園住宅建設計画の土地の区域に、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内の土地であって、次のいずれかに該当するものが含まれていることとする。 一　（略） 二　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。）の施行に係る区域内にある土地であってその土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）の存続期間が満了していないもの

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第七条**　法第五条第十三項第一号ハ（同条第二十三項及び第二十五項（これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合並びに同条第二十八項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　法第五条第四項第一号に規定する土地を農用地等以外の用に供する場合にあっては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。 イ～ト　（略） チ　当該土地が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。第十三条第八号において同じ。）の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。 二　（略）	（活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第七条**　法第五条第十三項第一号ハ（同条第二十三項及び第二十五項（これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合並びに同条第二十八項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　法第五条第四項第一号に規定する土地を農用地等以外の用に供する場合にあっては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。 イ～ト　（略） チ　当該土地が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。第十三条第八号において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。 二　（略）

（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第四条第二項の規定により土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第四項の規定を読み替えて適用する場合における土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十八条の二第二号の規定の適用については、同号中「貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時」とあるのは、「干ばつ時」とする。	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第四条第二項の規定により土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第四項の規定を読み替えて適用する場合における土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十八条の二第一項第二号の規定の適用については、同号中「貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時」とあるのは、「干ばつ時」とする。

（農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第七条　農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第七条**　法第十七条の二十五第三項第十号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～六　（略）	（福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第七条**　法第十七条の十九第三項第十号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～六　（略）

七　福島農林水産業振興施設の用に供する土地が、土地改良法第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）の存続期間が満了しているものであること。

八　（略）

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（土地改良事業の説明） **第七条**　法第八条第三項第三号ホ及び第四号ハの規定による説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業が行われることがあることを記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。第十七条において同じ。）の交付又は提供により行うものとする。	（土地改良事業の説明） **第七条**　法第八条第三項第三号ホ及び第四号ハの規定による説明は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）の存続期間が満了しているものであること。 八　（略）

（農林水産省関係地域再生法施行規則の一部改正）

第九条　農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第二条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の十七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～六　（略） 七　整備誘導施設の用に供する土地が、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。第六条第七号において同じ。）の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。同号において同じ。）の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。 八　（略）	（整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第二条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の十七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～六　（略） 七　整備誘導施設の用に供する土地が、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。第六条第七号において同じ。）の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。 八　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十七号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）	（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）
第六条　法第十二条第一項第一号イの経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であって、次に掲げるものとする。	**第六条**　法第十二条第一項第一号イの経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であって、次に掲げるものとする。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。	十一　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継受贈者」という。）であること。	ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継受贈者」という。）であること。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　当該贈与の直前において当該中小企業者の役員であること。	(3)　当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。
(4)～(9)　（略）	(4)～(9)　（略）
チ・リ　（略）	チ・リ　（略）
十二　（略）	十二　（略）
十三　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与（当該贈与に係る贈与税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は前号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。	十三　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与（当該贈与に係る贈与税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は前号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第二種特例経営承継受贈者」という。）であること。	ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第二種特例経営承継受贈者」という。）であること。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　当該贈与の直前において当該中小企業者の役員であること。	(3)　当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。
(4)～(7)　（略）	(4)～(7)　（略）
チ～ヌ　（略）	チ～ヌ　（略）
十四・十五　（略）	十四・十五　（略）
2～8　（略）	2～8　（略）

9　第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十一号チ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得し、かつ、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始したときについて準用する。この場合において、「第一項第七号チ(1)又は(2)」とあるのは「第一項第十一号チ(1)又は(2)」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十二号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(3)及び(6)並びにチ」と、「第六条第一項第八号ト(3)」とあるのは「第六条第一項第十二号ト(2)」と、「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けている当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者である場合を除く。」と、「贈与の日まで引き続き三年以上にわたり」とあるのは「贈与の直前において」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第九項の規定により読み替えられた同条第七項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

10・11　（略）

12　第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十三号チ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得し、かつ、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始したときについて準用する。この場合において、「第一項第七号チ(1)又は(2)」とあるのは「第一項第十三号チ(1)又は(2)」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十四号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)及び(3)、チ並びにリ」と、「第六条第一項第八号ト(3)」とあるのは「第六条第一項第十四号ト(2)」と、「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けている当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者である場合を除く。」と、「贈与の日まで引き続き三年以上にわたり」とあるのは「贈与の直前において」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第九項の規定により読み替えられた同条第七項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

13～15　（略）

9　第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十一号チ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得し、かつ、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始したときについて準用する。この場合において、「第一項第七号チ(1)又は(2)」とあるのは「第一項第十一号チ(1)又は(2)」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十二号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(3)及び(6)並びにチ」と、「第六条第一項第八号ト(3)」とあるのは「第六条第一項第十二号ト(2)」と、「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けている当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者である場合を除く。」と、「贈与の日まで引き続き三年以上にわたり」とあるのは「贈与の直前において」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第七項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

10・11　（略）

12　第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十三号チ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得し、かつ、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始したときについて準用する。この場合において、「第一項第七号チ(1)又は(2)」とあるのは「第一項第十三号チ(1)又は(2)」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十四号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)及び(3)、チ並びにリ」と、「第六条第一項第八号ト(3)」とあるのは「第六条第一項第十四号ト(2)」と、「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けている当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者である場合を除く。」と、「贈与の日まで引き続き三年以上にわたり」とあるのは「贈与の直前において」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第九項の規定により読み替えられた同条第七項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

13～15　（略）

16　法第十二条第一項第二号イの経済産業省令で定める事由は、他の個人である中小企業者の死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の譲渡に起因する当該事業の経営の承継に伴い生じる事由であって、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　次に掲げる要件のいずれにも該当する場合であって、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者から贈与により取得した特定事業用資産（当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業に係る特定事業用資産に限る。以下この号において同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ～ニ　（略）

ホ　当該個人である中小企業者が当該贈与の直前において当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと。

ヘ～カ　（略）

八～十一　（略）

17　個人である中小企業者が、贈与により他の個人である中小企業者の特定事業用資産を取得していた場合において、当該贈与の日の属する年において当該他の個人である中小企業者の相続が開始し、かつ、当該他の個人である中小企業者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該特定事業用資産の価額が相続税の課税価格に加算されることとなるとき（当該特定事業用資産について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）は、第十六項第八号の規定の適用については、当該贈与により取得した特定事業用資産を当該他の個人である中小企業者から相続又は遺贈により取得した特定事業用資産とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第六条第十六項第八号ニ	当該相続の開始の直前において、当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと（当該他の個人である中小企業者が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。	当該贈与の直前において当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと。
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第七条第十一項第五号	当該個人である中小企業者が、当該相続の開始の直前において、当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面	当該個人である中小企業者が、当該贈与の直前において、当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面

16　法第十二条第一項第二号イの経済産業省令で定める事由は、他の個人である中小企業者の死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の譲渡に起因する当該事業の経営の承継に伴い生じる事由であって、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　次に掲げる要件のいずれにも該当する場合であって、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者から贈与により取得した特定事業用資産（当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業に係る特定事業用資産に限る。以下この号において同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ～ニ　（略）

ホ　当該個人である中小企業者が当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと。

ヘ～カ　（略）

八～十一　（略）

17　個人である中小企業者が、贈与により他の個人である中小企業者の特定事業用資産を取得していた場合において、当該贈与の日の属する年において当該他の個人である中小企業者の相続が開始し、かつ、当該他の個人である中小企業者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該特定事業用資産の価額が相続税の課税価格に加算されることとなるとき（当該特定事業用資産について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）は、第十六項第八号の規定の適用については、当該贈与により取得した特定事業用資産を当該他の個人である中小企業者から相続又は遺贈により取得した特定事業用資産とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第六条第十六項第八号ニ	当該相続の開始の直前において、当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと（当該他の個人である中小企業者が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。	当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと。
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第七条第十一項第五号	当該個人である中小企業者が、当該相続の開始の直前において、当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面	当該個人である中小企業者が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面

（略）	（略）	（略）	（略）

18～26　（略）

（認定の申請）

第七条　（略）

2～9　（略）

10　法第十二条第一項の認定（前条第十六項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限前に当該他の個人である中小企業者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において、当該他の個人である中小企業者の相続が開始し、かつ、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該特定事業用資産の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該特定事業用資産について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあっては、当該他の個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該個人である中小企業者の相続が開始した場合にあっては、当該個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七の五による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一～六　（略）

七　当該個人である中小企業者が、当該贈与の直前において当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面

八～十一　（略）

11～15　（略）

様式第七の三、第七の四、第七の五、第八の三、第八の四及び第八の五中「贈与の日前３年以上にわたる」を「贈与の直前における」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第六条第一項第十一号ト(3)、同項第十三号ト(3)、同条第九項及び第十二項の規定は、令和七年一月一日以後に中小企業者（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の代表者が当該中小企業者の株式等（同法第三条第二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を贈与により取得した場合について適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合については、なお従前の例による。

3　新規則第六条第十六項第七号ホ及び第十七項並びに第七条第十項第七号の規定は、令和七年一月一日以後に他の個人である中小企業者の特定事業用資産（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第一条第二十九項に規定する特定事業用資産をいう。以下この項において同じ。）を贈与により取得した場合について適用し、同日前に他の個人である中小企業者の特定事業用資産を贈与により取得した場合については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十八号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第三項及び第五十二第一項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

（略）	（略）	（略）	（略）

18～26　（略）

（認定の申請）

第七条　（略）

2～9　（略）

10　法第十二条第一項の認定（前条第十六項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限前に当該他の個人である中小企業者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において、当該他の個人である中小企業者の相続が開始し、かつ、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該特定事業用資産の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該特定事業用資産について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあっては、当該他の個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該個人である中小企業者の相続が開始した場合にあっては、当該個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七の五による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一～六　（略）

七　当該個人である中小企業者が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面

八～十一　（略）

11～15　（略）

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（経営力向上設備等の要件等） **第十六条**　法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの イ　（略） ロ　当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト（設備を利用して商品の生産等をする際に必要となる資材の数量、工数等をいう。次項第一号ロにおいて同じ。）の指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。 （略） 二　機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における実施期間内の各年の平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 設備の取得等をする年度の翌年度以降、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過するまでの間の各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度を始期とする三箇年度から五箇年度までの事業者が任意に設定する期間（以下この号において「任意期間」という。）の最終年度の翌年度以降にあっては、当該年度の前年度の額に増加率（任意期間の最終年度の額からその前年度の額を控除した額を、当該前年度の額で除した割合をいう。）を乗じて得られる額。以下この条において同じ。）を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額 （削る）	（経営力向上設備等の要件） **第十六条**　法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの イ　（略） ロ　当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。 （略） 二　機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額 三　機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 イ　情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること

三　（略）

2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当する設備等（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業（主要な事業であるものを除く。次項において「コインランドリー業」という。）の用に供するもの（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものに限る。）及び暗号資産マイニング業の用に供するものを除く。）とする。

一　次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの

イ　（略）

ロ　当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コストの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

（略）

二　機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。次項において同じ。）、工具、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。同項において同じ。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における実施期間内の各年の平均の投資利益率が七パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

設備の取得等をする年度の翌年度以降、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過するまでの間の各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

ロ　現に実施している事業に関するデータ（電磁的記録に記録された情報をいう。次項第三号ロにおいて同じ。）の集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源（法第二条第十項に規定する経営資源をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）等の最適化を行うことができるようにすること。

ハ　情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。

四　（略）

2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、コインランドリー業（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業をいう。）又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの以外の設備等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの

イ　（略）

ロ　当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

（略）

二　機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

（削る）

三　（略）

3　第一項の設備等のうち、経営力向上及び経営の規模の拡大に著しく資する設備等は、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物及びその附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における実施期間内の各年の平均の投資利益率が七パーセント以上となることが見込まれるものであること及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等（建物の新設又は増設をする場合における当該建物を含む生産等設備を構成するものに限るものとし、コインランドリー業の用に供するもの（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものに限る。）及び暗号資産マイニング業の用に供するものを除く。）とする。

設備の取得等をする年度の翌年度以降、取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過するまでの間の各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額を平均した額÷設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

4　前項の経済産業大臣の確認を受けて同項に規定する設備等を導入して経営の向上を図るものとして経営力向上計画の認定を受けた事業者については、同項の投資計画の進捗状況を経済産業大臣に報告しなければならない。

三　機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第七条第一項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその同項に規定する構成員等を含む。以下この号において同じ。）が取得、製作又は建設をする設備であって農業の用に供するもの及び同法第七条第一項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する農業者等に係る同法第七条第三項第一号に規定するスマート農業技術活用サービス事業者が取得、製作又は建設をする設備であって同法第二条第二項に規定する農業者等の委託を受けて農作業を行う事業の用に供するものを除く。）

イ　情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること

ロ　現に実施している事業に関するデータの集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源等の最適化を行うことができるようにすること。

ハ　情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。

四　（略）

（新設）

（新設）

（先端設備等導入計画の認定の申請）

第二十五条　（略）

２・３　（略）

４　当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。）から当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

５　（略）

（先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請）

第二十六条　（略）

２～４　（略）

５　当該先端設備等導入計画の変更の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該変更の申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該変更の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

様式第22（第25条関係）

（略）

（記載要領）

（略）

１～５　（略）

６　雇用に関する事項

国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針（先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度（令和７年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5％以上とする旨のものに限る。）を表明したときには、その内容を記載することとし、比較雇用者給与等支給額に対する割合が３％以上である場合は３％以上であることを記載すること。

（略）

様式第23（第26条関係）

（略）

（先端設備等導入計画の認定の申請）

第二十五条　（略）

２・３　（略）

４　当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）から当該日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

５　（略）

（先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請）

第二十六条　（略）

２～４　（略）

（新設）

様式第22

（略）

（記載要領）

（略）

１～５　（略）

６　雇用に関する事項

国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針（先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5％以上とする旨のものに限る。）を表明したときには、その内容を記載すること。

（略）

様式第23

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経営力向上計画に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条第二項第一号及び第二号の規定は、特定事業者等（中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下この条において同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける法第十七条第一項の認定（法第十八条第一項の変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画（法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等について適用し、特定事業者等が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち施行日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（先端設備等導入計画に関する経過措置）

第三条　新規則第二十五条の規定は、法第二条第一項に規定する中小企業者が施行日以後に法第五十二条第一項の規定により申請する先端設備等導入計画（同項に規定する先端設備等導入計画をいう。第三項において同じ。）に記載された先端設備等（法第二条第十四項に規定する先端設備等をいう。）について適用する。

2　施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請又は法第五十三条第一項の変更の認定の申請であって、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3　施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請に係る先端設備等導入計画に係る法第五十三条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

○国土交通省令第四十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省組織規則等の一部を改正する省令

（国土交通省組織規則の一部改正）

第一条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	附　則
（国土政策局地域振興課半島振興室の設置期間の特例等）	（国土政策局地域振興課半島振興室の設置期間の特例等）
第五条　国土政策局地域振興課半島振興室は、令和十七年三月三十一日まで置かれるものとする。	**第五条**　国土政策局地域振興課半島振興室は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。
2　半島振興室は、第四十一条第二項に規定する事務のほか、令和十七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和　六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。	2　半島振興室は、第四十一条第二項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）	（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）
第八条　道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	**第八条**　道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期　限	事　務
令和十三年三月三十一日	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十六条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	半島振興法第十一条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
令和十七年三月三十一日	

期　限	事　務
令和七年三月三十一日	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十六条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
令和十三年三月三十一日	

（地方整備局組織規則の一部改正）

第二条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

附　則

（企画部の所掌事務の特例）

第三条　企画部は、第六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）をつかさどる。

期限	事務
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。次条において同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。
令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。次条において同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。
令和十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。次条において同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。次条において同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。

改正前

附　則

（企画部の所掌事務の特例）

第三条　企画部は、第六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）をつかさどる。

期限	事務
令和七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。
令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。

（建政部の所掌事務の特例）

第四条　建政部は、第七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）をつかさどる。

期限	事務
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
令和十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）

2　（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第三条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
附　則		**附　則**	
（開発監理部の所掌事務の特例）		（開発監理部の所掌事務の特例）	
第三条　開発監理部は、第一条の二各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。		**第三条**　開発監理部は、第一条の二各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	
期限	事務	期限	事務
令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	令和七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
令和十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	令和九年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
		令和十五年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土

（建政部の所掌事務の特例）

第四条　建政部は、第七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）をつかさどる。

期限	事務
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
令和九年三月三十一日	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
令和十五年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）

2　（略）

振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	令和十七年三月三十一日
半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	

2　（略）

（開発監理部開発計画課の所掌事務の特例）

第六条　開発監理部開発計画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

事務	期限
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和九年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和十五年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和十七年三月三十一日

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　開発監理部開発調査課は、第十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

事務	期限
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和九年三月三十一日
離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和十五年三月三十一日
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和十七年三月三十一日

壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	令和九年三月三十一日
離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	令和十五年三月三十一日

2　（略）

（開発監理部開発計画課の所掌事務の特例）

第六条　開発監理部開発計画課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

事務	期限
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和七年三月三十一日
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和九年三月三十一日
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調整その他当該計画の推進に関する事務	令和十五年三月三十一日

（開発監理部開発調査課の所掌事務の特例）

第七条　開発監理部開発調査課は、第十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

事務	期限
振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和七年三月三十一日
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和九年三月三十一日
特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務	令和十五年三月三十一日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）を実施するため、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用） **第十九条**　会社は、法第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。次項において同じ。）の設定（次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行われるものに限る。以下この条において同じ。）をした場合には、当該設定に係る収益の額及び費用の額については、当該設定の日の属する事業年度以後の各事業年度の決算において次項に定めるところにより経理しなければならない。 一　（略） 二　当該設定の日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二年以上であること。 三　当該契約において定められている当該設定の日までに支払の期日の到来する賦払金の額の合計額が当該設定の対価の額の三分の二以下となっていること。 2　前項の当該設定に係る収益の額及び費用の額は、当該設定の対価の額及び原価の額に当該設定に係る賦払金割合（公共施設等運営権の設定の対価の額のうちに、当該対価の額に係る賦払金であって各事業年度においてその支払の期日が到来するものの合計額（当該賦払金につき既に当該事業年度開始の日前に支払を受けている金額がある場合には、当該金額を除くものとし、翌事業年度以後において支払の期日が到来する賦払金につき当該事業年度中に支払を受けた金額がある場合には、当該金額を含む。）の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額とする。	（公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用） **第十九条**　会社は、法第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この条において同じ。）の設定（次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行われるものに限る。）をした場合には、その公共施設等運営権の設定に係る収益の額及び費用の額については、その公共施設等運営権の設定の日の属する事業年度以後の各事業年度の決算において法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十三条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなければならない。 一　（略） 二　その公共施設等運営権の設定の日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二年以上であること。 三　当該契約において定められているその公共施設等運営権の設定の日までに支払の期日の到来する賦払金の額の合計額がその公共施設等運営権の設定の対価の額の三分の二以下となっていること。 （新設）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

告　示

国会事項

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程は、三月二十六日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程（昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「旅行日数に応じて日額一万九千二百円（議長にあつては、日額二万二千百円）の定額による旅費のほか、内閣総理大臣等（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第一項第二号に規定する内閣総理大臣等をいう。）」を「内閣総理大臣等（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第一条第二項第一号に規定する内閣総理大臣等をいう。）」に改め、「旅行する場合」の下に「に支給する旅費」を加え、「及び航空賃」を「、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第二項中「遺族」の下に「（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第七号に規定する遺族をいう。第九条第四項において同じ。）」を加え、「死亡地から東京都千代田区永田町までの往復に要する前職務相当の」を「政府職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合の例により、」に改め、同条第三項を削る。

第五条から第八条まで　削除

第九条第一項中「、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費」を「、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項に規定する場合において、議長、副議長又は議員が死亡したときは、その遺族に対し、政府職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合の例により、旅費を支給する。

附　則

（施行期日）

第一条　この規程は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出発した旅行で、施行日以後に旅行内容に変更が生じた場合は、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（裁判官弾劾裁判所裁判員旅費支給規程及び裁判官訴追委員旅費支給規程の一部改正）

第三条　次に掲げる規程の規定中「から第七条まで」を削る。

一　裁判官弾劾裁判所裁判員旅費支給規程（昭和二十七年七月九日両院議長協議決定）

二　裁判官訴追委員旅費支給規程（昭和四十九年四月二十七日両院議長協議決定）

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程は、三月二十六日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第二条中「鉄道賃及び船賃は別表第一により、車賃及び日当は別表第二の定額によつてこれを支給する」を「旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、指定職職員等（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第一条第二項第二号に規定する指定職職員等をいう。）の例による」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　証人等に支給する日当の額は、陳述（証人の補佐人にあつては、助言。以下同じ。）に要した時間（これに準ずる時間を含む。以下同じ。）が四時間未満の場合は一万八千八百円、陳述に要した時間が四時間以上の場合は二万二千九百円とする。

第四条第一項中「滞在宿所、証人等としての滞在日数及び途中天災その他止むを得ない事由によつて要した日数」を「宿泊地及び証人等として宿泊した日」に改め、同条第二項中「途中」を削り、「止むを得ない事由によつて要した日数については」を「やむを得ない事情により要した日があつたときは、当該やむを得ない事情により要した日を前項の請求書に記載し」に、「添附し」を「添付し」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に議院に出頭をし又は陳述（証人の補佐人にあつては、助言。以下同じ。）をした証人等（議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程第二条に規定する証人等をいう。以下同じ。）の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当について適用し、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当については、なお従前の例による。ただし、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅行で、施行日以後に旅行内容に変更が生じた場合は、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分については、なお従前の例による。